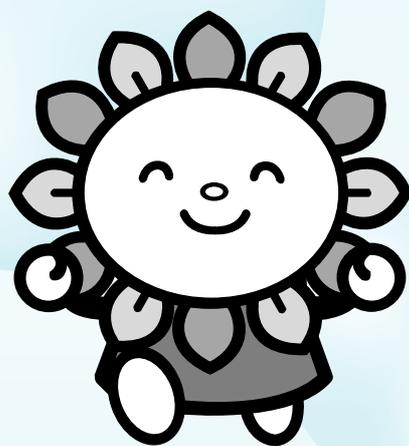


尾張旭市 障害者計画・障害福祉計画

平成21～23年度（第2期）



尾張旭市
平成21年3月

は じ め に

尾張旭市では、平成11年に「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき『尾張旭市障害者計画(平成11年～20年度)』を策定し、障害のある人の暮らしやすいまちづくりを推進してきました。また、平成18年には、身体・知的・精神の三障害共通のサービス提供や在宅生活の促進等に力を入れた『尾張旭市障害福祉計画(平成18年～20年度)』を策定し、障害のある人の自立支援のための事業を関係団体、関係事業所のご協力を得て進めてまいりました。

この間、国においては、支援費制度の導入から障害者自立支援法の制定へと大きく変容したとともに、その後も利用実態にあわせた幾度もの制度の見直しがありました。他方では、平成18年12月に、障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利条約」が国連で採択され、日本でも平成19年9月に署名するなど、今後も障害のある人たちを取り巻く環境は変化し続けるものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、尾張旭市では、本市の障害者基本計画にあたる『尾張旭市障害者計画』と障害福祉サービスを中心とした『尾張旭市障害福祉計画』を一体とし、変化する環境や制度に柔軟に対応できるよう両計画の計画期間を平成21～23年度の3か年とする『尾張旭市障害者計画・障害福祉計画(第2期)』を策定しました。

計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました策定会議の構成員の皆さま、調査等にご協力いただきました市民の皆さま、障害者団体や関係機関の皆さまに心から厚くお礼を申し上げますとともに、計画の推進に向けて、今後とも、市民の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年3月

尾張旭市長 谷口 幸治



第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨	2
(1) これまでの経緯	2
(2) 計画策定の趣旨	3
(3) 上位・関連計画	4
2 計画の概要	7
(1) 障害者計画と障害福祉計画との関係	7
(2) 計画の対象者及び障害者の範囲	8
(3) 計画期間	9
3 基本理念と基本目標	10
(1) 障害者計画の基本理念と基本目標	10
(2) 障害福祉計画の基本理念と基本目標	12
4 策定体制及び策定日程	14
(1) 策定体制	14
(2) 策定日程	15

第2章 障害者の状況について

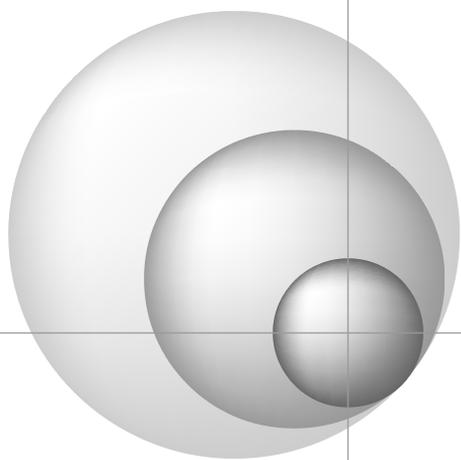
1 障害者の状況	18
(1) 障害者人口の推移	18
(2) 障害の程度	20
(3) 障害程度区分認定の状況	23
(4) 将来推計	25
2 実態調査結果の概要等	26
(1) 市民調査	26
(2) 事業所・団体調査	36

第3章 障害者計画・障害福祉計画について

1 障害者計画	40
（1）施策体系	40
施策1	42
施策2	56
施策3	64
施策4	76
2 障害福祉計画	84
（1）施策体系	84
（2）数値目標	85
（3）障害福祉サービス	88
（4）地域生活支援事業	96
3 両計画の進行管理	104
（1）実施体制	104
（2）進行管理体制・評価方法	104

資料編

1 市民調査結果（概要）	106
2 第1期障害者計画の進捗状況	124
（1）評価の体制	124
（2）評価結果	124
3 施設・事業所一覧	125
（1）福祉サービス提供事業所（尾張旭市内）	125
（2）地域生活支援事業指定事業所	127
4 福祉サービス一覧	129
5 策定会議開催要綱	131
6 策定会議構成員名簿	132
7 用語解説	133



第 1 章

計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の概要
- 3 基本理念と基本目標
- 4 策定の体制及び日程



1 計画策定の趣旨



(1) これまでの経緯

本市では、平成 11 年に「ともに生きよう！快適なマイシティ“尾張旭”」を基本理念とした『尾張旭市障害者計画』を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。また、平成 15 年には、行政が障害福祉サービス*（「*」は資料編 133～135 ページで解説を加えています。以下同様。）の受け手を特定し、障害福祉サービス内容を決定するという措置制度から、利用者の自己決定を基本とした支援費制度への大きな制度改革が行われたことを受け、同計画の中間見直しを図り、さらに、平成 18 年には『尾張旭市地域福祉計画』を策定し、「福祉のまちづくり」を進めてきました。

このような状況の中、国では、平成 18 年 4 月に、障害のある人の自立を支援する観点から、障害者自立支援法*を施行し、一部のサービスを除き三障害共通の障害程度区分*に応じた福祉サービスを提供するとともに、増大する障害福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みへと新たな制度改革を行い、市町村に対して、福祉サービスの提供体制や円滑な実施を確保するための新たな福祉サービス体系を見込んだ『障害福祉計画』の策定が義務付けられました。こうした流れを受け、障害者自立支援法に基づく福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業*の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的とする『尾張旭市障害福祉計画（平成 18～20 年度）』を策定しました。

そして今年度、『尾張旭市障害者計画（平成 11～20 年度）』『尾張旭市障害福祉計画（平成 18～20 年度）』が最終年を迎えるにあたり、より一層の障害者福祉の充実をめざし、新たな計画の策定を行います。



(2) 計画策定の趣旨

「尾張旭市障害者計画・障害福祉計画」は、「障害者基本法」、「障害者自立支援法」のそれぞれに定められる尾張旭市の計画です。「尾張旭市障害者計画（平成11～20年度）」、「尾張旭市障害福祉計画（平成18～20年度）」の計画期間の終了に伴い、両計画の評価・見直しを図るとともに、国の「重点施策実施5か年計画（平成20～24年度）」に示される新たな視点なども反映し、より一層の障害者福祉の発展をめざすものです。

市町村障害者計画の法律上の根拠

[障害者基本法]

第9条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

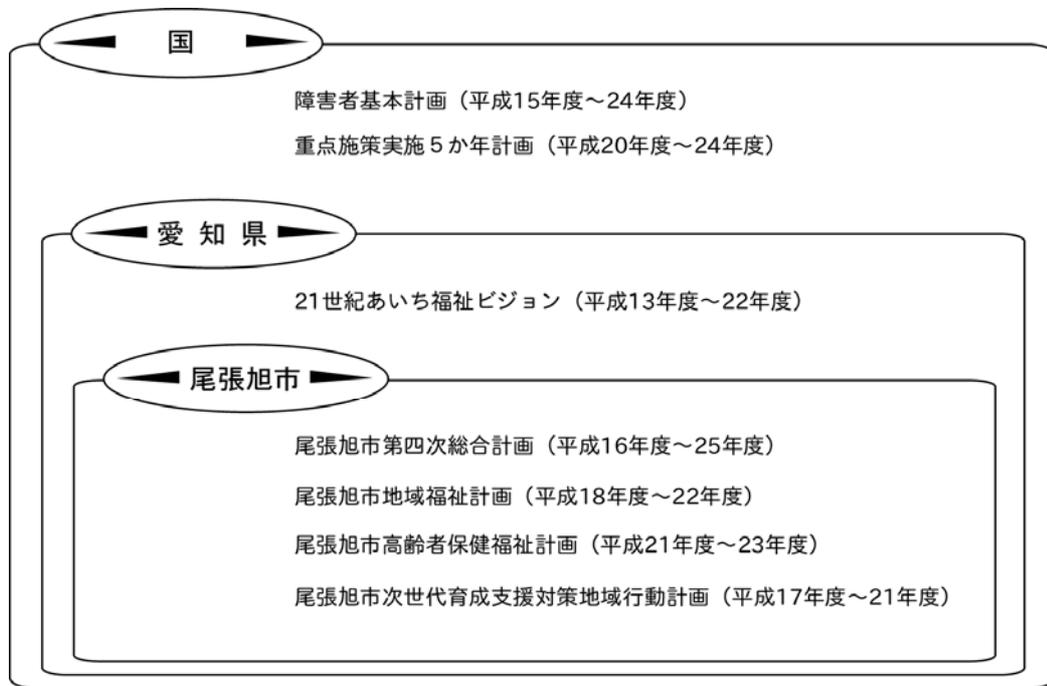
市町村障害福祉計画の法律上の根拠

[障害者自立支援法]

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 上位・関連計画

本計画は、以下に示す国や県、そして本市の諸計画との調整を図ります。



ア 国の施策

「障害者基本計画」(平成15年度～24年度)

「リハビリテーション*」と「ノーマライゼーション*」の理念のもと、障害の有無に関わらず全ての国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざす計画です。重点的に取り組むべき課題として「活動し参加する力の向上」、「活動し参加する基盤の整備」、「精神障害者施策の総合的な取組」、「アジア太平洋地域における域内協力の強化」をあげています。

「重点施策実施5か年計画」(平成20年度～24年度)

障害のある人の社会参加能力の向上と、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進を行うための計画です。障害のある人の自立に向けて地域の基盤整備等に取り組むために実施されています。120の施策項目と57の数値目標に達成期間を定め、重点的に取り組む課題としています。

イ 愛知県の施策

「21世紀あいち福祉ビジョン」(平成13年度～22年度)

21世紀初頭において、愛知県の福祉が進むべき方向を県民へ明らかにするために策定された計画です。基本目標は「自立と自己実現を支える福祉」であり、「あんしんして暮らせるあいち」、「いきがいをもって暮らせるあいち」、「ちいきで支え合うあいち」を望ましい社会として示しています。実現のために、「健康で安心して暮らせる福祉」、「県民が主役の福祉」、「社会全体で支え合う福祉」、「調和のとれた福祉」、「地域に根ざした福祉」の5つの視点から推進されています。

ウ 尾張旭市の施策

「尾張旭市第四次総合計画」(平成16年度～25年度)

本市の長期的なまちづくりの方向を示す最上位の計画です。将来の都市像「ともに作る元気あふれる公園都市」を実現するため、「みんなで支え合う健康のまちづくり」、「知性と豊かな心を育むまちづくり」、「快適な生活を支えるまちづくり」、「安全で安心なまちづくり」、「環境と調和したまちづくり」、「活力あふれるまちづくり」、「人と人がふれあうまちづくり」、「計画の推進に向けて」の8つの政策を柱として定めています。

「尾張旭市地域福祉計画」(平成18年度～22年度)

地域における福祉の問題や課題を解決するために策定した計画です。地域コミュニティの持つ共助機能が低下していることを受け、尾張旭市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、市民団体などが所属の垣根を超えて共に活動するための仕組みと方針について提示するものです。「共生」、「支え合い」、「連携」、「参加・参画」の4つを基本理念として地域福祉の将来像を「ともにつくりよう 健康と福祉のまち 尾張旭」としています。基本目標は「市民や隣近所の力による地域福祉活動の展開」、「地域福祉活動に対する支援施策の充実」、「福祉サービスの充実と適切な利用の促進」の3つです。

「尾張旭市高齢者保健福祉計画」(平成 21 年度～23 年度)

本計画はすべての高齢者が生きがいのある健やかな暮らしを続けられる社会づくりをめざすものです。平成12年度に第1期計画を策定し、現在は第4期計画を進めています。基本理念である「お年寄りの笑顔輝く思いやりのまち」のもと、基本目標として「いきいき交流のまち」、「毎日健康のまち」、「安心生活のまち」、「安心介護のまち」の4つをあげています。保健・福祉・介護の連携と、市民・事業者・行政の協働により望ましい長寿社会をめざしています。

「尾張旭市次世代育成支援対策地域行動計画」(平成 17 年度～21 年度)

本計画は国の「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定された計画です。子どもを生き育てることに対する喜びを実感でき、子ども自身が健やかに成長できる環境を総合的に整えることを目的としています。そのため「第4次総合計画」、「地域福祉計画」をはじめとして、「障害者計画」、「健康あさひ21計画」、「生涯学習推進計画」、「都市計画マスタープラン」、「男女共同参画プラン」等との整合性をとりながら推進しています。

2 計画の概要

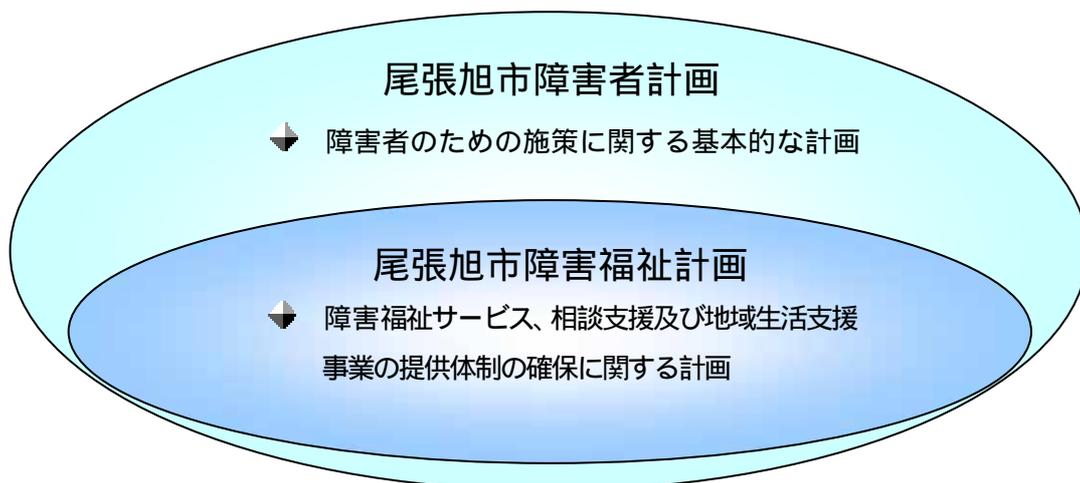
(1) 障害者計画と障害福祉計画との関係

尾張旭市障害者計画は「障害者基本法」に基づいた「障害者のための施策に関する基本的な計画」であり、尾張旭市障害福祉計画は「障害者自立支援法」に基づいた「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」です。

本市の障害者施策は「尾張旭市障害者計画」において障害者施策全般の方向性を決め、「尾張旭市障害福祉計画」においてサービスの拡充と提供における具体的な方策を示します。

[障害者自立支援法]

第88条第4項 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。



(2) 計画の対象者及び障害者の範囲

計画は障害者基本法及び障害者自立支援法に基づく計画です。計画の対象者は障害の有無にかかわらず、すべての市民、事業所、行政、各種団体等となります。また、計画中で示す障害のある人の範囲は、「障害者基本法」、「障害者自立支援法」の他、「発達障害者支援法」により、次のように定められています。

[障害者基本法]

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

（ 附帯決議 ）

てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって長期にわたり生活上の支障があるもの

[障害者自立支援法]

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち、18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

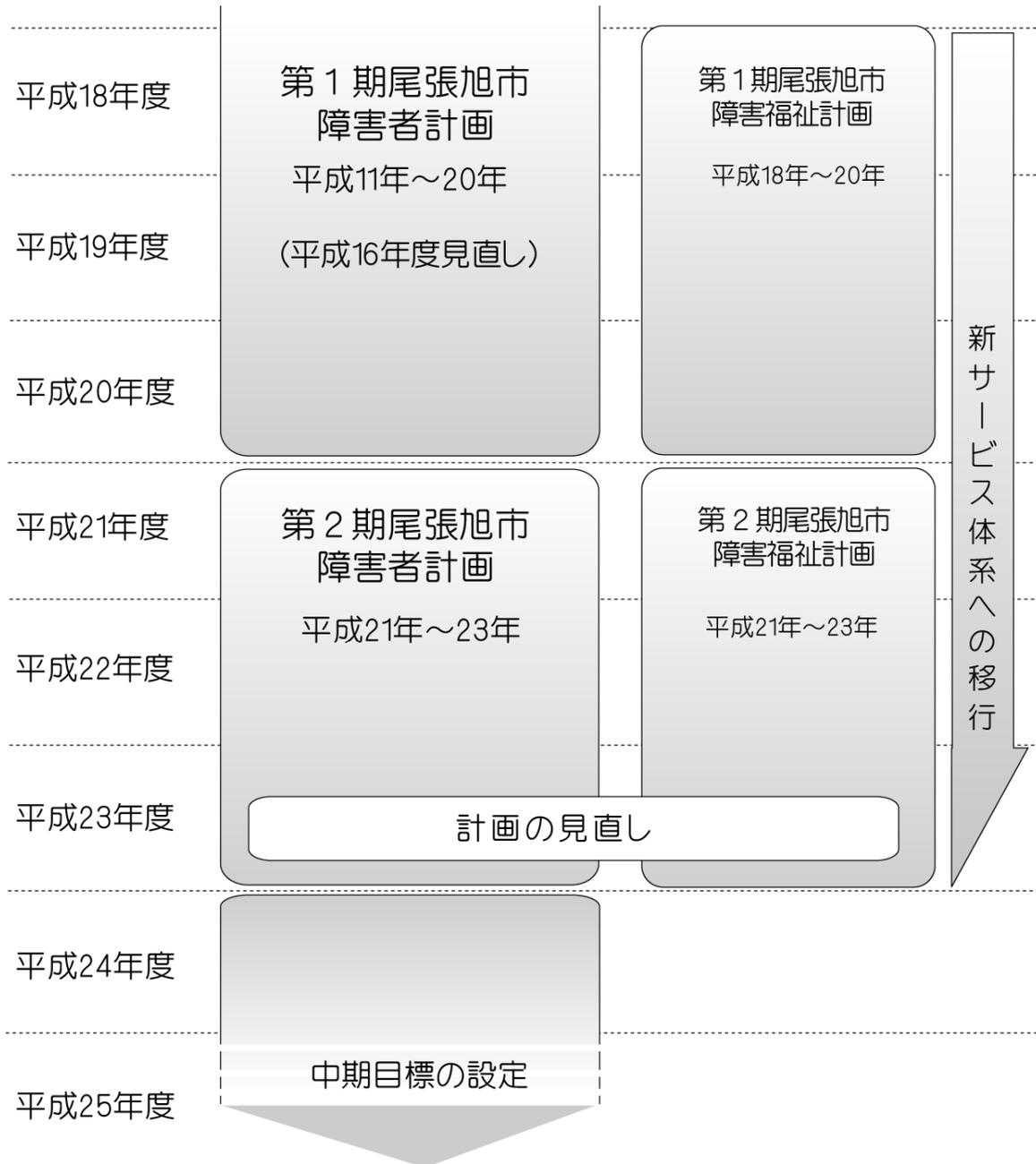
[発達障害者支援法]

第2条 この法律において「発達障害*」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

(3) 計画期間

本市では近年の抜本的な福祉制度改正に柔軟に対応するため、また、より実効性のある計画内容とするため、両計画の計画期間を共に平成21年度から平成23年度までの3年間とし、一体的に示すこととします。それらに加え、障害者計画では中期として平成25年度までの目標値を設定しています。なお、本計画の見直しについては平成23年度中に行います。



3 基本理念と基本目標

(1) 障害者計画の基本理念と基本目標

「尾張旭市障害者計画」は障害のある人の生活を全般にわたって向上させることを目的としています。

現在、障害のある人だけの計画ではなく、市民の誰もが安心して高齢期を迎えることができるようにするために、また、これから障害のある人達や、障害をもって生まれてくる子ども達が豊かに生きていくことができるようにするための計画です。障害のある人もない人も、すべての人がその人らしい生活を、地域で自立して営めることをめざします。

基本理念

計画の基本的な理念は、本市が第四次総合計画でも定めている21世紀初頭のまちづくりの指針に重なるものであり、それらと呼応して第1期に引き続き次のように定めます。

誰もがいきいきと暮らす福祉の街をめざして

ともに生きよう！快適なマイシティ”尾張旭”



基本目標

基本理念のもとに、本市の状況を踏まえ、次の4つを基本目標と定めます。



1. 安心して暮らしていくために

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害及び障害のある人に対する社会の理解や、生活をサポートするためのさまざまなしくみが必要です。個々の多様なニーズに対応するための生活支援体制を整備するとともに、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。



2. 誰もが外出しやすいまちづくり

地域において誰もが自立して安全で快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づき、住宅、公共施設、交通、教育等の生活環境の整備を行政とともに民間事業者や市民との協働により進めます。



3. すべての市民がライフステージに応じた役割を担っていくために

誰もが、自らの能力を最大限発揮し、ライフステージのあらゆる段階において地域社会の一員として社会参加できることが必要です。障害のある人も、教育や就労、生涯学習、スポーツなどあらゆる場面で参加しやすい社会の実現をめざします。



4. 障害や高齢化に合わせた健康づくり

障害のある人の高齢化とともに、障害の重度化・重複化が進んでいます。そのためそれぞれの障害の特性を十分考慮し、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、「リハビリ」等に関する健康づくりの施策を積極的に展開します。

(2) 障害福祉計画の基本理念と基本目標

基本理念

「尾張旭市障害福祉計画」がめざすことは次の3つです。

一つ目は、福祉サービスの提供体制の整備を進めることにより、障害のある人の自立した生活と社会参加の実現を図ることです。

二つ目は、障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、三障害共通の福祉サービス（一部の福祉サービスは、障害程度区分に応じて利用可）を提供できるようにすることです。（介護保険事業の対象となる人は原則として介護保険サービスを優先利用）

三つ目は、社会資源の活用や福祉サービス提供体制の整備を進めることにより、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応することです。

以上のことから、本計画の基本理念を次のように定めます。



1 障害のある人の自立した生活と社会参加の実現

2 三障害共通の福祉サービスの提供

3 社会資源の活用や福祉サービス提供体制の整備

基本目標

基本理念を踏まえ、必要な福祉サービスの提供体制を確保するため、次の4つの基本目標を掲げ、計画的な施策の推進を図ります。



1. 必要な訪問系サービスの保障

障害のある人が地域で暮らしていくには、必要な福祉サービスを生活エリアで受けられることが大切です。特に精神障害のある人においては今後も手帳所持者等の増加や、退院促進が図られることから、居宅生活を支援していくために居宅サービスなど基盤整備を進めることが重要です。そのため、今後も引き続き、さまざまな需要に対応し、地域での生活を支えていくために、適切な福祉サービスの提供に努めます。



2. 希望する障害のある人等に日中活動系サービスの保障

障害者自立支援法では、地域での生活に比重がおかれ日中活動の場の確保が必要となっています。そこで、障害の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう、生活介護をはじめ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所サービス、さらには地域活動支援センター事業などの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう福祉サービスの充実を図ります。



3. 福祉的就労から一般就労への移行等の推進

障害のある人の雇用を促進するためには、事業所における障害のある人のための職域開拓や法定雇用率*の達成、就労しやすい環境づくりが必要となっています。また、施設においては、就労しようという意欲や能力のある方をサポートし、就労へと結びつけることが求められています。

一人ひとりのニーズや個々の障害特性に留意しながら一般就労を推進するために、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター*、企業、施設などのネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用*やジョブコーチ*等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障害者雇用を促進する体制の整備を進めます。



4. 入所施設等から地域生活への移行の促進

障害のある人が施設や病院から地域生活へ移行するためには、さまざまな課題がありますが、まず受け皿となる生活の場を確保することが重要です。また、地域生活へ移行した場合の生活の場として考えられるグループホーム(共同生活援助)やケアホーム(共同生活介護)は、現在、市内には少なく、確保していくことが必要です。

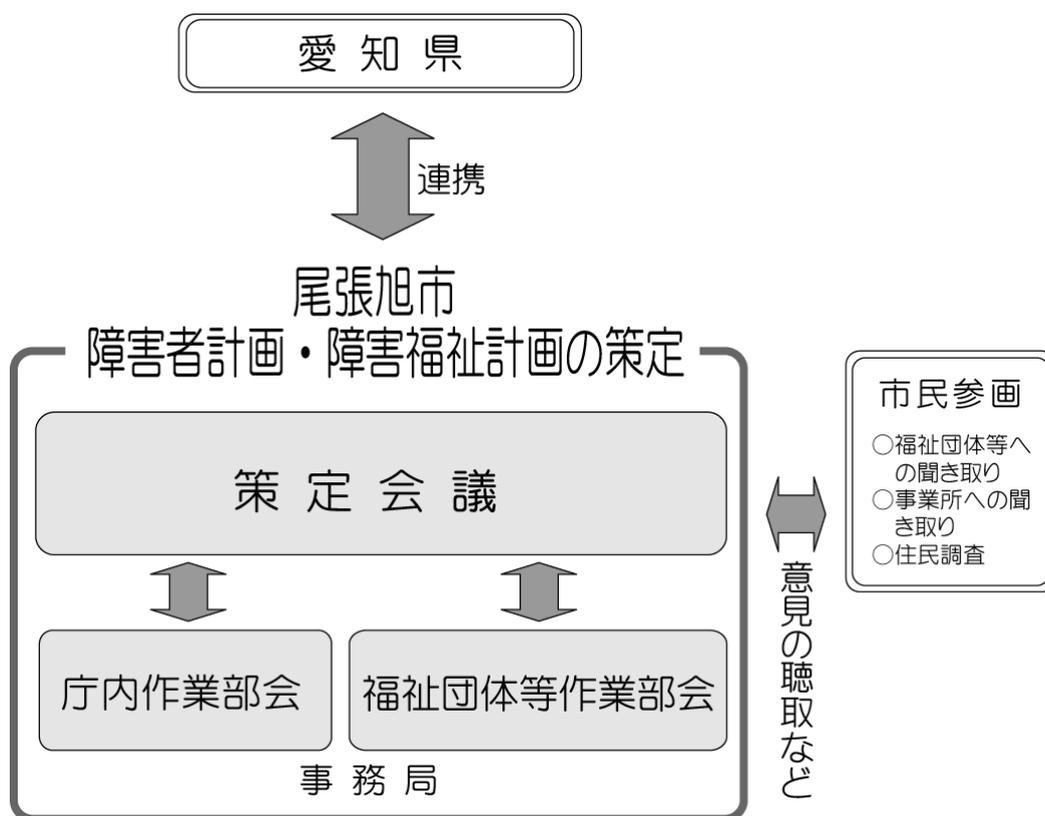
今後、必要な量を確保するために、行政、施設、事業所及び関係機関・団体が連携して取り組むとともに、地域社会における理解の普及に努めます。

4 策定体制及び策定日程

(1) 策定体制

各方面の幅広い意見を取り入れるため、計画を協議する場として「尾張旭市障害者計画・障害福祉計画策定会議」を設置しました。

計画の策定は計画骨子の検討、計画素案の検討、計画案の検討の3段階とし、各段階において「庁内作業部会」と「福祉団体等作業部会」が検討した事務局案を、学識経験者、障害者団体、障害関係事業所、関係行政機関の代表による「策定会議」において承認されました。

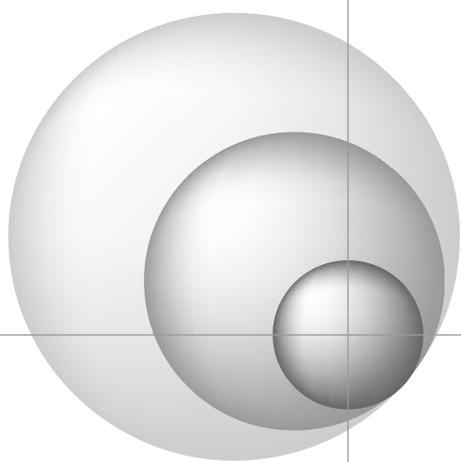


(2) 策定日程

策定会議や作業部会及び各種調査は、以下の日程で行いました。

策定日程

会議等	日程	内容等
庁内調査	平成20年5月21日 ～6月4日	・各担当課における計画の評価
市民調査	平成20年5月25日 ～6月9日	・調査票の発送 障害のある市民:2,651件 障害のない市民:1,500件
第1回策定会議・作業部会	平成20年7月2日	・障害者計画・障害福祉計画策定の考え方 ・障害のある人を取りまく状況 ・障害者計画等に盛り込むべき事業について
団体・事業所調査	平成20年8月20日 ～9月30日	・当事者団体:8団体 ・サービス提供事業所:19事業所 ・ボランティア団体:7団体
第2回庁内作業部会	平成20年10月3日	・現況調査等の報告 ・計画骨子の検討
事業所新体系移行調査	平成20年10月28日 ～11月12日	・福祉施設:旧体系の28施設
第2回福祉団体等作業部会	平成20年12月19日	・将来人口について ・平成23年度までのサービス見込量について
第3回庁内作業部会	平成20年12月25日	・計画素案について ・各論の検討
第2回策定会議	平成21年1月26日	・計画素案の検討
第3回策定会議	平成21年2月27日	・計画案の検討・承認



第 2 章

障害者の状況について

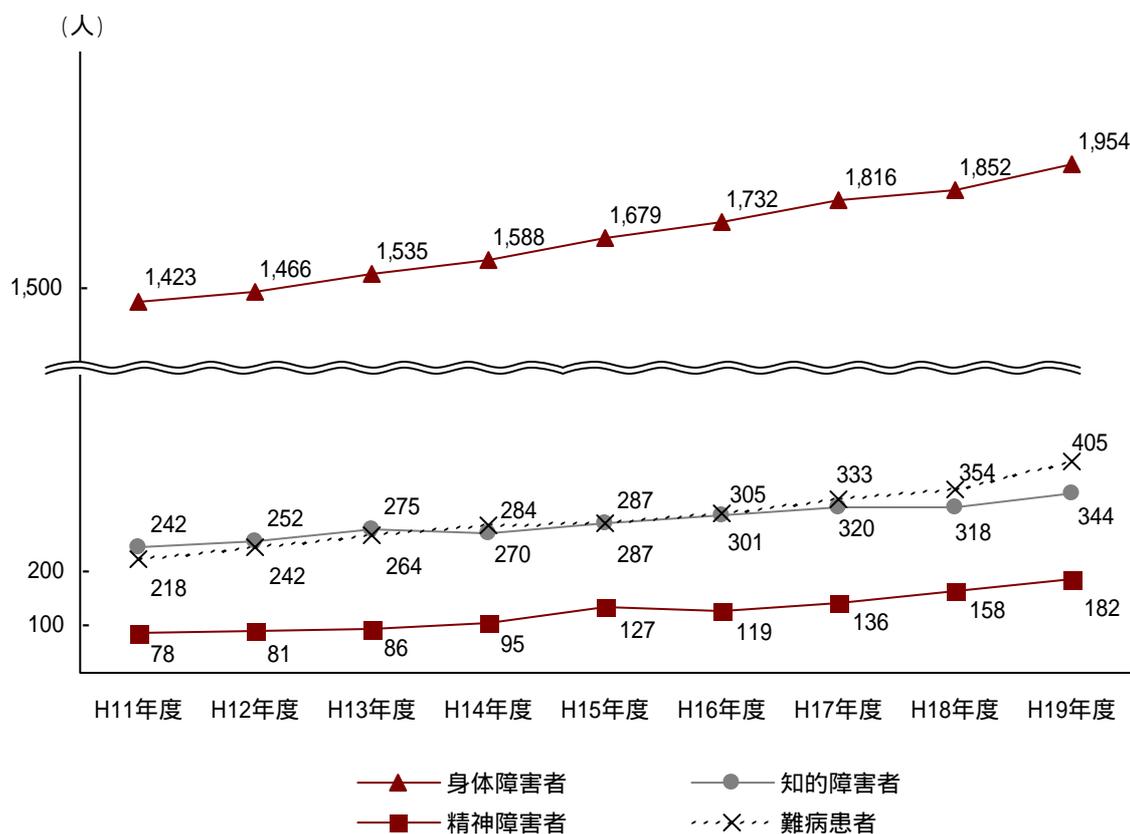
- 1 障害者の状況
- 2 実態調査結果の概要等

1 障害者の状況

(1) 障害者人口の推移

身体障害の人は、障害者計画初年度の平成11年度では1,423人でしたが平成19年度には531人増の1,954人(1.37倍)となっています。同様に知的障害の人では102人増の344人(1.42倍)、精神障害の人では105人増の182人(1.72倍)、難病患者では187人増の405人(2.16倍)となっています

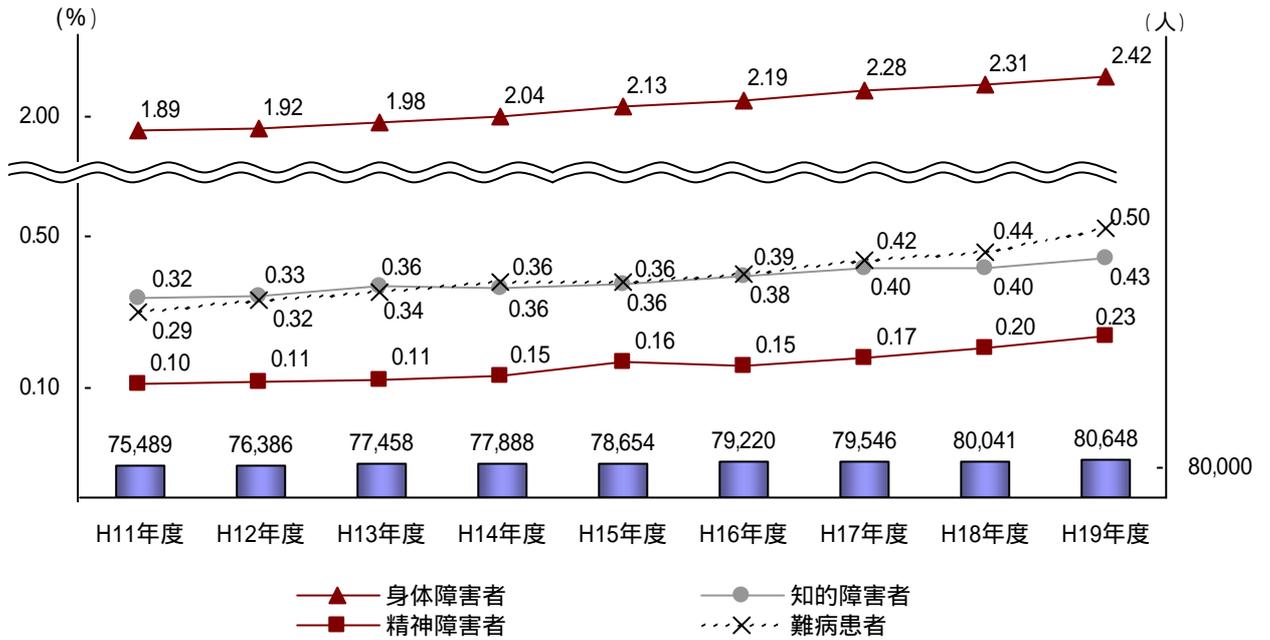
障害者人口の推移



- 各年度末現在の数値(精神障害者の平成11年度から平成13年度までは毎年12月末現在の数値で瀬戸保健所調べ。難病患者は毎年12月末現在の数値で瀬戸保健所調べ)
- 身体障害者：身体障害者手帳所持者
- 知的障害者：療育手帳所持者
- 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者
- 難病患者：特定疾患医療受給者証所持者
- 2種類以上の手帳を所持している人についてはそれぞれの障害で集計

全人口に占める障害のある人の割合は、身体障害の人では平成11年度の1.89%から平成19年度の2.42%と0.53ポイント増えています。同様に知的障害の人では0.11ポイント増、精神障害の人では0.13ポイント増、難病患者では0.21ポイント増となっています。

対全人口比の推移

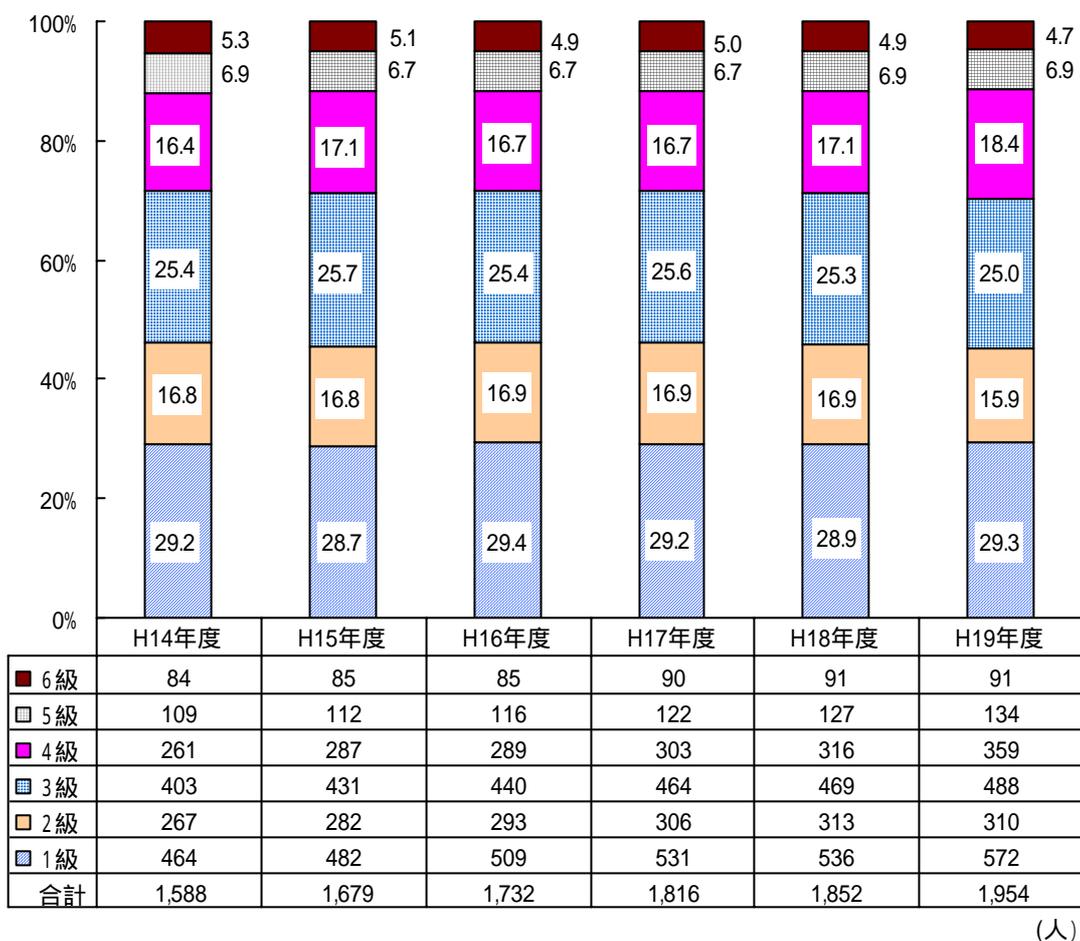


(2) 障害の程度

各年度において1級、2級をあわせた重度の身体障害者手帳所持者は、5割近くを占めています。また重度障害と中度障害（3級、4級）をあわせると全体の9割近くを占めています。

各年度における身体障害者手帳等級の構成比に大きな差異は見られません。

身体障害の程度（各年度末現在の数値）

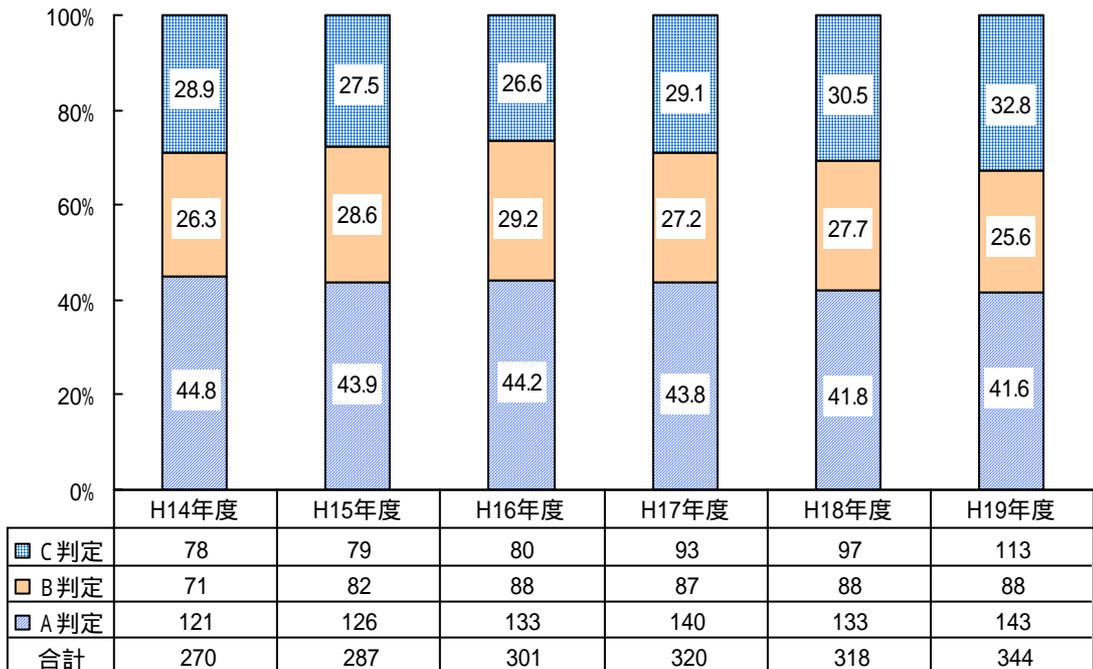


1級
 2級
 3級
 4級
 5級
 6級

各年度において重度であるA判定が4割強を占めています。

療育手帳のA～C判定の構成比を平成19年度までの推移で見るとA判定が低くなる一方、C判定が高くなっています。

知的障害の程度（各年度末現在の数値）

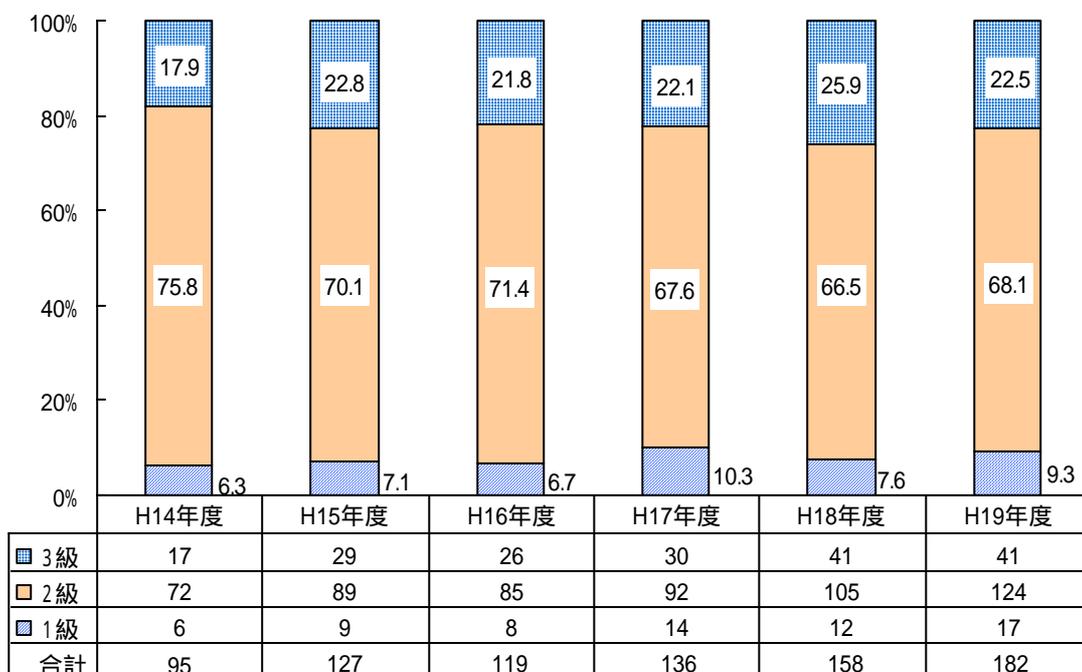


(人)

A判定
 B判定
 C判定

精神障害者保健福祉手帳等級の構成比を平成19年度までの推移で見ると2級が低くなる一方、1級、3級の割合が高くなっています。

精神障害の程度（各年度末現在の数値）



(人)

1級 2級 3級

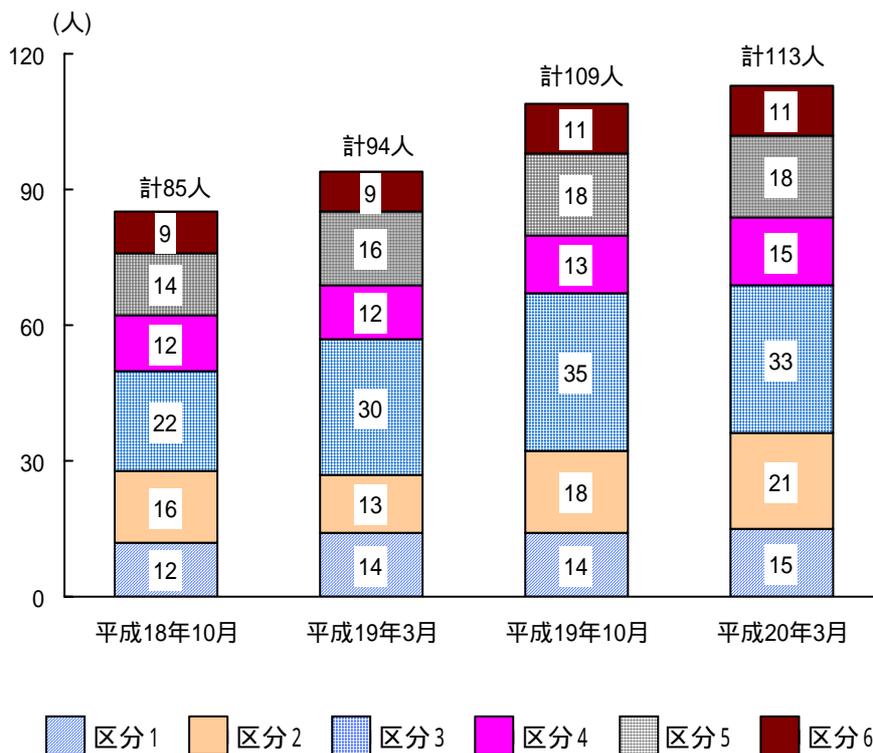
(3) 障害程度区分認定の状況

障害福祉サービスのうち、「介護給付」を受けるには障害程度区分の認定を受ける必要があります。障害程度区分の認定は、心身の状況などについての調査結果と医師の意見書に基づいて、障害保健福祉の学識経験を有する委員で構成される審査会で審査・判定により決まります。

障害程度区分認定者数は、障害程度区分認定の制度が始まった平成18年10月では85人でしたが平成20年3月には28人増加し、113人(1.33倍)となっています。区分別では「区分3」が1.50倍と最も高い伸びを示しています。

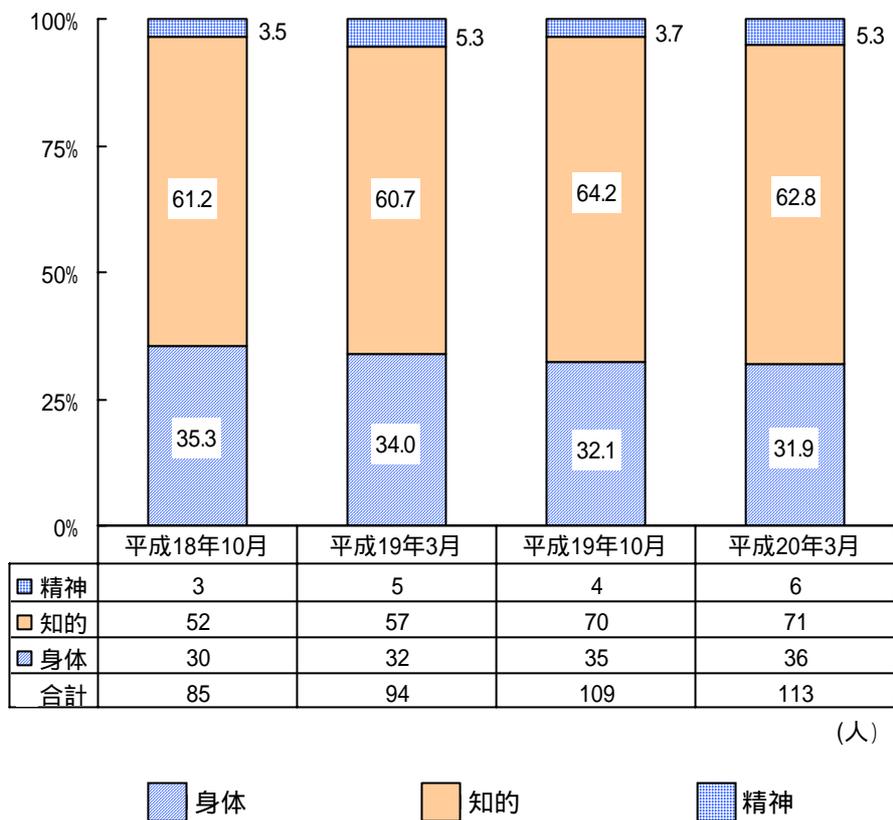
平成20年3月の障害程度区分認定者数では「区分3」が33人と最も多く、次いで「区分2」が21人、「区分5」が18人と続いています。

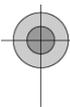
障害程度区分認定の状況



障害程度区分認定の障害別ではどの月においても知的障害の人が最も多く、次いで身体障害の人、精神障害の人と続いています。

障害程度区分認定の障害別割合



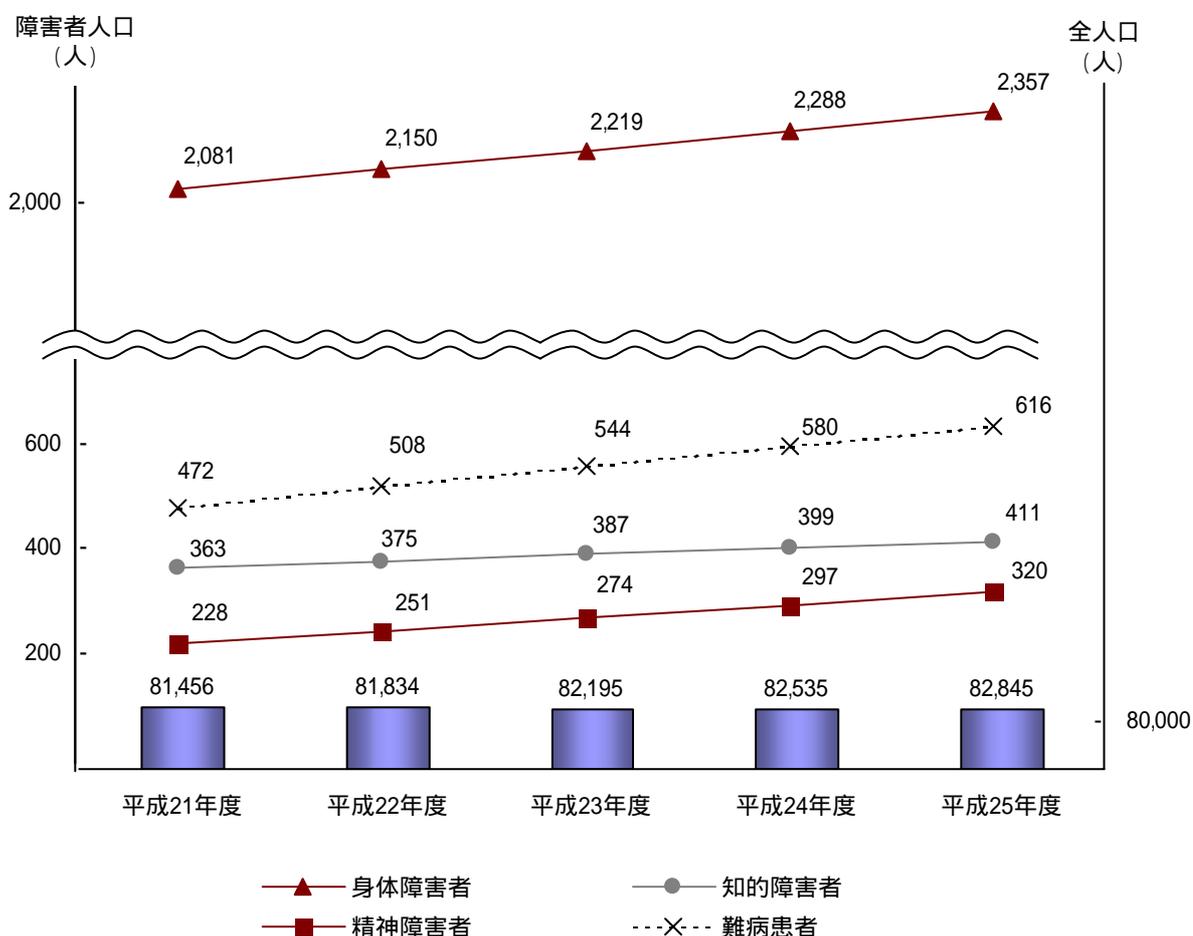


(4) 将来推計

本市の将来人口は、計画年度である平成21年度から平成25年度までの5年間に全人口では1.02倍、身体障害の人と知的障害の人では1.13倍、精神障害の人では1.40倍、難病患者では1.31倍に増加すると推計しています。

全人口については国勢調査のデータを基にコーホート要因法より推計したもので、各年度10月1日現在の数値です。障害者人口については過去3年のデータを基に回帰直線により推計したもので、各年度3月末現在の数値です。

将来人口





2 実態調査結果の概要等



(1) 市民調査



ア 調査の目的

本調査は、尾張旭市障害者計画・障害福祉計画の作成にあたって、障害のある市民の生活状況、福祉サービスに対する利用意向など、また、障害のない市民の障害者福祉に関する意識などを把握し計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。



イ 対象者

障害のある市民

平成20年5月1日現在において本市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療*（精神通院：旧通院医療費公費負担制度）の利用者を対象としました。なお、2種類以上の手帳を所持している人には、調査票が1通のみ届くように調整を行いました。

障害のない市民

平成20年5月1日現在において本市内に住所を有する20歳以上の人口構成を基に、地区・年齢・性別で比例配分したうえで無作為抽出した1,500人を対象としました。



ウ 調査の方法

本調査は郵便による送・返信での質問紙調査法により、平成20年5月25日から平成20年6月8日までの期間で実施しました。

エ アンケート回収状況

障害のある市民では2,651件を発送した結果、1,620件(61.1%)の回収があり、そのうち年齢が不明な19件を除いた1,601件(60.4%)が今回調査の有効回答となっています。

同様に障害のない市民では1,500件を発送した結果、832件(55.5%)の回収があり、そのうちすべての設問に回答がなかった4件を除いた828件(55.2%)が今回調査の有効回答となっています。

平成18年度の障害福祉計画作成のための同様の調査では、障害ある市民では59.7%、障害のない市民では52.8%と今回調査の有効回答率は高くなっています。

	発送数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B / A)	有効回答数 (C)	有効回答率 (C / A)
障害のある市民	2,651件	1,620件	61.1%	1,601件	60.4%
障害のない市民	1,500件	832件	55.5%	828件	55.2%

オ 表記方法

次の用語を用いて障害の有無、種別、部位等を表記しています。

集計にあたっては、原則として小数点以下第2位を四捨五入したうえで、割合の合計が100.0%になるように調整しました。なお、複数回答のある設問については、この限りではありません。また、2種類以上の手帳を所持している人についてはそれぞれの障害で集計しています。

障害のある市民 (障害者)	身体障害の人	視覚障害	視覚
		聴覚音声障害	聴覚・平衡
			音声・言語・そしゃく
		肢体不自由	上肢
			下肢
			体幹
	内部障害	脳性まひ	
		心臓	
		腎臓	
		呼吸器	
			ぼうこう、直腸、小腸
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	
	知的障害の人		
	精神障害の人		
障害のない市民			

カ 調査結果の考察

本調査の結果について、平成9年度及び平成18年度に実施した調査との比較を行い、特に数値等に変化のあった項目について、以下に示します。

ただし、平成9年度における精神障害の人への調査は、調査対象者が限定されていたため比較対象からは外しています。

なお、調査結果の数値については資料編に載せてあります。

暮らしの意向

身体障害の人では、「結婚して(家庭を持って)暮らしたい」と回答された人が増加しています。

知的障害の人では「地域の支援を受けて、親・きょうだいから独立して暮らしたい」、「仲間と地域で共同生活をしたい」と回答された人が増加し、「介護や設備の整った施設で暮らしたい」と回答された人が減少しています。

増加傾向にある回答

	回答内容	平成9年度	平成18年度	平成20年度
身体	・結婚して暮らしたい	4.7%	3.1%	10.6%
知的	・独立して暮らしたい	5.2%	16.5%	13.7%
	・地域で共同生活をしたい	18.5%	22.7%	22.0%

減少傾向にある回答

	回答内容	平成9年度	平成18年度	平成20年度
知的	・施設で暮らしたい	25.2%	23.9%	17.9%

上位回答(参考)

		平成9年度	平成18年度	平成20年度
身体	1位	・このまま暮らしたい	・このまま暮らしたい	・このまま暮らしたい
	2位	・施設で暮らしたい	・施設で暮らしたい	・施設で暮らしたい
	3位	・結婚して暮らしたい	・親・きょうだいと暮らしたい	・結婚して暮らしたい
知的	1位	・このまま暮らしたい	・このまま暮らしたい	・このまま暮らしたい
	2位	・親・きょうだいと暮らしたい ・施設で暮らしたい	・親・きょうだいと暮らしたい	・親・きょうだいと暮らしたい
	3位		・施設で暮らしたい	・地域で共同生活をしたい
精神	1位		・このまま暮らしたい	・このまま暮らしたい
	2位		・結婚して暮らしたい	・結婚して暮らしたい
	3位		・施設で暮らしたい	・施設で暮らしたい ・独立して暮らしたい

外出時の交通手段

身体障害、知的障害の人では「送迎用の車（施設の車、スクールバスなど）」、「尾張旭市営バス（あさびー号）」の利用が増加傾向にあります。また、「車（家族や他の人が運転）」がもっとも主たる交通手段としてあげられることに変化はありません。

「尾張旭市営バス（あさびー号）」についての要望事項として「休日も運行して欲しい」、「運行本数を増加して欲しい」、「バス停を増設して欲しい」といった内容があげられています。

増加傾向にある回答

	回答内容	平成9年度	平成18年度	平成20年度
身体	・病院・施設等の送迎用の車	3.1%	8.6%	8.6%
	・尾張旭市営バス(あさびー号)		6.6%	11.0%
知的	・病院・施設等の送迎用の車	3.0%	17.0%	15.5%
	・尾張旭市営バス(あさびー号)		2.8%	6.5%

上位回答（参考）

		平成9年度	平成18年度	平成20年度
身体	1位	・家族が運転する車	・家族が運転する車	・家族が運転する車
	2位	・自分が運転する車	・自分が運転する車	・自分が運転する車
	3位	・タクシー	・電車	・タクシー
知的	1位	・家族が運転する車	・家族が運転する車	・家族が運転する車
	2位	・電車	・電車	・電車
	3位	・バス	・病院・施設等の送迎車	・バス
精神	1位		・家族が運転する車	・家族が運転する車
	2位		・バス	・自分が運転する車
	3位		・自分が運転する車	・バス

外出時の困り事

全体的に外出に関する困り事を訴える人は減少傾向にあります。

特に、知的障害の人、精神障害の人が多く上げていた「じろじろ見られる」、「障害への理解が足りず、必要な手助けが得られない」が大幅に減少しており、障害及び障害のある人に対する理解が深まってきたことも要因の一つと考えられます。

増加傾向にある回答

	回答内容	平成 9 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
知的	・交通費がかさむ	3.7%	14.2%	16.7%

減少傾向にある回答

	回答内容	平成 9 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
身体	・行き先の情報が得られない	15.6%	3.7%	2.2%
	・駐車場が少ない	15.0%	10.6%	7.4%
	・使えるトイレが少ない	23.9%	20.2%	16.8%
知的	・じろじろ見られる	31.9%	22.7%	12.5%
	・行き先の情報が得られない	11.9%	5.1%	4.8%
	・手助けが得られない	20.7%	14.8%	15.5%
精神	・じろじろ見られる		12.8%	6.2%
	・手助けが得られない		9.7%	3.3%
	・交通費がかさむ		21.9%	16.6%

上位回答（参考）

		平成 9 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
身体	1位	・使えるトイレが少ない	・使えるトイレが少ない	・公共交通が使いにくい
	2位	・公共交通が使いにくい	・公共交通が使いにくい	・使えるトイレが少ない
	3位	・交通費がかさむ	・交通費がかさむ	・交通費がかさむ
知的	1位	・じろじろ見られる	・じろじろ見られる	・交通費がかさむ
	2位	・公共交通が使いにくい ・手助けが得られない	・公共交通が使いにくい	・公共交通が使いにくい
	3位		・手助けが得られない	・手助けが得られない
精神	1位		・交通費がかさむ	・交通費がかさむ
	2位		・公共交通が使いにくい	・公共交通が使いにくい
	3位		・じろじろ見られる	・使えるトイレが少ない

医療での困り事

全体的に医療に関する困り事を訴える人は減少傾向にあります。

特に「通院・入院に手助け・付き添いが必要」な人は障害種別に関わらず減少しています。これは交通環境の改善と、周囲の人の理解によるものだと考えられます。

一方で、困り事として最も多く訴えられている「待ち時間が長い」は、増加傾向にあり、3障害共通となっています。

増加傾向にある回答

	回答内容	平成9年度	平成18年度	平成20年度
身体	・医療機関での待ち時間	33.5%	38.8%	39.6%
知的	・医療機関での待ち時間	34.1%	38.1%	44.0%

減少傾向にある回答

	回答内容	平成9年度	平成18年度	平成20年度
身体	・手助け・付添が必要	27.6%	20.3%	17.1%
	・交通機関が不便	20.8%	13.5%	12.0%
	・階段など使いにくい所がある	14.4%	10.2%	9.7%
知的	・手助け・付添が必要	59.3%	36.4%	31.5%
	・医療機関が遠い	23.0%	23.9%	18.5%
精神	・医療費の負担が大きい		22.4%	12.4%
	・手助け・付添が必要		13.8%	7.9%

上位回答（参考）

		平成9年度	平成18年度	平成20年度
身体	1位	・医療機関での待ち時間	・医療機関での待ち時間	・医療機関での待ち時間
	2位	・手助け・付添が必要	・手助け・付添が必要	・手助け・付添が必要
	3位	・交通機関が不便	・医療機関が遠い	・医療機関が遠い
知的	1位	・手助け・付添が必要	・医療機関での待ち時間	・医療機関での待ち時間
	2位	・医療機関での待ち時間	・手助け・付添が必要	・手助け・付添が必要
	3位	・医療機関が遠い	・医療機関が遠い	・医療機関が遠い
精神	1位		・医療機関での待ち時間	・医療機関での待ち時間
	2位		・医療機関が遠い	・医療機関が遠い
	3位		・交通機関が不便	・交通機関が不便

障害児教育にとって重要な事

身体障害の人では、「からだの状態に合わせた設備がある」、知的障害の人・精神障害の人では「一人ひとりに合わせた学習指導がある」が継続して多く上げられているとともに、「進学や就職など進路指導がある」が知的障害の人では増加傾向にあります。

増加傾向にある回答

	回答内容	平成 9 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
身体	・個々に合った学習指導	12.1%	19.5%	17.1%
知的	・進学や就職などの進路指導	8.1%	10.2%	19.6%
精神	・通学の便がよい		5.6%	9.5%

減少傾向にある回答

	回答内容	平成 9 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
身体	・通学の便が良い	15.2%	9.3%	9.4%
知的	・個々に合った学習指導	39.3%	40.3%	31.0%
精神	・いじめや不登校の対応		25.5%	18.3%
	・からだの状態に合った設備		21.4%	14.9%

上位回答（参考）

		平成 9 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
身体	1位	・からだの状態に合った設備	・からだの状態に合った設備	・からだの状態に合った設備
	2位	・通学の便がよい	・個々に合わせた学習指導	・個々に合わせた学習指導
	3位	・個々に合わせた学習指導	・卒業後も継続するサポート	・卒業後も継続するサポート
知的	1位	・個々に合わせた学習指導	・個々に合わせた学習指導	・個々に合わせた学習指導
	2位	・卒業後も継続するサポート	・卒業後も継続するサポート	・卒業後も継続するサポート
	3位	・健常児との交流	・健常児との交流	・進学や就職など進路指導
精神	1位		・いじめや不登校等の対応	・個々に合わせた学習指導
	2位		・個々に合わせた学習指導	・卒業後も継続するサポート
	3位		・卒業後も継続するサポート	・いじめや不登校等の対応

就労形態の意向

就労形態の意向は、過去の調査に比べて順位に大きな変化は見られません。

身体障害の人では「会社員・店員・公務員（短時間雇用含む）」、知的障害の人では「福祉施設での就労」の意向が増加傾向にあります。

増加傾向にある回答

	回答内容	平成18年度	平成20年度
身体	・会社員・店員・公務員	22.0%	27.1%
知的	・福祉施設での就労	37.7%	46.1%

上位回答（参考）

		平成18年度	平成20年度
身体	1位	・会社員・店員・公務員	・会社員・店員・公務員
	2位	・日雇い・臨時・パート	・日雇い・臨時・パート
	3位	・自営業	・自営業
知的	1位	・福祉施設での就労	・福祉施設での就労
	2位	・会社員・店員・公務員	・会社員・店員・公務員
	3位	・日雇い・臨時・パート	・日雇い・臨時・パート
精神	1位	・会社員・店員・公務員	・会社員・店員・公務員
	2位	・日雇い・臨時・パート	・日雇い・臨時・パート
	3位	・福祉施設での就労 ・内職	・福祉施設での就労

就労条件

障害種別にかかわらず、「障害への理解と配慮がある」が最も多くあげられている事に変化はありません。

身体障害の人では「勤務時間が調整できる」、「雇用上の身分が安定している」、知的障害の人では「適正な評価の給料がもらえる」、「勤務時間が調整できる」が増加傾向にあります。

増加傾向にある回答

	回答内容	平成 18 年度	平成 20 年度
身体	・勤務時間が調整できる	33.2%	38.7%
	・雇用上の身分が安定している	20.1%	24.3%
知的	・適正な評価の給料	21.4%	32.4%
	・勤務時間が調整できる	10.3%	18.6%
精神	・雇用上の身分が安定している	22.6%	25.4%

減少傾向にある回答

	回答内容	平成 18 年度	平成 20 年度
身体	・家にいても出来る仕事	27.4%	20.3%
	・障害への理解と配慮	57.6%	51.6%
知的	・家にいても出来る仕事	16.2%	8.8%
精神	・障害に合わせた設備	30.3%	16.6%

上位回答（参考）

		平成 18 年度	平成 20 年度
身体	1位	・障害への理解と配慮	・障害への理解と配慮
	2位	・勤務時間が調整できる	・勤務時間が調整できる
	3位	・障害に合わせた設備	・障害に合わせた設備
知的	1位	・障害への理解と配慮	・障害への理解と配慮
	2位	・障害に合わせた設備	・障害に合わせた設備
	3位	・適正な評価の給料	・適正な評価の給料
精神	1位	・障害への理解と配慮	・障害への理解と配慮
	2位	・勤務時間が調整できる	・勤務時間が調整できる
	3位	・適正な評価の給料	・適正な評価の給料

相談先での困り事

相談先での困り事は、過去の調査に比べて順位に大きな変化は見られません。

知的障害の人では「相談員とのコミュニケーションがとれない」が増加傾向にあります。

増加傾向にある回答

	回答内容	平成 18 年度	平成 20 年度
知的	・相談員とのコミュニケーション	4.5%	7.1%

減少傾向にある回答

	回答内容	平成 18 年度	平成 20 年度
身体	・手助け・付添が必要	7.3%	5.1%
知的	・内容の説明が難しい	12.5%	6.0%
	・専門の相談員が近くにいない	11.9%	7.7%
	・相談員の話を理解しにくい	9.7%	6.5%
精神	・内容の説明が難しい	12.5%	6.0%
	・専門の相談員が近くにいない	10.2%	5.8%
	・手助け・付添が必要	9.2%	5.8%

上位回答（参考）

		平成 18 年度	平成 20 年度
身体	1位	・手助け・付添が必要	・手助け・付添が必要
	2位	・専門の相談員が近くにいない	・専門の相談員が近くにいない
	3位	・障害の状況を知らない	・障害の状況を知らない ・待ち時間が長い
知的	1位	・手助け・付添が必要 ・内容の説明が難しい	・手助け・付添が必要
	2位		・専門の相談員が近くにいない
	3位	・専門の相談員が近くにいない	・相談員とのコミュニケーション
精神	1位	・内容の説明が難しい	・内容の説明が難しい ・待ち時間が長い
	2位	・待ち時間が長い ・専門の相談員が近くにいない	
	3位		・専門の相談員が近くにいない ・手助け・付添が必要 ・人の目が気にかかる ・相談員の話を理解しにくい

(2) 事業所・団体調査

ア 事業所・団体調査

本調査は、障害のある人やその家族による当事者組織、事業所、ボランティア団体等の現状と課題を把握し、尾張旭市障害者計画・障害福祉計画作成のための基礎資料を得ることを目的としました。

平成20年8月20日から平成20年9月20日までの間に、19事業所¹、8当事者団体²、7ボランティア団体³を対象とした聞き取り調査と郵便による送・返信での質問紙調査法により実施しました

現在の課題について

	内 容
事業所	「人手不足」、「収入が少ない」、「福祉制度の周知不足」といったことが課題として多くあがりました。また、就労移行支援を行っている事業所では「一般就労後のサポート」、「企業への啓発」についても課題にあがりました。
当事者団体	「障害に対する無理解」、「グループホーム・ケアホームの不足」、「日中一時支援の不足」、「就労先が少ない」といったことが課題として多くあがりました。
ボランティア団体	「会員の減少・高齢化」、「必要としている人の情報が無い」、「活動する場所の確保」といったことが課題として多くあがりました。

拡充を望むサービスについて

	内 容
事業所	「移動支援」、「相談事業」、「短期入所」といったことが現行の利用者に必要なサービスとして多くあがりました。
当事者団体	「グループホーム・ケアホーム」、「短期入所」、「活動の場(日中一時支援・地域活動支援センター)」が当事者から必要なサービスとして多くあがりました。

緊急時の対応について

	内 容
事業所	「普段の付き合いがあれば急な話でも受け入れる」といった対応が多くあがりました。
当事者団体	「身内で対応する」、「事業所には緊急だと断られる」といった話が多くあがりました。

災害時の対応について

	内 容
事業所	「災害時マニュアルの作成」、「災害時行動の確認ミーティング実施」、「避難訓練」といったことが課題として多くあがりました。
当事者団体	「特別な準備はしていない」といった話が多くあがりました。

行政への要望について

	内 容
事業所	「報酬単価の改善」、「相談支援事業の周知」、「成年後見制度*」といったことが行政への要望として多くあがりました。
当事者団体	「教育制度の充実」、「市職員の福祉制度に対する理解」、「グループホーム・ケアホームの増設」、「障害者スポーツセンターの設置」といったことが行政への要望として多くあがりました。
ボランティア団体	「行事などにおける手話通訳・要約筆記の設置」、「個人情報保護法によって、対象となる人の把握が難しい」、「ボランティア活動を行う場の確保」といったことが行政への要望として多くあがりました。

1 調査事業所名（順不同）

くすの木、ひまわり作業所、介護事業所 正ちゃん家、有限会社訪問介護すずらん、わかばヘルパーステーション、ジョブウェル、尾張旭市社会福祉協議会指定訪問介護事業所、指定児童デイサービス楽田 RAKUDA、ケアサポート訪問介護事業所、ホームヘルプ敬愛園、訪問介護あんず、生活介護事業所ちーとい、ひまわりホーム、ピンポンパン教室、地域共同作業所ミロアール、尾張旭市デイサービスセンター、特定非営利活動法人まんめんの笑み、えとせとらヘルプ、麦の里

2 調査当事者団体名（順不同）

尾張旭市身体障害者福祉協議会、尾張旭市手をつなぐ親の会、さくらの会、ドリーム会、障害者とともに生きる会、尾張旭市障害児者家族会ウイッシュ、いちごの会、障害者と共に働く場所づくりを進める会

3 調査ボランティア団体名（順不同）

音訳グループ「あけぼの会」、点訳グループ「あかね会」、手話サークル「あさひ」、要約筆記「OHP ひまわり」、手話グループ「手と手の会」、尾張旭市地域福祉を考える会「ぬくもり」、在宅看護支援の会「サポート」

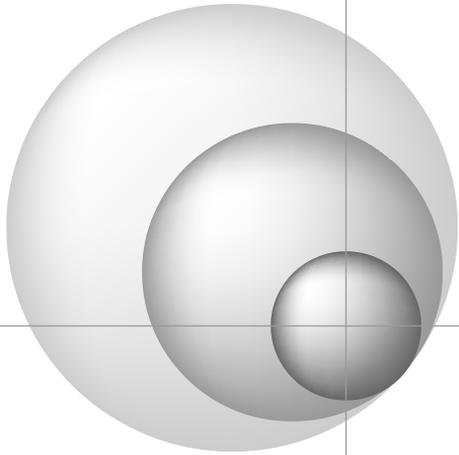
イ 新体系移行調査

旧体系施設の旧体系への移行年次、予定する提供サービス、及び当該施設利用者の移行に係る利用予定サービスを把握することを目的として、旧体系施設に質問紙による調査を行いました。

新体系移行調査は、平成20年10月28日から平成20年11月12日までの間に、28施設⁴を対象に実施しました。

4 調査施設名（順不同）

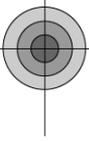
麦の里、観寿々園、青空の家、ふたば園、アニモの家、メイトウ・ワークス、一進舎、たかぎ作業所、ひまわり作業所、ふたば作業所、レジデンス日進、親愛館、ひまわりの風、ペガサス、まゆ、無門学園、ひかり学園、小原寮、養和荘、藤花荘、愛知県半田更生園、愛知県身体障害者総合施設希全センター、ルミナス、ゆうとぴあ恵愛、夢の家、愛知県身体障害者療護施設すぎのき寮、春日苑、ハートランド小牧の杜



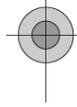
第 3 章

障害者計画 障害福祉計画について

- 1 障害者計画
- 2 障害福祉計画
- 3 両計画の進行管理



1 障害者計画

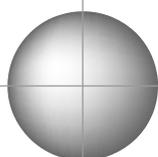


(1) 施策体系

障害のある市民の生活を支援する総合的な施策の推進をめざすため、障害者計画では4つの基本目標に基づき、全12項目のもとに計画化しました。

1. 安心して暮らしていくために	1-1 啓発・情報提供
	1-2 生活支援と権利擁護
	1-3 防災ネットワークの構築
	1-4 福祉用具の利用促進
2. 誰もが外出しやすいまちづくり	2-1 移動の支援
	2-2 バリアフリー*の推進
3. すべての市民がライフステージに応じた役割を担っていくために	3-1 障害児保育の充実
	3-2 障害児教育
	3-3 就労支援と雇用促進
	3-4 スポーツ・レクリエーションの推進
4. 障害や高齢化に合わせた健康づくり	4-1 障害の早期発見・早期療育と重度化の予防
	4-2 保健・医療サービスとの連携

施策 1



障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害及び障害のある人に対する社会の理解や、生活をサポートするためのさまざまなしくみが必要です。

個々の多様なニーズに対応するための生活支援体制を整備するとともに、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。

1-1 啓発・情報提供

障害のある人への実態調査の結果、多くの人が障害に対する理解を求めています。

障害のない人との交流の機会と同時に、学校教育の中でも、より多くの交流の場を設けるよう努めます。同時に、視覚障害や聴覚障害など情報障害のある人への情報提供の整備も進めていきます。

学校教育における交流機会の促進

● 現状

- ・ 福祉マインドフェアの開催にあたり、福祉協力校との連携強化を図るとともに、各小中学校へチラシを配布し、参加を促しています。
- ・ 市内小中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、ピクニック、宿泊活動、運動会、持久走大会、社会見学を実施しています。

● 整備内容

<福祉マインドフェアの参加促進>

年 度	内 容	所 管
H21年度	福祉マインドフェアへの小中学生の参加を促進します。	学校教育課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<特別支援学級交流事業の充実>

年 度	内 容	所 管
H21年度	市内小中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、ピクニック、宿泊活動、運動会、持久走大会、社会見学を実施します。	学校教育課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
福祉マインドフェア参加促進（小中学生）	100% (H19年度)	100% (H25年度)
特別支援学級交流事業実施回数	5回 (H19年度)	5回 (H25年度)

障害者福祉の啓発普及活動

● 現状

- ・ 2市1町（瀬戸市・尾張旭市・長久手町）の障害者団体及び障害者施設の連携を図るためウェルフェアボウリング事業の開催を支援しています。
- ・ 障害者の交流及び障害への理解を促進するため、福祉マインドフェアに障害者施設（精神障害、知的障害、高次脳機能障害）のPR・即売コーナーの場を提供しています。

● 整備内容

<ウェルフェアボウリングの開催支援>

年 度	内 容	所 管
H21年度	継続して支援するとともに、対象障害種別の拡大を図ります。	社協
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

※「所管」欄では、社会福祉協議会を「社協」と表記しています。以下同様。

<市内行事における交流の促進>

年 度	内 容	所 管
H21年度	福祉マインドフェアでのPRを継続して支援します。	社協
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
ウェルフェアボウリング参加者数（障害者分）	148人 (H20年6月)	150人 (H25年度)
福祉マインドフェア参加団体数（障害者分）	4団体 (H20年8月)	6団体 (H25年度)



情報提供サービス

● 現状

- ・ 市民体育大会、市民ジョギング大会など市主催の行事、講演会等の一部において、手話や要約筆記ボランティアグループの協力を得て、手話通訳、要約筆記を実施しています。
- ・ 市広報を含め、市が発行する主な文書は、バリアフリー化支援ソフトを導入した市ホームページで閲覧することができます。
- ・ 市ホームページで「広報おわりあさひ」、「市議会だより」の内容を音声で聞くことができます。
- ・ 音訳ボランティアグループの協力のもと、「声の広報」、「声の市議会だより」、「声の社協だより」を発行しています。
- ・ 社会福祉協議会では、障害のある人に対する総合相談、各種福祉サービスの情報提供を地域福祉サービスセンター事業として実施しています。
- ・ 視覚障害や聴覚障害など情報障害のある人にも充実した情報提供ができる市ホームページに整備する必要があります。

● 整備内容

<聴覚障害者への情報提供>

年 度	内 容	所 管
H21年度	市主催行事、講演会等について、手話通訳、要約筆記の実施を図るよう庁内各課に要請します。	福祉課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

＜視覚障害者への情報提供＞

年 度	内 容	所 管
H21年度	市ホームページについて、アクセシビリティ(誰にでも利用しやすい)に対応した構成とするよう努めます。	情報課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

＜自立生活に関する情報の提供＞

年 度	内 容	所 管
H21年度	地域福祉サービスセンターの「センターだより」や、社会福祉協議会のホームページにて、情報提供を継続的に提供します。	社協
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
手話通訳等実施件数	3件 (H19年度)	6件 (H25年度)
アクセシビリティ対応様式のページ割合(市ホームページ)	87.7% (H20年度)	100% (H25年度)
センターだより発行回数	年4回 (H19年度)	年4回 (H25年度)

1-2 生活支援と権利擁護

どんな障害があっても生活の主体は、障害のある人自身です。障害の有無や程度に関わらず、一人の市民として安心して生活ができるよう支援します。

生活支援が必要になった時にそれらをコーディネートする相談支援体制の充実を図るとともに、障害による差別や不利益が生じないような制度、環境づくりに努めます。

相談支援体制の拡充

● 現状

- ・ 障害者自立支援法により相談支援事業が市の必須事業となり、相談支援事業を4事業所に委託し実施しています。(平成21年3月現在)
- ・ 社会福祉協議会内の地域福祉サービスセンターでは、独自に障害のある人への相談窓口を設置しています。
- ・ その他、県の委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者相談員(各1名)による相談、精神障害については精神保健福祉士による相談をそれぞれ実施しています。

● 整備内容

<相談支援事業の利用促進>

年 度	内 容	所 管
H21年度	市ホームページの他、市広報や福祉のしおりを通じて事業の周知を図ります。	福祉課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
相談件数(相談支援事業)	98件 (H19年度)	110件 (H25年度)

※身体障害者11件、知的障害者78件、精神障害者9件

緊急時の相談支援体制づくり

● 現状

- ・ 相談窓口は、相談支援事業として、身体障害者対応が1か所、知的障害者対応が1か所、精神障害者対応が2か所の計4事業所に委託していますが、相談時間はいずれも基本的に事業所の開所時間となっています。
- ・ 夜間や休日を中心とした緊急時の相談支援体制づくりが望まれています。

● 整備内容

<緊急時の相談体制づくり>

年 度	内 容	所 管
H21年度	尾張旭市障害者地域自立支援連携会議において緊急時相談体制の内容について検討します。	福祉課
H22年度	検討結果により実施します。	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	24時間対応窓口の設置	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
24時間対応窓口の設置	— (H19年度)	1か所 (H25年度)



選挙権の保障

● 現状

- ・ 投票事務従事者の説明会において、点字投票、代理投票の説明を行うとともに、障害のある人には必要に応じて事務従事者が介助を行うよう説明しています。
- ・ 段差のある投票所については、選挙時に着脱式スロープを設置しています。(ただし、スペースの関係上、スロープが設置できない投票所が3か所あります。)

● 整備内容

<選挙権の保障>

年 度	内 容	所 管
H21年度	障害のある人に配慮した投票所のバリアフリーをめざし、スロープの設置や事務従事者による介助等により投票しやすい環境の整備に努めます。 視覚障害者のための音声による選挙公報（市長選挙時）の作成について検討します。	行政課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
障害のある人に配慮した投票所の率	100% (H19年度)	100% (H25年度)

財産管理等相談窓口の充実

● 現状

- ・ 日常生活自立支援事業（旧名称：地域福祉権利擁護事業）の相談受付を行っています。
- ・ 市広報及び社協だより、民生委員児童委員協議会定例会等において、日常生活自立支援事業の周知を図っています。
- ・ 契約に関するトラブル、架空請求など消費生活全般の相談について、消費生活相談を行っています。（週3回開催）

● 整備内容

<日常生活自立支援事業の利用促進>

年 度	内 容	所 管
H21年度	市広報及び社協だよりにより、日常生活自立支援事業の周知を図ります。	社協
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<成年後見制度の利用促進>

年 度	内 容	所 管
H21年度	成年後見制度利用支援事業の周知を図ります。	福祉課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
日常生活自立支援事業利用者数（障害者分）	2人 (H20年4月)	4人 (H25年度)
成年後見制度利用支援事業利用者数（障害者分）	0人 (H19年度)	1人 (H25年度)

1-3 防災ネットワークの構築

障害や病気の状態が安定していない人、視覚障害や聴覚障害など情報障害のある人は、緊急時に対して不安を持って暮らしています。

日常生活の中での緊急時や地震、火災などの災害時においても、意思確認や情報の伝達、避難誘導が適切に行われるよう、地域全体の防災意識の向上と防災対策の見直しを図っていきます。

火災予防、避難訓練等の指導

● 現状

- ・ 防火管理者選任事業所に対し、通報・消火・避難訓練の実施を指導しています。
- ・ 障害等級2級以上の身体・精神障害の人及びA（重度）・B（中度）の知的障害の人を対象に、住宅用火災警報器、自動消火器、電磁調理器の給付事業（日常生活用具給付事業*）を行っています。（住宅用火災警報器については平成20年5月から1・2級の精神障害の人にも給付ができるよう対象者範囲の拡大を行いました。）

● 整備内容

<火災予防、避難訓練等の指導>

年度	内 容	所 管
H21年度	社会福祉施設のうち、防火管理者が必要な施設について、定期的な通報・消火・避難訓練の実施を指導していきます。	消防本部予防課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<住宅用火災警報器等の給付>

年度	内 容	所 管
H21年度	消防本部予防課と連携し、市ホームページの他、市広報や福祉のしおりを通じて事業の周知を図ります。	福祉課 消防本部予防課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指標内容	現状	目標値
火災予防、避難訓練等の指導実施率	93% (H19年度)	100% (H25年度)
住宅用火災警報器等の給付事業の周知	2回 (H20年度)	2回 (H25年度)



災害時の情報伝達

● 現状

- ・ 災害情報の市民への情報伝達は、同時通報用無線による放送、広報車による巡回、あさひ緊急メールによるメール配信、市ホームページによる情報提供を行うこととされています。
- ・ 市民への災害情報伝達を迅速かつ正確に行うため、あさひ緊急メールの周知を行い、加入を促します。

● 整備内容

＜あさひ緊急メールの普及促進＞

年度	内容	所管
H21年度	防災講演会や市民祭等のイベント時に周知を行うとともに市広報に掲載し加入を促します。	安全安心課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指標内容	現状	目標値
あさひ緊急メール配信加入者数	3,722人 (H20年5月)	4,000人 (H25年度)



FAX119番

● 現状

- ・ 耳や言葉の不自由な人などを対象にFAXによる災害通報を受け付けています。
- ・ FAX119番の加入者は17名となっています。(平成21年1月現在)
- ・ 定期的に、FAX機能のテストを実施し、異常がないかを確認しています。

● 整備内容

<FAX119番の普及促進>

年 度	内 容	所 管
H21年度	市広報及び市ホームページで、加入を促進します。	消防署
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
FAX119番加入者数	17名 (H20年度)	20名 (H25年度)

災害時の障害者への対応

● 現状

- ・ 平成16年度末に地震対策アクションプランを策定し、災害時要援護者（障害のある人を含む）への支援体制の整備についても行っていくこととしました。
- ・ 平成19年度には、災害時要援護者支援について定めた、尾張旭市災害時要援護者支援実施要綱を策定しました。
- ・ 平成19年度に同要綱に基づく災害時要援護者リストを整理し、自治会など2地区をモデル地区として、避難支援の個別計画を策定しました。
- ・ 災害時要援護者（障害のある人を含む）が指定避難所での生活が困難になった場合に備え、バリアフリー設備が整った保健福祉センターを「福祉避難所」として指定しています。

● 整備内容

<地域防災活動の活性化>

年 度	内 容	所 管
H21年度	災害時要援護者リストを基に、災害時要援護者一人ひとりの避難計画を定めた個別支援プラン作成を行う地域住民の活動を支援します。	福祉課 長寿課 安全安心課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	災害時要援護者に対する地域防災活動の市内全域への拡大	〃

<防災訓練の充実>

年 度	内 容	所 管
H21年度	地域防災訓練の中で、災害時要援護者の避難支援訓練を行うよう促します。	福祉課 長寿課 安全安心課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	市内全域への拡大	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
災害時要援護者リストを取得した自治会、町内会数	— (H19年度)	50 団体 (H25年度)
避難支援訓練を実施している自主防災組織数	0 団体 (H19年度)	9 団体 (H25年度)

1-4 福祉用具の利用促進

車いすや介護用ベッドなどの福祉用具の利用は、障害のある人の自立度を上げたり、介護者の負担を軽くすることができます。

福祉用具に関する情報提供や関係事業の周知を通して、福祉用具の利用促進を図っていきます。

情報提供と普及促進

● 現状

- ・ 保健福祉センター3階の福祉用具展示コーナーにて、展示品を活用した福祉用具の情報提供を行っています。
- ・ 社会福祉協議会において、車いす貸出事業を実施しています。

● 整備内容

<福祉用具に関する情報提供と普及促進>

年 度	内 容	所 管
H21年度	福祉用具の充実を図るとともに、市民に周知を図ります。	社協
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

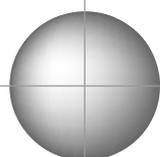
<車いす貸出事業の周知>

年 度	内 容	所 管
H21年度	社協だより等により、事業の周知を図ります。	社協
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

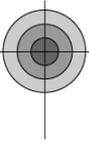
● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
福祉用具展示コーナー利用者数	— (H19年度)	48人 (H25年度)
車いす貸し出し件数	552台 (H19年度)	607台 (H25年度)

施策 2



地域において誰もが自立して安全で快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づき、住宅、公共施設、交通、教育等の生活環境の整備を行政とともに民間事業者や市民との協働により進めます。



2-1 移動の支援

障害の種類や程度により、買い物や通院など日常生活に必要な外出時の困りごとはさまざまです。

交通手段の拡充が求められているだけでなく、障害者駐車スペースの適正利用など、現状の施設等の使いにくさも指摘されています。

建物管理者等と協力して障害のない人への理解を求めるほか、交通事業者等関係事業者と連携して、移動手段の拡充を図ります。



自動車利用者への支援

● 現状

- ・ 身体障害の人が就労等に伴い、自動車を取得し改造を行う場合、その改造に要する経費を一部助成しています。(所得要件あり)
- ・ 身体障害の人が就労等のために、自動車運転免許証を取得した場合の免許取得費用を助成しています。
- ・ 社会福祉協議会において、車いす専用車の貸し出しを実施しています。
- ・ 市内公共施設においては、障害者用駐車スペースの確保に加え、外見では分かりにくい内部障害の人が安心して駐車できるよう「ハート・プラス」マークの看板を設置し、利用者への案内を行っています。
- ・ 障害者用駐車スペースに健常者が駐車する場面は、公共施設、民間施設ともに少なくありません。

● 整備内容

<障害者用駐車スペース適正利用の啓発>

年度	内 容	所 管
H21年度	障害者用駐車スペースの適正利用への啓発を行います。	福祉課 施設管理担当課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
障害者用駐車スペース適正利用率（アンケートで取得）	－ (H19年度)	100% (H25年度)

公共交通利用助成制度の拡充

● 現状

- ・ 平成20年4月から、市営バス「あさび一号」は、障害者本人と付添1名の乗車が無料となっています。
- ・ 重度の障害のある人を対象に年間36枚のタクシーチケットを配布しています。
- ・ 重度の身体障害の人（下肢または体幹障害1・2級）を対象に、リフトタクシーまたは患者搬送タクシーの利用料金の助成を行っています。

● 整備内容

<制度の利用促進>

年 度	内 容	所 管
H21年度	市ホームページの他、市の広報や福祉のしおりを通じて事業の周知を図ります。	福祉課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<移動手段の拡充>

年 度	内 容	所 管
H21年度	障害特性により市営バスやタクシーの利用が困難な人に対する移動手段の拡充を検討します。	福祉課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
障害者交通移動手段施策数	3件 (H19年度)	4件 (H25年度)

移動手段の確保支援

● 現状

- ・ 平成 20 年度に尾張旭駅は駅構内及び駅北側にエレベーターを設置しました。
- ・ 市内鉄道駅は、順次バリアフリー化を図っていますが、旭前駅、印場駅は 1 日当り駅利用者数が 5 千人未満であり、鉄道事業者の整備計画がありません。
- ・ 市内を走る各バス会社に対し、既設路線の充実や路線新設を要望していますが、実態としては名鉄バス、J R 東海バスの一部路線が撤退しています。
- ・ 各バス事業者においては、車両の買い替え時にはバリアフリー対応車両を購入しており、順次切替えが進んでいます。

● 整備内容

<駅のバリアフリー化>

年 度	内 容	所 管
H21年度	鉄道事業者にバリアフリー化について、整備の働きかけを行います。	都市計画課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<バス路線の整備>

年 度	内 容	所 管
H21年度	既存路線の充実、新規路線、バリアフリー車両の導入について、事業者に要望します。	都市計画課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	市営バス利用に関するアンケートの実施と改善	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
駅のバリアフリー化率	50% (H19年度)	100% (H25年度)
バリアフリー対応車両導入率	42% (H19年度)	50% (H25年度)

2-2 バリアフリーの推進

障害のある人が地域で自立生活を営むためには、道路や建物等の設備面の改善を図ることが重要です。愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」や本市の推進計画に基づき、人にやさしい街づくりを進めます。

人にやさしい街づくりの推進

● 現状

- ・ 平成11年3月に「尾張旭市人にやさしい街づくりモデル地区整備計画」を策定し、モデル地区整備は平成19年度をもって終了となりました。
- ・ 平成17年には、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」が改正され、平成18年には、「望ましい基準」として設計ガイドラインが策定されました。

● 整備内容

<人にやさしい街づくりの普及・啓発>

年 度	内 容	所 管
H21年度	人にやさしい街づくりのガイドラインや新しい基準について、市民や事業者に周知を図ります。	都市計画課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
県条例適合証交付施設数	130 施設 (H19年度)	190 施設 (H25年度)

※不特定多数の人が利用する施設や高齢者、障害のある人が主に利用する施設などを「特定施設」と呼び、特定施設には、通路や廊下、階段、エレベーター、トイレなどについて整備基準が定められています。それらの整備基準を満たした施設には適合証が交付されています。なお、この施設数には現在は既に存在しない施設も含まれています。



歩道の整備

● 現状

- ・ 既設歩道の段差解消については、あんしん歩行エリアも含め、年間数か所進めています。隣接する建築物との関係で、改良が困難な箇所も多くあります。

● 整備内容

<歩道のバリアフリー化>

年 度	内 容	所 管
H21年度	道路の移動円滑化整備ガイドラインに基づき、歩道のバリアフリー化を図ります。	土木管理課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
歩道のバリアフリー化率（全市域）	59.5% (H19年度)	81.0% (H25年度)

公園の整備

● 現状

- ・ 平成19年度末において、市内55公園中スロープ整備済みは、53公園となっています。
- ・ 東山公園改良計画づくりは、地区住民参加によるワークショップを行いました。

● 整備内容

<公園入口のバリアフリー化>

年 度	内 容	所 管
H21年度	「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づいた公園整備をすすめます。	都市整備課
H22年度	継続	〃
H23年度	旭台3号公園について、入口のバリアフリー化を図ります。	〃
H25年度まで	継続	〃

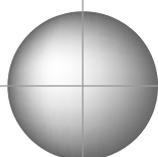
<住民参加による公園づくり>

年 度	内 容	所 管
H21年度	公園改修時のワークショップ開催時に、障害者団体等へも参加を呼びかけます。	都市整備課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
公園入口のバリアフリー化率	96% (H19年度)	100% (H25年度)
ワークショップへの参加者数（うち障害者数）	0人 (H19年度)	5人 (H25年度)

施策 3



誰もが、自らの能力を最大限発揮し、ライフステージのあらゆる段階において地域社会の一員として社会参加できることが必要です。障害のある人も、教育や就労、生涯学習、スポーツなどあらゆる場面で参加しやすい社会の実現をめざします。

3-1 障害児保育の充実

障害児保育の充実

● 現状

- ・ 川南保育園、西山保育園、あたご保育園の3歳児クラス(満4歳から)で障害児保育を実施しています。
- ・ ピンポンパン教室からの体験入園を実施しているほか、障害児保育に関する研修に保育士を派遣しています。
- ・ 障害児保育を実施している保育園等の保育士が、愛知県心身障害者コロニーで行われる研修に積極的に参加し、専門的な知識の習得に努めています。また、新任保育士に対し、内部講師による研修を実施しています。

● 整備内容

<障害児保育の充実>

年 度	内 容	所 管
H21年度	肢体不自由児に対する保育を含めた障害児保育の実施園の拡大と3歳児クラスにおける4月入園について検討します。	こども課
H22年度	継続	〃
H23年度	障害児保育実施園での3歳児クラスにおける4月入園を実施します。	〃
H25年度まで	肢体不自由児を含めた障害児保育の実施園を増やします。	〃

<障害児保育担当保育士等の研修の充実>

年 度	内 容	所 管
H21年度	研修機会を拡充します。	こども課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
障害児保育実施園数	3か所 (H20年度)	4か所 (H25年度)
研修参加者数	20人 (H20年度)	25人 (H25年度)

保育園のバリアフリー化

● 現状

- ・ 藤池保育園南園舎建替工事（平成17年度）及び茅ヶ池保育園移転新築工事（平成19年度）によりバリアフリー化された施設としました。
- ・ 幼児用トイレの洋式便器を障害児保育実施園（川南、西山、あたご）3か園だけではなく、残りの公立保育園にも設置しました。

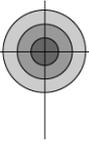
● 整備内容

<保育園のバリアフリー化>

年 度	内 容	所 管
H21年度	保育園のバリアフリー化に向けた検討を行います。	こども課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	保育園の新築、増築、建替にあわせたバリアフリー化	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
バリアフリー化された保育園の数	2か所 (H20年度)	3か所 (H25年度)



3-2 障害児教育

障害のある子どもたちにとっては専門性に基づいた教育と同時に、障害のない子どもたちと共に学び育ち合える教育が必要です。

障害の有無に関わらず、互いの理解を深めるように学校の環境を整備していきます。



特別支援学級等の充実

● 現状

- ・ 平成19年度は知的障害学級を市内全小・中学校に設置、情緒障害学級を市内全小学校に、中学校に2校設置しました。(全22学級)
- ・ 特別支援学校は、春日台養護学校、小牧養護学校等の他、平成22年度に瀬戸市に開校の予定があり、同校に本市の児童・生徒の受け入れについて要望しました。

● 整備内容

<特別支援学級の設置>

年 度	内 容	所 管
H21年度	特別支援学級について、新学齢児の入学状況により設置します。	学校教育課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
対象児童・生徒のいる学校への特別支援学級設置割合	100% (H19年度)	100% (H25年度)

相談窓口の充実

● 現状

- ・ 教育研究室において、市民向けの教育相談を実施しています。
- ・ 教育研究室で定期的に「心の居場所づくりアドバイザー」を設置し、学校へも巡回し就学相談を実施しています。

● 整備内容

<就学相談>

年 度	内 容	所 管
H21年度	必要に応じて、随時実施します。	学校教育課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<「心の居場所づくりアドバイザー」による巡回相談>

年 度	内 容	所 管
H21年度	実情にあわせた回数を開催します。	学校教育課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
教育相談実施回数	56 件 (H19年度)	必要回数 (H25年度)
巡回相談実施回数	29 件 (H19年度)	必要回数 (H25年度)

障害児教育担当教員等の研修の充実

● 現状

- ・ 特別支援教育体制推進事業の一環として盲・聾・養護学校教諭による巡回指導訪問が実施され、個々の障害特性に対応した指導を受けています。
- ・ 全教員を対象に研修（校内研修含む）を実施しています。

● 整備内容

<担当教員等の研修>

年 度	内 容	所 管
H21年度	特別支援教育研修の参加を促します。	学校教育課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
研修会等への参加者数	100人 (H19年度)	— (H25年度)

学校のバリアフリー化

● 現状

- 校舎増築時や、肢体不自由児の入学状況に併せて、トイレ等のバリアフリー化を行っています。

平成13年度 本地原小学校及び城山小学校トイレ改修工事
(ユニバーサルトイレ設置 ※女子トイレ内のみ)

平成14年度 渋川小学校校舎増築工事 (スロープ・ユニバーサルトイレ設置)

平成15年度 城山小学校エレベーター取替工事 (車いす対応型)

平成16年度 東栄小学校バリアフリー化工事 (入口段差解消、階段昇降機設置)
旭中学校トイレ改修工事 (ユニバーサルトイレ設置)

平成17年度 東栄小学校ユニバーサルトイレ設置工事

平成19年度 白鳳小学校校舎増築工事
(車いす対応型エレベーター・スロープ・ユニバーサルトイレ設置)

● 整備内容

<学校のバリアフリー化>

年 度	内 容	所 管
H21年度	肢体不自由児の入学状況に併せて、トイレ等のバリアフリー化を図ります。	教育行政課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	障害のある教職員、保護者等にも対応するため、更なるバリアフリー化を図ります。	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
バリアフリー化済校数	3校 (H19年度)	12校 (H25年度)

※バリアフリー化済校については、「入口等の段差解消がされている」かつ「ユニバーサルトイレが1箇所以上設置されている」学校とする。

3-3 就労支援と雇用促進

障害者雇用をめぐる現状は、法定雇用率の未達成など課題が多く残されています。

環境の整備された就労支援事業所等の利用だけでなく、一般就労の移行促進のため、法定雇用率の達成への啓発や職親制度*・各種助成金制度の周知、雇用の場の開拓に力を入れて障害のある人の雇用の促進を図っていきます。

就労支援事業所等における工賃確保

● 現状

- ・ 工賃確保のための優先発注を目的に、平成20年3月の地方自治法施行令改正では、障害者支援施設等の随意契約の範囲が拡大されています。
- ・ 平成20年4月から、障害者就労支援事業として、レストラン「旭城レストハウス」が再オープンしました。運営は市内の就労移行支援事業所が行っています。
- ・ 平成20年10月から、市環境事業センター内リサイクル広場の業務の一部を3か所の市内就労支援事業所等に委託しました。
- ・ 市職員の名刺や封筒・ちらし等、市内就労支援事業所に優先発注を行っています。

● 整備内容

<受注機会の拡大>

年 度	内 容	所 管
H21年度	就労支援事業所等への優先発注について、庁内各課へ要請します。	福祉課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
市の優先発注件数	96 件 (H19年度)	120 件 (H25年度)

※優先発注件数は、行政からの契約分について記載。

平成19年度:市職員の名刺(62件)、封筒・ちらし(32件)、木製玩具(1件)、木工製品(1件)

障害者雇用の促進

● 現状

- ・平成20年6月1日現在で、市内の従業員数40人以上の企業は18社あり、そのうち障害のある人を雇用している企業は14社となっています。
- ・商工会の会員に対し、トライアル雇用やジョブコーチ制度、各種障害者雇用助成金制度に関するパンフレット、リーフレット等を配布し、事業内容等の周知を図っています。
- ・景気動向が不安定の中、一部の企業においては障害のある人に対する雇用状況はやや進展が見られるものの、本市にある多くの中小企業の実雇用率は引き続き低水準にあります。

● 整備内容

<障害者雇用助成制度等の周知>

年 度	内 容	所 管
H21年度	制度に関するリーフレット・パンフレット等を商工会等を通じて配布し、市内事業主に制度の周知を図ります。	産業課
H22年度	市ホームページ等により市内障害者雇用優良事業主の公開を行ないます。	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<障害者就業・生活支援センターとの連携>

年 度	内 容	所 管
H21年度	障害者雇用促進事業等の周知度や事業所の実情等を把握するため、市内事業者に対するアンケートを検討します。	産業課
H22年度	検討結果によりアンケートを実施します。	〃
H23年度	障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、調査内容に基づき、障害者雇用対策の検討会を実施します。	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
障害者雇用企業数	14社 (H20年度)	15社 (H25年度)

※障害者雇用企業とは、従業員数が40人以上規模の事業所(平成20年6月1日現在、市内には18社)のうち、1人以上障害のある人を雇用している事業所をいう。

3-4 スポーツ・レクリエーションの推進

文化活動やスポーツ活動への参加は、生活の質の向上につながります。特に、スポーツは、楽しみだけでなく健康の維持や増進のためにも、多くの人の参加が望まれます。障害のある市民には、それぞれの障害にあわせたスポーツ内容の検討を進めていきます。

また、障害のある人が地域社会の一員として、文化・スポーツ活動に参加し、有意義な時を享受できるように、各種講座の充実などにも努めます。

各種講座・講演、イベント等の参加機会の拡大

● 現状

- ・ 市内の障害者団体に委託してスポーツ・レクリエーション事業や一泊研修事業を実施しています。
- ・ 市民祭、あさひ健康フェスタ、福祉マインドフェアの会場で、授産製品の物品販売や障害のある人が制作された作品展を実施しています。
- ・ 2市1町（瀬戸市・尾張旭市・長久手町）の障害者団体及び施設の連携を図るためウェルフェアボウリング事業の開催を支援しています。
- ・ 社会福祉協議会では、障害者団体が企画する講座や勉強会、交流会に対して、より多くの当事者やその家族、関係者が参加できるよう、講師料等の助成や会場の確保、企画の広報等を行っています。
- ・ 災害救援ボランティアコーディネーター養成講座をはじめとする社会福祉協議会の講座等では、個々の障害に対応できるボランティアを確保し、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めています。

● 整備内容

<各種講座・講演、イベント等の充実>

年 度	内 容	所 管
H21年度	各種講座やイベントについて、障害のある人の参加に配慮した企画づくりを市内各課へ要請します。また、社会福祉協議会、ボランティア団体など関係団体と連携し、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。	福祉課 社協 市民活動課 生涯学習課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指標内容	現状	目標値
障害のある人に配慮した講座・イベントの開催数	7件 (H19年度)	10件 (H25年度)



図書利用等の充実

● 現状

- ・ 障害のある人の利用を踏まえ、利用しやすい書籍、CD・DVD・ビデオ・カセットの購入に努めています。
- ・ 利用者用図書検索端末の1台を、車いすで利用できるよう配慮したカウンターに設置しています。
- ・ 点訳ボランティアグループより点字翻訳本の寄贈を受けています。

● 整備内容

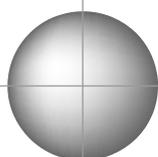
＜図書利用等の充実＞

年度	内 容	所 管
H21年度	障害のある人にも利用しやすい機器、CD・DVD・ビデオ・カセットを充実します。	図書館
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指標内容	現状	目標値
CD・DVD・ビデオ・カセット数	4,630 (H19年度)	5,230 (H25年度)

施策 4



障害のある人の高齢化とともに、障害の重度化・重複化が進んでいます。そのためそれぞれの障害の特性を十分考慮し、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、リハビリ等に関する健康づくりの施策を積極的に展開します。

4-1 障害の早期発見・早期療育と重度化の予防

障害の重度化を防ぐためには、母子保健や療育体制の充実が不可欠です。

乳幼児期からの療育や専門的な保育の場を提供することにより、障害のある子どもたちの発達を促したり、社会性を身につけていくための支援を行います。

母子保健事業の充実

● 現状

- ・ 妊婦や乳幼児を対象に、医療機関委託健康診査及び集団健康診査を実施しています。
- ・ 健診時に要フォローとなった親子に対し、電話や家庭訪問等によって、必要な支援を実施しています。
- ・ 健診未受診児の追跡を行い、全数把握にも努めています。
- ・ 各種教室等を開催し、知識普及や仲間づくりの支援に努めています。

● 整備内容

<母子保健事業の充実>

年 度	内 容	所 管
H21年度	「健康あさひ21・健やか親子21計画」の中間見直し時に市民のニーズに応える事業の実施体制を検討します。	健康課
H22年度	母子保健事業の充実、推進に努めます。	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	1歳6か月児と3歳児健康診査の間に実施する2歳3か月児歯科健診での状況把握、保健面の支援の充実を図ります。	〃

<健診未受診児への対応>

年 度	内 容	所 管
H21年度	健診未受診児のフォローに努めます。	健康課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
母子保健サービスに対する満足度	74.3% (H18年度)	80.0% (H25年度)
乳幼児健康診査受診率	94.7% (H19年度)	95.0% (H25年度)

通園施設の充実

● 現状

- ・ 市内に心身障害児通園施設として「ピンポンパン教室」を設置しています。
- ・ 「ピンポンパン教室」は、原則として母子通園施設ですが、児童の自立及び母親の休息のため母子分離の時間を設けています。
- ・ 保健福祉圏域内に、知的障害児通園施設「のぞみ学園」（瀬戸市）があり、重複障害児の受入れについて協力依頼をしています。

● 整備内容

<ピンポンパン教室の充実>

年 度	内 容	所 管
H21年度	母子分離の時間拡大や肢体不自由児のための部屋の拡充などの検討を行います。	こども課
H22年度	継続	〃
H23年度	母子分離の日を試行するなど母子分離の時間を拡大します。	〃
H25年度まで	肢体不自由児のための部屋の拡充を図ります。	〃

<重複障害児通園施設の確保>

年 度	内 容	所 管
H21年度	のぞみ学園に入園を希望する重複障害児の受入れについて瀬戸市に協力を依頼していきます。	こども課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	ピンポンパン教室を充実させ、重複障害児の受入れの拡大に努めます。	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
ピンポンパン教室入園児童の保護者満足度(アンケートで取得)	— (H20年度)	80% (H25年度)

発達の違いに対する早期指導の充実

● 現状

- ・ 月に1回「コアラちゃん広場」を開催し、ことば等の発達上の心配がある幼児への指導を行うとともに、育児不安のある家族（主に母親）へ育児支援を実施しています。
- ・ 「コアラちゃん広場」に兄弟を連れて参加される保護者に対し、十分な関わりを持ってもらうこと、安心して参加してもらうことができるよう、託児ボランティアの協力による支援を行っています。
- ・ 「コアラちゃん広場」での継続支援を行う中で、発達支援が必要と思われるケースについては、「ピンポンパン教室」を紹介する等の支援も実施しています。

● 整備内容

<コアラちゃん広場参加者への支援>

年 度	内 容	所 管
H21年度	発達支援が必要と思われるケースについては、ピンポンパン教室を紹介する等の支援に努めます。	健康課 こども課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<コアラちゃん広場の充実>

年 度	内 容	所 管
H21年度	今後、参加人数が著しく増加するようであれば、実施体制を検討します。	健康課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
託児ボランティア数（登録者）	8人 (H19年度)	現状維持 (H25年度)
コアラちゃん広場参加人数（延べ人数）	119人 (H19年度)	— (H25年度)

地域療育支援の充実

● 現状

- ・ 愛知県中央児童・障害者相談センターの児童心理士による定例出張相談（月1回）を実施し、療育相談に応じています。
- ・ 専門機関である「あいち発達障害者支援センター」、「あいち小児保健医療総合センター」の専門職員との連携により、療育相談を受けられる体制になっています。
- ・ 愛知県中央児童・障害者相談センターの児童心理士による定例出張相談回数を増やすことが難しいため、市独自の相談業務を実施するなどの取り組みが必要です。
- ・ 愛知県心身障害者コロニー主催による障害児等療育支援を実施しケース検討形式により連携の強化を図りました。
- ・ その他、あいち発達障害者支援センター運営事業（年1回）、愛知県総合教育センター特別支援教育体制推進事業「訪問研修」（年1回）、妊婦や乳幼児を対象とした、医療機関委託健康診査及び集団健康診査を実施しています。

● 整備内容

<心理相談員による発達相談>

年 度	内 容	所 管
H21年度	乳幼児健康診査時において、心理相談員による発達相談を実施します。	健康課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<発達支援アドバイザーによる発達相談>

年 度	内 容	所 管
H21年度	乳幼児健康診査や家庭児童相談室等における相談、就園児、就学児、支援児等を対象とした児の個性や特性に応じた総合的な発達支援を行います。	健康課 こども課 福祉課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<障害児等療育支援事業>

年 度	内 容	所 管
H21年度	実施回数の拡大を図ります。	こども課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
心理相談員による発達相談件数（年）※	—	— (H25年度)
発達支援アドバイザーによる発達相談件数（年）※	—	— (H25年度)
障害児等療育支援事業開催回数（年）	9回 (H20年度)	13回 (H25年度)

※平成 21 年度からの新規事業

おもちゃ図書館の充実

● 現状

- ・ ピンポンパン教室に併設して、おもちゃ図書館を月 2 回開催しています。
- ・ おもちゃ図書館の運営は、ボランティアが主体となっています。
- ・ 貸出状況の統計に基づき、古いおもちゃ・貸出実績のないおもちゃを整理し、新たなおもちゃを整えています。

● 整備内容

<おもちゃ図書館の充実>

年 度	内 容	所 管
H21年度	おもちゃの充実を図るとともに、市民に周知を図ります。	社協
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
おもちゃ図書館利用者数	14人 (H19年度)	14人 (H25年度)

4-2 保健・医療サービスとの連携

障害のある人の6割以上が医療機関を利用しているという実態調査結果に示されるように、障害のある人が地域で生活していくためには、保健・医療機関との関わりは不可欠です。

各関係機関との連携により健康増進を図り、安心して生活できるまちづくりをめざします。

障害者医療費等助成の充実

● 現状

[障害者医療]

- ・ 障害のある人が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を支給しています。
対象者：1～3級の身体障害の人（腎臓障害は4級、進行性筋委縮症は4～6級も対象）、IQ50以下の人、自閉症状群と診断されている人
- ・ 平成20年4月からは、精神障害者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証（精神通院）所持の人が医療を受けた場合、上記と同様に医療保険における自己負担額を支給しています。
※精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、自立支援医療受給者証（精神通院）非該当の人は、入院医療費の医療保険における自己負担額のみ対象。

[精神障害者医療]

- ・ 精神障害者医療費として、自立支援医療受給者証（精神通院）所持の人には当該疾患にかかる通院医療費の全額助成を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する疾患で入院された人には当該疾患にかかる入院医療費の2分の1を助成しています。

● 整備内容

<障害者医療費等助成の充実>

年度	内 容	所 管
H21年度	障害者医療費等の助成について、検討を重ねます。	保険医療課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
障害者医療受給者数（年間月平均）	863 人 (H19年度)	－ (H25年度)
精神障害者医療（年間助成件数）	6,419 件 (H19年度)	－ (H25年度)

障害者手帳非対象者への対応

● 現状

- ・ 障害者手帳の交付対象にならない難病患者等に対し、難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルパー、短期入所、日常生活用具給付）を実施しています。
- ・ 高次脳機能障害、自閉症など発達障害の人に、移動支援、日中一時支援事業など地域生活支援事業の一部を実施しています。

● 整備内容

<事業の利用促進>

年 度	内 容	所 管
H21年度	市ホームページの他、市の広報や福祉のしおりを通じて事業の周知を図ります。	福祉課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

<サービスの拡充>

年 度	内 容	所 管
H21年度	必要なサービスを検討します。	福祉課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

指 標 内 容	現 状	目 標 値
難病患者等居宅生活支援事業利用者数	2 人 (H19年度)	3 人 (H25年度)
地域生活支援事業利用者数(障害者手帳未取得者)	1 人 (H19年度)	4 人 (H25年度)

健康づくりの啓発普及

● 現状

- 生活習慣病等の予防のために、生活習慣改善を目的とした健康度評価事業「元気まる測定」や各種健康づくり教室を実施しています。また、医師、管理栄養士、運動指導員、健康づくりリーダー、保健師等により、充実した指導を継続しています。
- 精神保健福祉士によるこころの健康・病気相談を週1回実施しています。
- 健康づくり推進員による健康増進普及事業として、「筋力トレーニング」、「笑いと健康」、「ウォーキング」の3本柱で活動を実施しています。また、健康づくり推進員は、この活動を通して、地域の中で健康づくりの地域リーダーとして、市と協働しながら健康づくりの普及を図っています。

● 整備内容

<健康づくり事業等の充実>

年 度	内 容	所 管
H21年度	生活習慣病予防を目的とした「元気まる測定」や各種健康づくり教室の内容の充実を図ります。	健康課
H22年度	継続	〃
H23年度	継続	〃
H25年度まで	継続	〃

● 施策成果指標

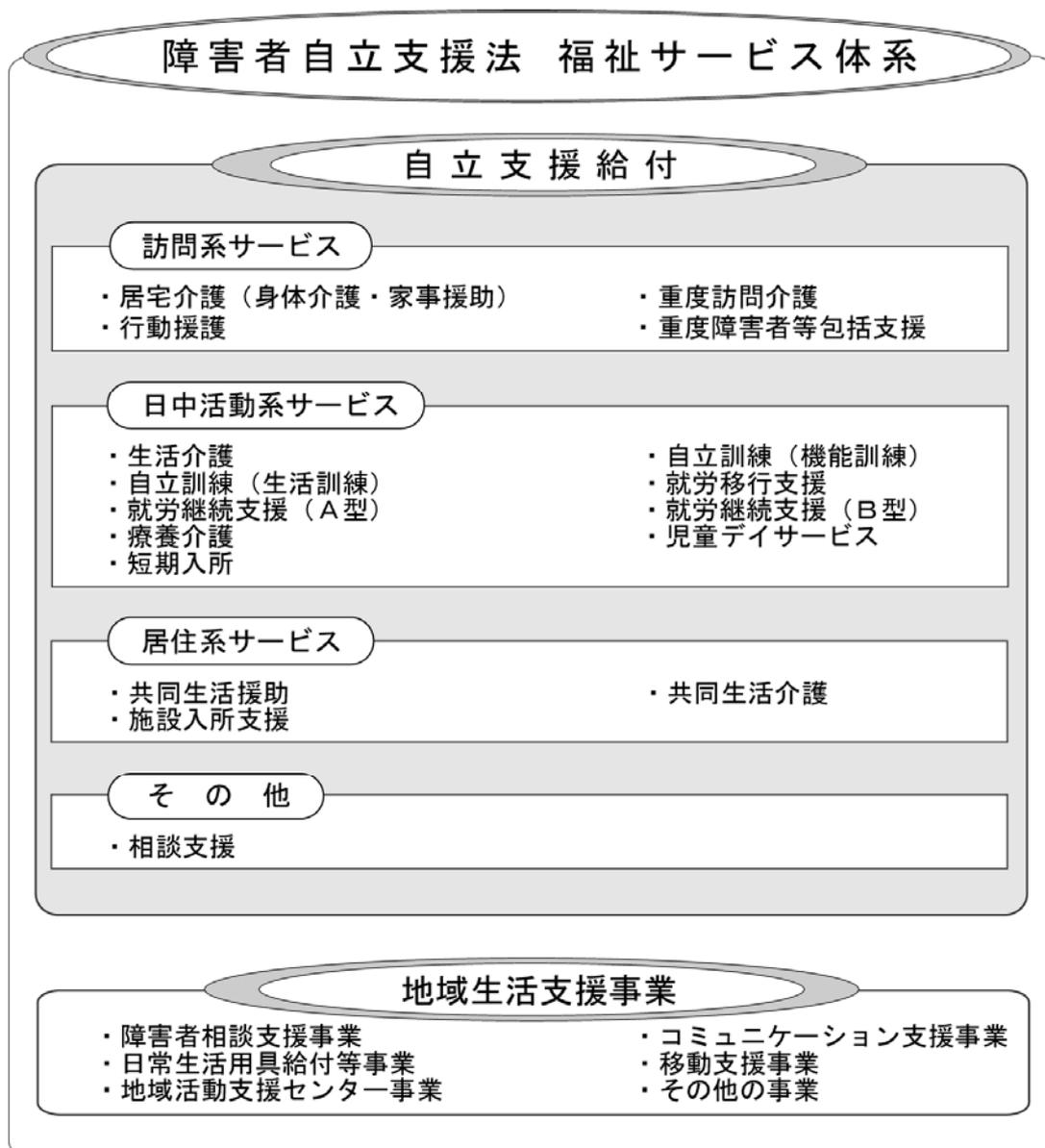
指 標 内 容	現 状	目 標 値
健康づくり教室・元気まる測定への参加者数	5,335人 (H19年度)	5,500人 (H25年度)

2 障害福祉計画

障害福祉計画では障害のある人の生活支援に係る施策について、数値目標の設定と、障害者自立支援法に基づく各種指定障害福祉サービスや指定相談支援、地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量とその確保の方策を定めます。

(1) 施策体系

障害者自立支援法に基づく福祉サービスが「日中活動の場」、「住まいの場」に分けられていることから、指定障害福祉サービスの各事業は、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」の4つに整理しています。



(2) 数値目標

国及び県の指針に基づき、第1期障害福祉計画の考え方を踏襲し、平成23年度までの数値目標を次のように設定します。

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《施設入所者数の削減見込》

【国指針】平成23年度末時点の入所者数を現時点（平成17年10月1日現在。以下同様。）での施設入所者数から7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標値を設定する。

【県指針】県全体で15%以上の地域移行をめざすものの、待機者の状況などを勘案し、7%の目標を設定する。なお、内訳としては、身体障害者施設で、率で9.8%、知的障害者施設では率で5.5%、合計では、率で7.0%の削減をめざす。

《地域生活移行者数》

【国指針】現時点での施設入所者数の1割以上が、地域生活に移行することをめざす。

【県指針】実績や県の心身障害者コロニーからの移行等を踏まえ、原則として1割以上の地域移行をめざすこととし、具体的には、身体障害者施設では、率で12%、知的障害者施設では率で16%、合計では、率で15%の地域移行をめざす。

- ・平成17年10月時点の施設入所者32人のうち、平成20年12月までに5人が地域生活への移行により施設を退所しています。一方、入所施設の設立等により7人が新たに施設入所をしています。今後は新規入所施設の開所は少ないと考え、平成23年度の施設入所者数は、34人を目標とします。

項目	数値			考え方
	身体障害者	知的障害者	合計	
現入所者数	12人	20人	32人	平成17年10月1日の入所者数
目標年度入所者数	13人	21人	34人	平成23年度末時点の利用人員見込み
【目標値】 削減見込	1人 (8.3%)	1人 (5.0%)	2人 (6.3%)	差引減少見込み
【目標値】 地域生活移行者数	1人	4人	5人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行見込み

イ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国指針】平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することをめざし、平成23年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。

【県指針】平成18年6月30日現在、県内の精神科病院に入院している「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」は、1,000人である。平成24年度にかけて均等の割合で地域移行を進めていくと仮定した場合、県全体では、毎年167人、平成23年度末までに835人が地域に移行するものとして、目標値を設定する。

- ・県の調査によれば、退院可能な精神障害者2人のうち、平成19年度までに1人が退院しています。平成23年度末までの退院可能な精神障害者数の減少目標値は2人とし、グループホーム・ケアホームの充実を通して、退院可能精神障害者の退院をめざします。

項目	数値	考え方
現在の退院可能精神障害者数	2人	平成18年6月30日現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	2人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

ウ 福祉施設から一般就労への移行

【国指針】平成23年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、現在の移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

【県指針】国指針と同様。

- ・平成19年度における年間の一般就労移行者は1人でした。市内に就労支援の専門機関である障害者就業・生活支援センターを開設し、同センターを中心とした積極的な雇用支援を通して、平成23年度には11人が一般就労に移行できることをめざします。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成23年度の年間一般就労移行者数	11人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
尾張東部障害保健福祉圏域* 障害者就業・生活支援センター	1箇所	-

(3) 障害福祉サービス

障害者支援費制度（平成15年度～平成17年度）と障害者自立支援法（平成18年度～）を含めると、従来の措置から契約に変わって6年が経過しようとしています。ここでは居宅や施設での障害のある人の暮らしを支える障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定相談支援について、サービス利用実績及び計画年度における見込量を示しています。

ア 訪問系サービス

訪問系サービスとはホームヘルパー等が障害のある人の居宅等へ訪問して必要な介護や家事援助等を提供するサービスをいいます。訪問系サービスには「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」の4つの種類があります。

在宅生活を送る上で中心となるホームヘルプサービスですが、第1期計画期間中においては利用者負担の軽減措置が図られるなどして急激な伸びを示しています。とりわけ平成18年度から19年度にかけては約1.5倍の利用となっていますが、その後も伸び率は鈍化しながらも増加傾向にあります。

重度訪問介護と重度障害者等包括支援についてはサービスの利用実績はありません。

サービス利用実績（1月当たり）

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度(見込み)		
		実績	第1期 計画値	達成率 (%)	実績	第1期 計画値	達成率 (%)	実績	第1期 計画値	達成率 (%)
訪問系サービス 計	時間	749.0	903.0	83%	1,151.0	1,029.0	112%	1,318.0	1,156.0	114%
(実利用人数)	人	50	-	-	50	-	-	52	-	-
居宅介護	時間	704.0	848.0	83%	1,099.0	967.0	114%	1,274.0	1,086.0	117%
(実利用人数)	人	44	-	-	45	-	-	46	-	-
重度訪問介護	時間	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
(実利用人数)	人	0	-	-	0	-	-	0	-	-
行動援護	時間	46.0	55.0	84%	53.0	62.0	85%	44.0	70.0	63%
(実利用人数)	人	7	-	-	6	-	-	6	-	-
重度障害者等包括支援	時間	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
(実利用人数)	人	0	-	-	0	-	-	0	-	-

表中の時間とは、1月当たりの利用延べ時間を表します(以下同様)。

【サービス見込量の算定にあたっての考え方】

〔居宅介護〕〔行動援護〕

平成20年7月から12月にかけての月間平均実利用人数と1人当たりの月間平均利用量をもとに、障害者人口の伸び、1人当たりの利用量の伸び、新規の利用意向などを勘案し、各年度1月当たりの見込量を算出します。

〔重度訪問介護〕〔重度障害者等包括支援〕

サービス対象となる人の平成23年度までの利用がないと見込んでいます。

サービス見込量（1月当たり）

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系サービス 計	時間分	1,531.0	1,646.0	1,789.0
（実利用見込人数）	人分	58	63	69
（年度末の市内の事業所数）	箇所分	7	7	7
居宅介護	時間分	1,457.0	1,562.0	1,697.0
（実利用見込人数）	人分	51	55	59
（年度末の市内の事業所数）	箇所分	7	7	7
重度訪問介護	時間分	0.0	0.0	0.0
（実利用見込人数）	人分	0	0	0
（年度末の市内の事業所数）	箇所分	7	7	7
行動援護	時間分	75.0	85.0	93.0
（実利用見込人数）	人分	8	9	10
（年度末の市内の事業所数）	箇所分	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間分	0.0	0.0	0.0
（実利用見込人数）	人分	0	0	0
（年度末の市内の事業所数）	箇所分	0	0	0

確保の方策

- ・ 障害特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう福祉サービス提供事業者へ働きかけ、一人ひとりのニーズに対応できる供給基盤の整備に努めます。
- ・ 重度訪問介護や重度障害者等包括支援については、福祉サービス内容や対象者などについて市民に十分な情報を提供します。
- ・ これらの事業を行う事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行うことにより、多様な実施事業者の参入を促進し確保に努めます。

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

生活介護、就労継続支援B型については、旧体系施設の旧体系への移行が進んでいないため実績が少ない状況です。

就労移行支援については、平成19年度に事業所が市内に2箇所開設され、愛知県障害者就労支援者*を配置するなど、積極的な障害のある人の一般就労に取り組まれています。また、両事業所ともハローワークとの連携を深め、求人情報や障害者就職面接会の開催情報を把握し、面接や会社訪問の同行支援を行い、障害のある人の就労に対する意欲の向上に努めています。

児童デイサービスについては、日中一時支援事業を併用される利用者が多く、利用者の状況にあわせたサービス利用をされています。

短期入所については、市内に提供事業所がないこともあり、当初の見込みほど利用が伸びていません。

サービス利用実績（1月当たり）

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度(見込み)		
		実績	第1期 計画値	達成率 (%)	実績	第1期 計画値	達成率 (%)	実績	第1期 計画値	達成率 (%)
生活介護	人日	23	76	30%	44	545	8%	158	671	24%
(実利用人数)	人	2	-	-	3	-	-	8	-	-
自立訓練(機能訓練)	人日	0	0	-	0	0	-	0	22	0%
(実利用人数)	人	0	-	-	0	-	-	0	-	-
自立訓練(生活訓練)	人日	0	0	-	0	16	0%	0	42	0%
(実利用人数)	人	0	-	-	0	-	-	0	-	-
就労移行支援	人日	9	58	16%	214	535	40%	318	785	41%
(実利用人数)	人	1	-	-	12	-	-	17	-	-
就労継続支援(A型)	人日	0	0	-	0	22	0%	0	22	0%
(実利用人数)	人	0	-	-	0	-	-	0	-	-
就労継続支援(B型)	人日	0	0	-	29	382	8%	80	409	63%
(実利用人数)	人	0	-	-	1	-	-	13	-	-
児童デイサービス	人日	15	19	79%	16	22	73%	26	24	108%
(実利用人数)	人	8	-	-	7	-	-	7	-	-
短期入所	人日	78	100	78%	76	114	67%	80	128	63%
(実利用人数)	人	13	-	-	14	-	-	13	-	-
療養介護	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
参考 旧法施設支援	人日	1,956	2,218	-	1,786	1,374	-	1,721	936	-
旧入所系サービス分	人日	730	-	-	688	-	-	610	-	-
(実利用人数)	人	34	-	-	32	-	-	29	-	-
旧通所系サービス分	人日	1,226	-	-	-	-	-	-	-	-
(実利用人数)	人	66	-	-	56	-	-	58	-	-

表中の人日とは、1月当たりの利用延べ日数を表します(以下同様)。

【サービス見込量の算定にあたっての考え方】

[生活介護] [就労移行支援] [就労継続支援A型] [就労継続支援B型]

平成20年7月から12月にかけての月間平均実利用人数と1人当たりの月間平均利用量をもとに、障害者人口の伸び、1人当たりの利用量の伸び、新規の利用意向、事業所の新体系移行への事業展開などを勘案し、各年度1月当たりの見込量を算出します。

[児童デイサービス] [短期入所]

平成20年7月から12月にかけての月間平均実利用人数と1人当たりの月間平均利用量をもとに、障害者人口の伸び、1人当たりの利用量の伸び、新規の利用意向などを勘案し、各年度1月当たりの見込量を算出します。

[自立訓練(機能訓練・生活訓練)] [療養介護]

サービス対象となる人の平成23年度までの利用がないと見込んでいます。

サービス見込量(1月当たり)

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	人日分	789	1,218	1,580
(実利用見込人数)	人分	38	49	66
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	2	2	2
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	0
(実利用見込人数)	人分	0	0	0
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分	0	0	0
(実利用見込人数)	人分	0	0	0
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	0	0	0
就労移行支援	人日分	399	431	455
(実利用見込人数)	人分	19	21	22
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	2	2	2
就労継続支援(A型)	人日分	22	22	22
(実利用見込人数)	人分	1	1	1
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	0	0	0
就労継続支援(B型)	人日分	486	504	705
(実利用見込人数)	人分	23	24	37
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	2	2	2

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	人日分	38	42	47
(実利用見込人数)	人分	10	11	12
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	1	1	1
短期入所	人日分	87	94	101
(実利用見込人数)	人分	15	16	17
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	0	0	0
療養介護	人分	0	0	0
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	0	0	0

参考 旧法施設支援	人日分	921	708	120
(実利用見込人数)	人分	44	34	6
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	0	0	0
旧入所系サービス分	人日分	451	308	101
(実利用見込人数)	人分	20	14	5
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	0	0	0
旧通所系サービス分	人日分	470	400	19
(実利用見込人数)	人分	24	20	1
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	0	0	0

確保の方策

- ・地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、福祉サービス利用希望者を把握するとともに、福祉サービス内容と福祉サービス提供事業者に関する情報を提供します。
- ・生活介護については、利用の対象が障害程度区分3以上(50歳以上は障害程度区分2以上)で重度障害の人の利用が多いサービスです。地域に1箇所事業所がありますが、通所手段の確保が必要で、今後とも移動支援事業の充実を図ります。
- ・就労移行支援事業や就労継続支援事業については、障害者就業・生活支援センターやハローワークを中心に地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、事業所への優先発注を通して、工賃の確保にも留意します。
- ・また、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所の職員に対しては、就労支援は専門性の高い分野であることから就労支援スキルの充実をめざして、愛知障害者職業センター等が開催する研修への参加を呼びかけます。一般企業に対しては、トライアル雇用やジョブコーチ制度、各種障害者雇用助成金制度の周知を図ります。
- ・児童デイサービスや短期入所については、今後も身近な地域で児童デイサービスや短期入所サービスを利用できるよう、福祉サービス提供体制の整備に努めます。

ウ 居住系サービス

居住系サービスとは、入所施設や共同生活を行う住居において、主に夜間に必要な介護や援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）については、市内に提供事業所はあるもののニーズに応える部屋数や職員の確保が難しい状況です。

旧体系入所施設利用者数は、平成19年3月で33人（20施設）、平成20年3月で34人（19施設）、平成20年10月で28人（18施設）と新体系への移行が進んでいないため、施設入所支援は当初の見込みを下回っています。

サービス利用実績（1月当たり）

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度(見込み)		
		実績	第1期 計画値	達成率 (%)	実績	第1期 計画値	達成率 (%)	実績	第1期 計画値	達成率 (%)
共同生活援助 (グループホーム)	人	2	7	86%	2	7	86%	2	7	100%
共同生活介護 (ケアホーム)	人	4			4			5		
施設入所支援	人	0	0	-	2	9	22%	5	19	26%
参考 旧法施設入所	人	34	31	-	32	22	-	29	12	-

【サービス見込量の算定にあたっての考え方】

[共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）]

平成 20 年 12 月の実利用人数をもとに、障害者人口の伸びと新規の利用意向などを勘案し、各年度 1 月当たりの見込量を算出します。

[施設入所支援]

平成 20 年 12 月の実利用人数をもとに、障害者人口の伸びと新規の利用意向、事業所の新体系移行への事業展開などを勘案し、各年度 1 月当たりの見込量を算出します。

サービス見込量（1 月当たり）

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	人分	9	12	14
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	1	1	1
施設入所支援	人分	14	20	29
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	0	0	0
参考 旧法施設入所	人分	20	14	5
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	0	0	0

確保の方策

- ・福祉サービス内容や対象者などについて、市民に周知を図ります。
- ・共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）について、地域の理解を求め、整備を働きかけるとともに、運営の支援を行います。

エ 相談支援

相談支援とは、障害のある人の介護者、または障害のある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、自らサービスの利用調整が困難な人に対するサービス利用計画作成等を行うものです。

平成20年12月時点で3人が利用されています。

サービス利用実績（1月当たり）

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度(見込み)		
		実績	第1期 計画値	達成率 (%)	実績	第1期 計画値	達成率 (%)	実績	第1期 計画値	達成率 (%)
相談支援(福祉サービス利用計画作成)	人	0	2	0%	3	5	60%	3	6	50%

【サービス見込量の算定にあたっての考え方】

[相談支援]

平成20年12月の実利用人数をもとに、障害者人口の伸びと新規の利用意向などを勘案し、各年度1月当たりの見込量を算出します。

サービス見込量（1月当たり）

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援 (福祉サービス利用計画作成)	人分	3	4	5
(年度末の市内の事業所数)	箇所分	2	2	2

確保の方策

- ・福祉サービス内容や対象者などについて、市民に周知を図ります。
- ・円滑な福祉サービス提供を図るため、事業所の確保に努めます。

(4) 地域生活支援事業

地域生活支援事業では、障害のある人がその有する能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを柔軟な事業形態によって効率的・効果的に実施します。とりわけ移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業については国の障害福祉サービスを補完するものと位置づけ、本市では積極的な事業の展開に努めています。

ア 相談支援事業

[相談支援事業]

障害のある人等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報及び助言などを行う相談支援事業として、「一般相談支援事業」を設置しました。身体障害と知的障害を対象とする相談窓口がそれぞれ1箇所、精神障害を対象とする相談窓口が2箇所あります。

[地域自立支援協議会]

相談支援事業を適切に実施していくため、地域自立支援協議会として、「尾張旭市障害者地域自立支援連携会議」を設置しました。連携会議では、全体会議のほか運営会議、個別支援会議及び専門部会を設置し、中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施し、具体的な困難事例への対応の有り方についての指導・助言、地域の関係機関によるネットワークを構築します。

【尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（全体会議）におけるの主な検討事項】

- a 関係機関等の業務において課題となった事項
- b 地域の関係機関相互の連携に関すること
- c 新たに取り組むべき地域課題の調整
- d 相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること
- e 虐待等困難事例への対応とその防止に対する取組の調整
- f その他本市と会議が必要と認める事項

【運営会議】

- ・全体会議の開催前に課題の整理や調整を行います。

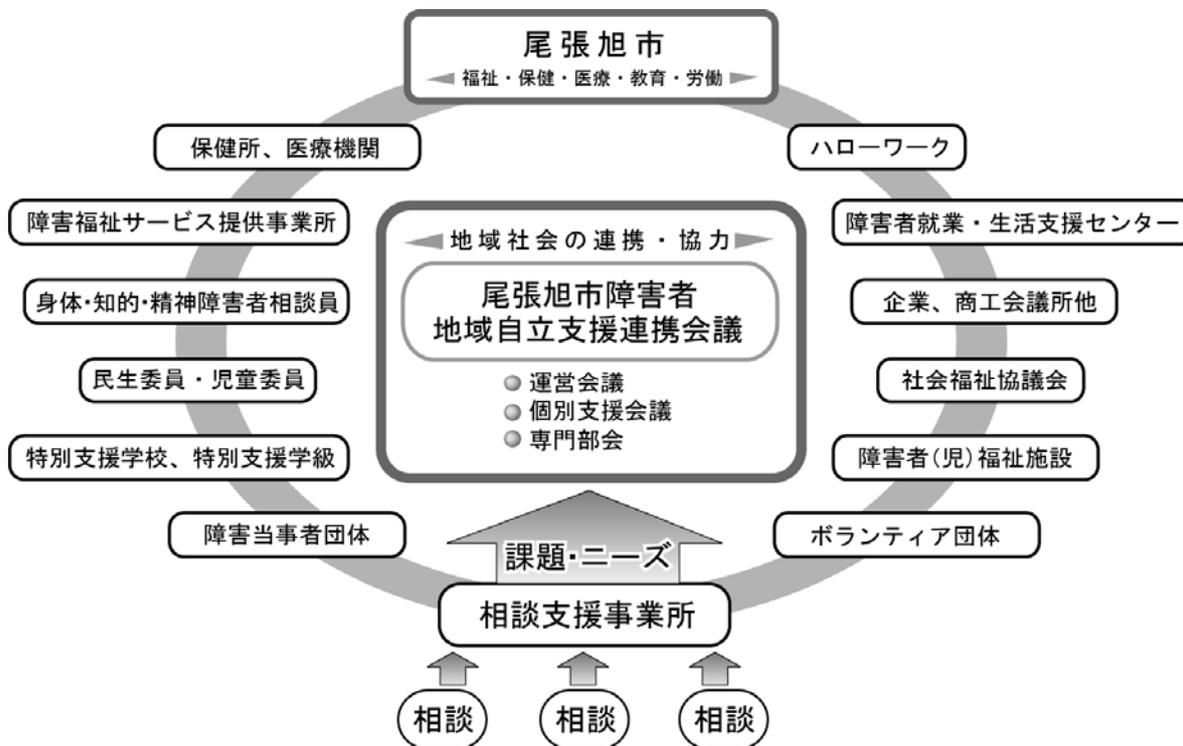
【個別支援会議】

- ・困難ケースごとに個別支援会議を実施し、問題解決にあたるとともに、関係事業所間の連携強化、支援者の育成・スキルアップをめざします。

【専門部会】

- ・障害者施策検討部会：現行の障害者施策についての改善、創出や地域の社会資源の開発、改善などの検討を行います。
- ・その他の専門部会：運営会議において必要な専門部会を検討し、設置します。

地域関係機関によるネットワークの構築



サービス実績

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (見込み)
一般相談支援事業	箇所	1	4	4
尾張旭市障害者地域自立支援連携会議	箇所	-	1	1
	開催回数	-	1	1

「一般相談支援事業」とは、国の基本指針の「相談支援事業」をいう。同様に「尾張旭市障害者地域自立支援連携会議」とは、「地域自立支援協議会」をいう。

サービス見込量

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
一般相談支援事業	箇所分	4	4	4
尾張旭市障害者地域自立支援連携会議	実施の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業		有	有	有
住宅入居等支援事業		無	無	無
成年後見制度利用支援事業		有	有	有

イ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、意思の疎通を仲介します。また、庁内には専門の手話通訳者の設置はありませんが、手話のできる職員により聴覚障害者の窓口対応を行います。

サービス利用実績

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (見込み)
手話通訳者派遣事業	実利用人数(/ 年)	4	4	7
要約筆記者派遣事業	実利用人数(/ 年)	0	1	1
手話通訳者設置事業	実設置人数	0	0	0

サービス見込量

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者派遣事業	実利用見込人数(/ 年)	8	8	8
要約筆記者派遣事業	実利用見込人数(/ 年)	2	2	2
手話通訳者設置事業	実設置見込人数	0	0	1

ウ 日常生活用具給付事業

重度の障害児(者)であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

サービス利用実績

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (見込み)
介護・訓練用支援用具	給付等件数(/ 年)	1	3	5
自立生活支援用具		0	10	40
在宅療養等支援用具		5	10	10
情報・意思疎通支援用具		3	3	18
排泄管理支援用具		157	390	450
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		0	4	8

サービス見込量

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練用支援用具	給付等見込件数(/ 年)	6	7	8
自立生活支援用具		43	47	51
在宅療養等支援用具		11	12	13
情報・意思疎通支援用具		20	22	24
排泄管理支援用具		484	520	559
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		9	10	11

エ 移動支援事業

市が外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

利用実績を見ると、平成18年度は見込みを下回ったものの、平成19年度、平成20年度は前年度比1.5倍前後の利用となっており、障害のある人が社会生活を送る上で本事業は重要な役割を担っています。

サービス利用実績（1月当たり）

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度(見込み)		
		実績	第1期 計画値	達成率 (%)	実績	第1期 計画値	達成率 (%)	実績	第1期 計画値	達成率 (%)
移動支援事業	時間	337.0	496.0	68%	539.0	520.8	103%	783.0	546.8	143%
(実利用人数)	人	30	31	97%	34	33	104%	42	34	123%

【サービス見込量の算定にあたっての考え方】

平成20年7月から12月にかけての月間平均実利用人数と1人当たりの月間平均利用量をもとに、障害者人口の伸び、1人当たりの利用量の伸び、新規の利用意向などを勘案し、各年度1月当たりの見込量を算出します。

サービス見込量（1月当たり）

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	時間分	882.0	959.0	1,043.0
(実利用見込人数)	人分	47	51	55

オ 地域活動支援センター

平成 19 年度から始まったサービスです。利用者に対し、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。

利用者は従来のデイサービスからの移行が主ですが新たな利用者も増えています。

サービス利用実績（1月当たり）

		単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (見込み)
地域活動支援センター	市内	実施箇所数	-	1	1
		実利用人数	-	15	14
	市外	実施箇所数	-	3	4
		実利用人数	-	4	5

【サービス見込量の算定にあたっての考え方】

市内・市外別に平成 20 年 7 月から 12 月にかけての月間平均実利用人数をもとに、障害者人口の伸び、新規の利用意向、事業所の新体系移行への事業展開などを勘案し、各年度 1 月当たりの見込量を算出します。

サービス見込量（1月当たり）

		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター	市内	実施見込箇所数 (年度末の市内の事業所数)	1	1	2
		実利用見込人数	16	18	20
	市外	実施見込箇所数 (年度末の市内の事業所数)	4	4	4
		実利用見込人数	5	5	5

カ 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障害の人に対し、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

サービス利用実績

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (見込み)
訪問入浴サービス事業	実利用人数(/ 年)	3	2	2

サービス見込量

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス事業	実利用見込人数(/ 年)	4	4	4

キ 日中一時支援事業

一時的な見守り等の支援が必要と認められる障害児（者）に対し、日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。

利用実績を見ると、当初の見込みの約2倍の利用となっており、障害のある人の通いの場として本事業は重要な役割を担っています。

サービス利用実績（1月当たり）

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度（見込み）		
		実績	第1期 計画値	達成率 （%）	実績	第1期 計画値	達成率 （%）	実績	第1期 計画値	達成率 （%）
日中一時支援事業	人日	518	251	206%	527	264	200%	526	277	190%
（実利用人数）	人	55	47	117%	71	49	144%	75	52	145%

【サービス見込量の算定にあたっての考え方】

平成20年7月から12月にかけての月間平均実利用人数と1人当たりの月間平均利用量をもとに、障害者人口の伸び、1人当たりの利用量の伸び、新規の利用意向などを勘案し、各年度1月当たりの見込量を算出します。

サービス見込量（1月当たり）

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	人日分	580	625	675
（実利用見込人数）	人分	81	87	94

ク 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。また、手話通訳や要約筆記ができるボランティアの養成研修を実施したり、自動車の改造費用の一部を助成したりするなど、障害のある人への環境整備や支援により社会参加を促進します。

サービス利用実績

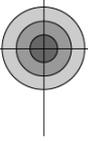
	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (見込み)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施講座数(/ 年)	7	7	7
	延べ受講者数(/ 年)	361	335	335
点字・声の広報等発行事業	実施種類数(/ 年)	3	3	3
	延べ発行回数(/ 年)	32	32	32
奉仕員養成研修事業	実施講座数(/ 年)	2	3	3
	延べ受講者数(/ 年)	11	56	24
自動車改造助成事業	利用件数(/ 年)	2	2	3
自動車運転免許取得助成事業	利用件数(/ 年)	-	-	-

サービス見込量

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施見込講座数(/ 年)	7	7	7
	延べ見込受講者数(/ 年)	350	350	350
点字・声の広報等発行事業	実施見込種類数(/ 年)	3	3	3
	延べ見込発行回数(/ 年)	32	32	32
奉仕員養成研修事業	実施見込講座数(/ 年)	3	3	3
	延べ見込受講者数(/ 年)	30	30	30
自動車改造助成事業	利用見込件数(/ 年)	4	4	4
自動車運転免許取得助成事業	利用見込件数(/ 年)	2	2	2

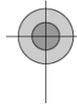
確保の方策（地域生活支援事業）

- ・地域生活支援事業の各福祉サービスの内容や対象者などについて、市民に周知を図ります。
- ・障害者相談支援事業については、障害のある人が、主体的に福祉サービスを選んで自立した地域生活を継続していくことができるよう、市内の事業所と提携して相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と、地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。
- ・コミュニケーション支援事業については、今後とも現状の体制を確保します。手話通訳者派遣事業に併せ、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない人への対応力も含め、情報バリアフリーの環境づくりを図ります。
また、手話通訳者設置事業については、市が行う養成講座を通して、手話通訳ボランティアのスキル向上を図り、県の認定手話通訳者を確保して手話通訳者の設置をめざします。
- ・日常生活用具については、障害の特性にあわせた適切な給付等を行い、需要動向をみながら財源の確保に努めます。
- ・移動支援事業、日中一時支援事業については、障害のある人の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要な福祉サービスとして、今後も継続して支援をします。
- ・地域活動支援センター事業については、障害のある人が創作活動を通じて生き甲斐がもてる場と位置づけ、また小規模作業所からの移行を支援するなど事業所の確保に努めます。
- ・訪問入浴サービス事業については、利用対象者は限られていますが、自宅で暮らす障害のある人の心身状況と生活の質の維持に不可欠な福祉サービスとして今後も継続して事業を実施します。
- ・自動車運転免許取得助成事業は、平成21年度からの新規事業であり、サービスの内容や対象者などについて、市民に周知を図ります。



3 両計画の進行管理

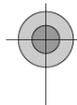
計画の推進にあたっては、本市のみならず関係機関・団体との連携を図りながら、計画の進捗状況の定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行いながら積極的に取り組んでいく必要があります。



(1) 実施体制

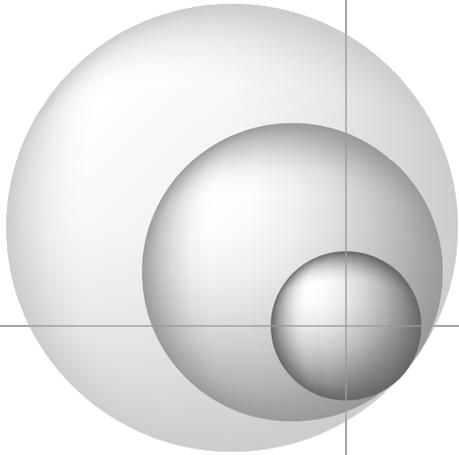
本計画は障害者福祉の基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健・医療、療育・教育、バリアフリーの推進、地域生活支援、相談支援・情報提供、働く場・活動の場などのさまざまな分野にわたっています。

このため、福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携をとりながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。



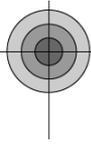
(2) 進行管理体制・評価方法

本計画は、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議の定期的な開催にあわせ、本計画の進捗状況を報告し、進行管理や評価を行います。



資料編

- 1 市民調査結果（概要）
- 2 第1期障害者計画の進捗状況
- 3 施設・事業所一覧
- 4 福祉サービス一覧
- 5 策定会議開催要綱
- 6 策定会議構成員名簿
- 7 用語解説

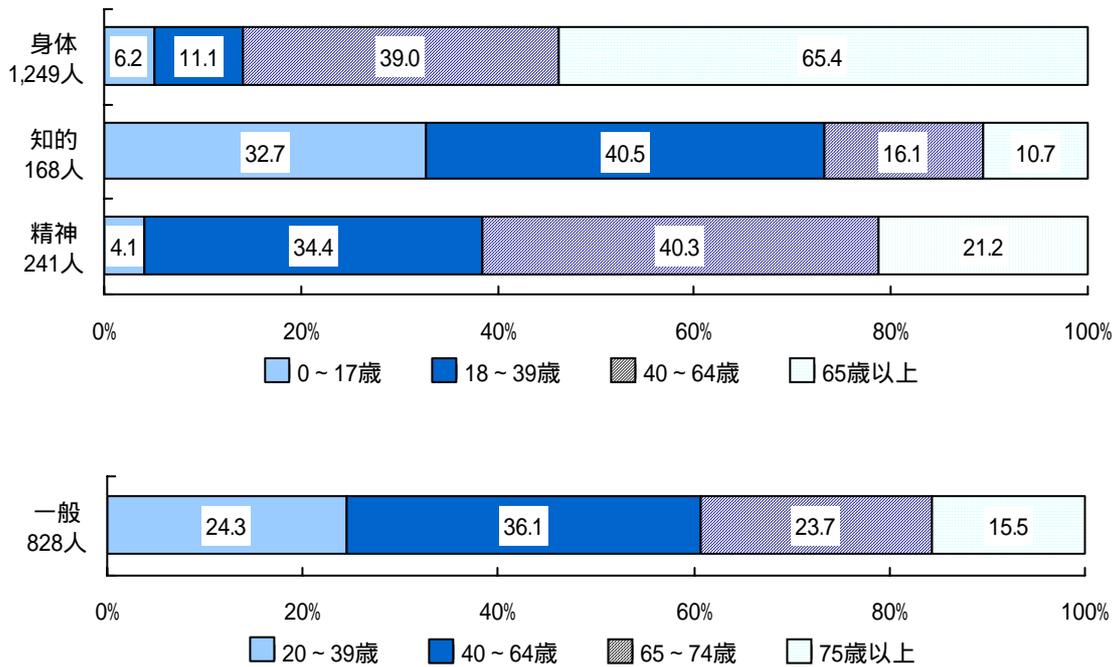


1 市民調査結果（概要）

第2章の「市民調査」結果から主な項目について、集計結果を掲載しています。

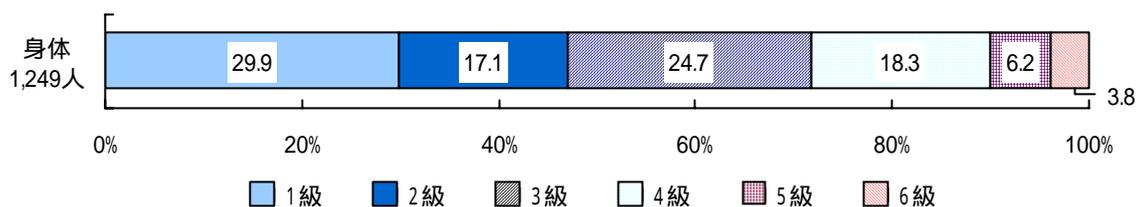
【年齢】（1つだけ）

身体では「65歳以上」、知的では「18～39歳」、精神では「40～64歳」、一般では「40～64歳」がそれぞれ最も多くなっています。



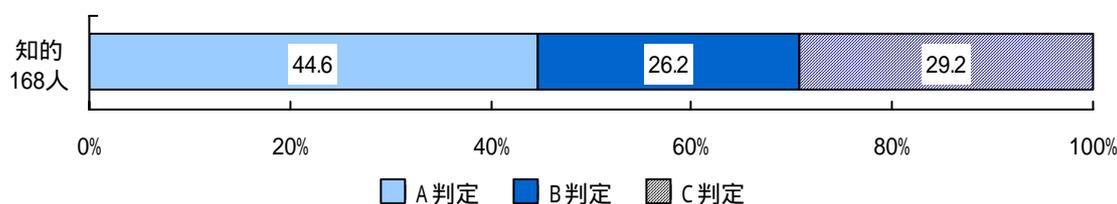
【身体障害の人の状況】(1つだけ)

「1級」が29.9%と最も多く、次いで「3級」(24.7%)、「4級」(18.3%)となっています。



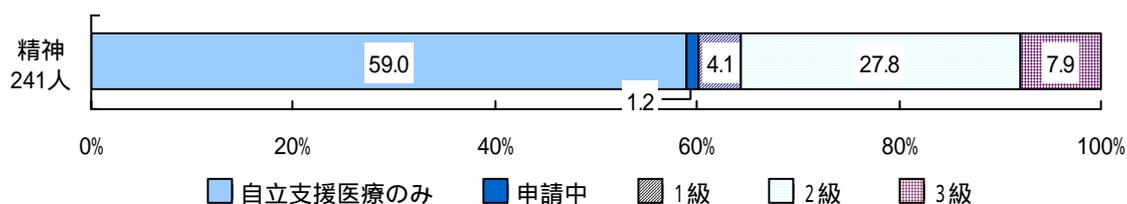
【知的障害の人の状況】(1つだけ)

「A判定」が44.6%と最も多く、次いで「C判定」(29.2%)、「B判定」(26.2%)となっています。



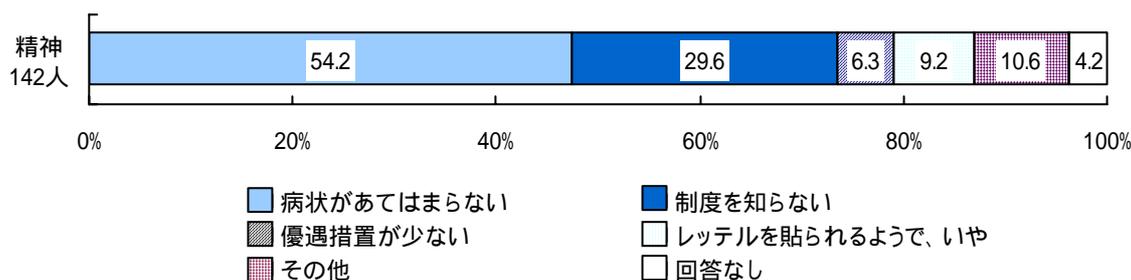
【精神障害の人の状況】(1つだけ)

精神障害者保健福祉手帳所持者では「2級」が27.8%と最も多く、次いで「3級」(7.9%)、「1級」(4.1%)となっています。



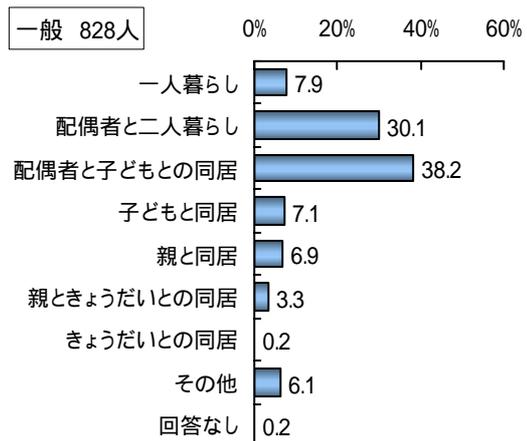
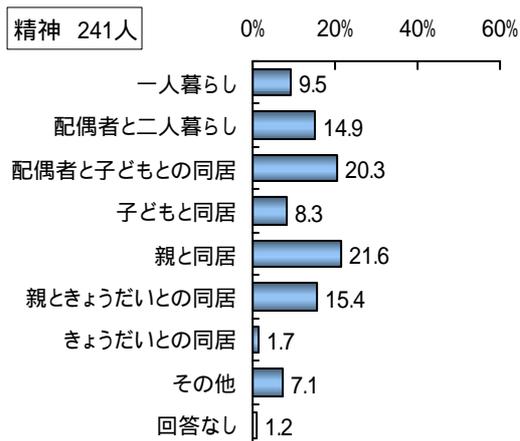
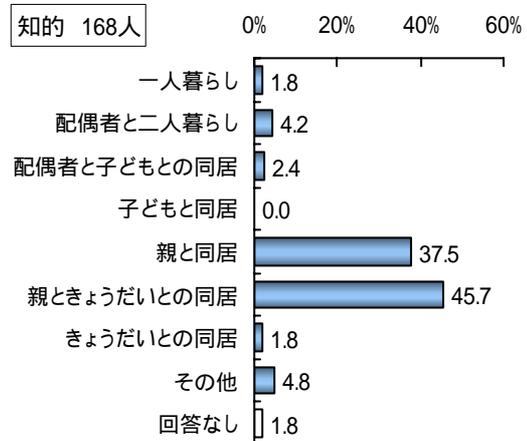
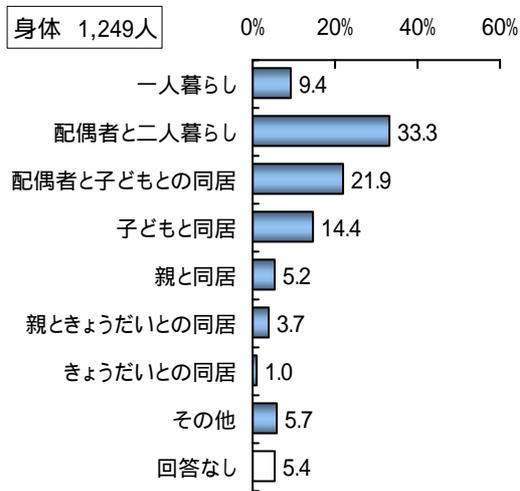
【手帳不所持理由：自立支援医療のみ利用の人】(1つだけ)

「病状があてはまらない」が54.2%と最も多く、次いで「制度を知らない」(29.6%)、「レッテルをはられるようで、いや」(9.2%)となっています。



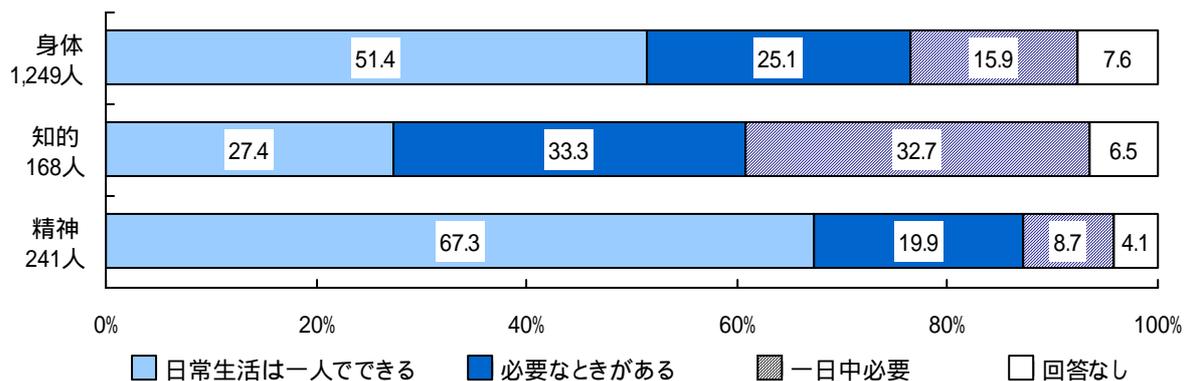
【家族形態】(1つだけ)

身体では「配偶者と二人暮らし」、知的では「親ときょうだいとの同居」、精神では「親と同居」、一般では「配偶者と子どもとの同居」がそれぞれ最も多くなっています。



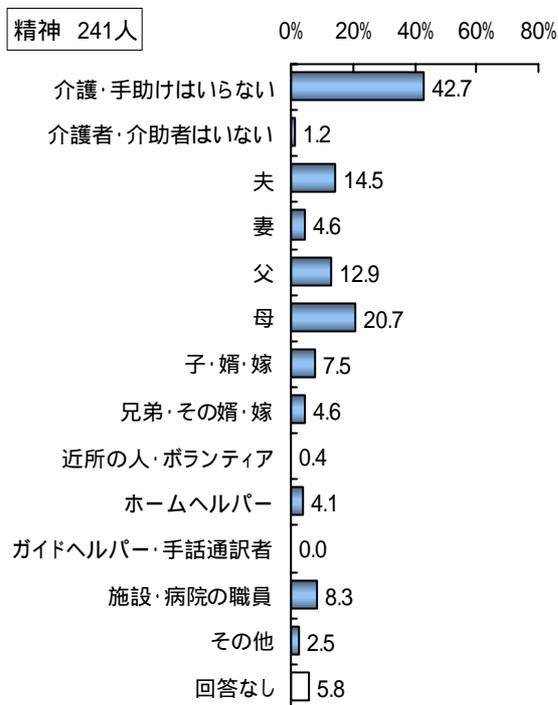
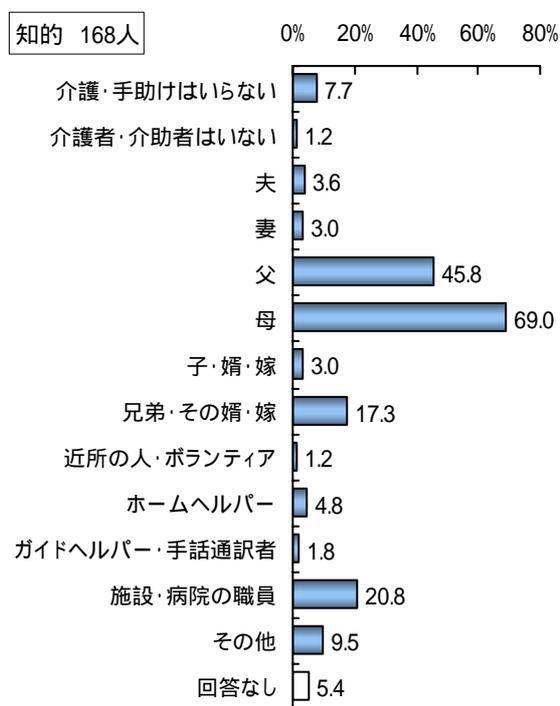
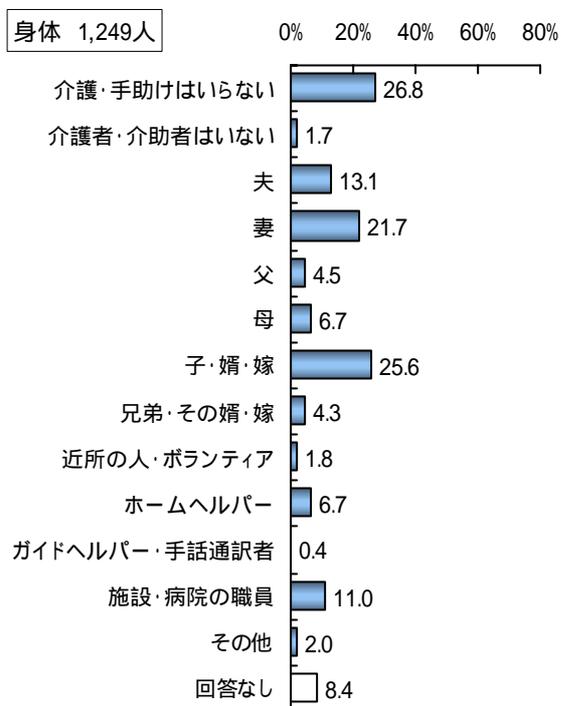
【介助の必要度】(1つだけ)

身体と精神では「日常生活は一人ができる」、知的では「必要なときがある」がそれぞれ最も多くなっています。



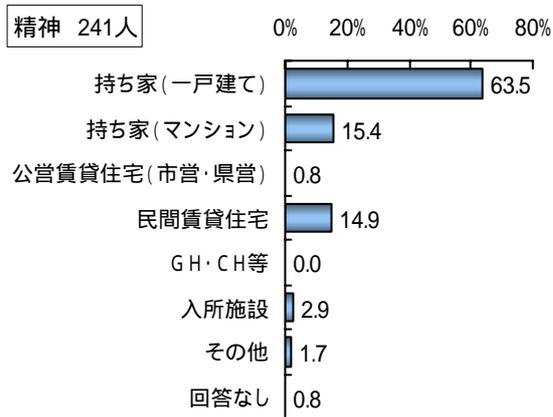
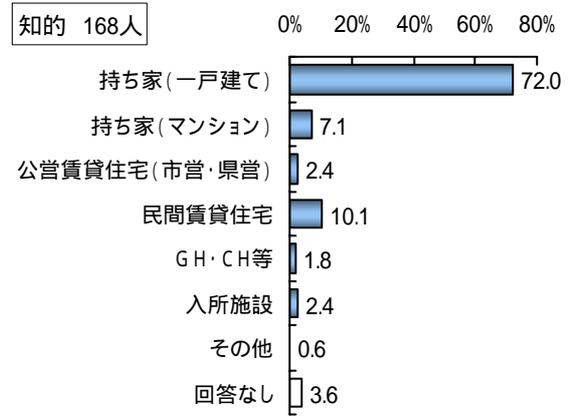
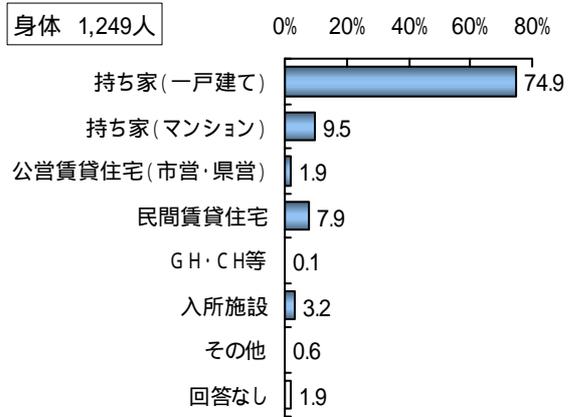
【介助者】(3つまで)

身体では「子・婿・嫁」、知的と精神では「母」がそれぞれ最も多くなっています。



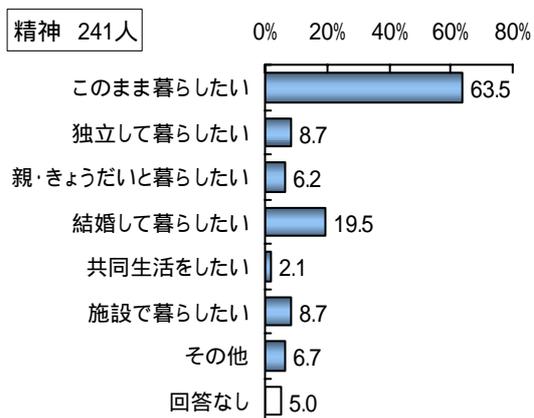
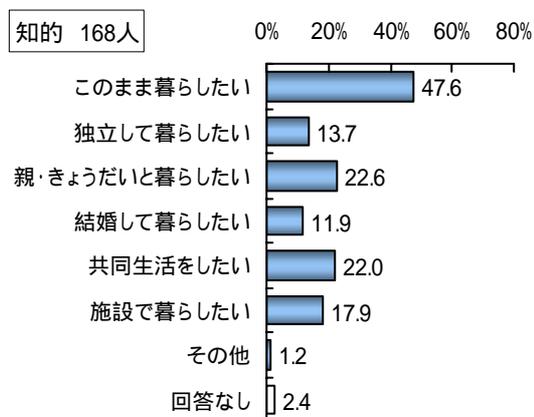
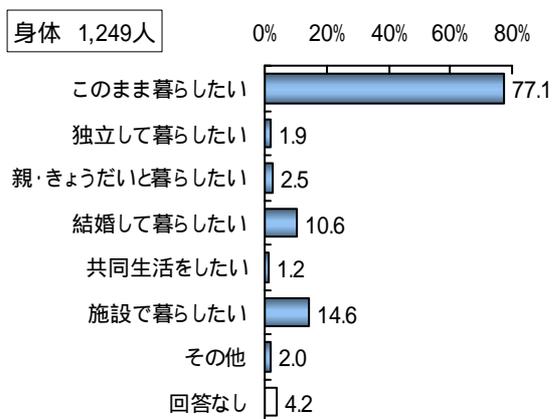
【住まい】(1つだけ)

身体、知的、精神とも「持ち家(一戸建て)」が最も多くなっています。



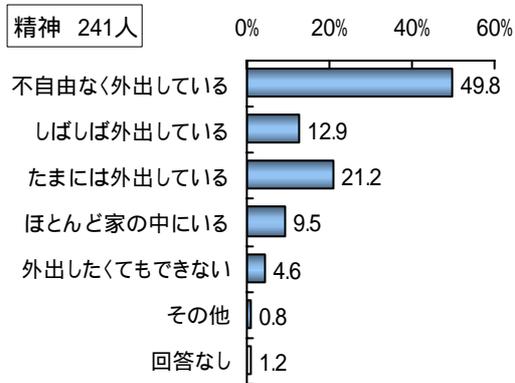
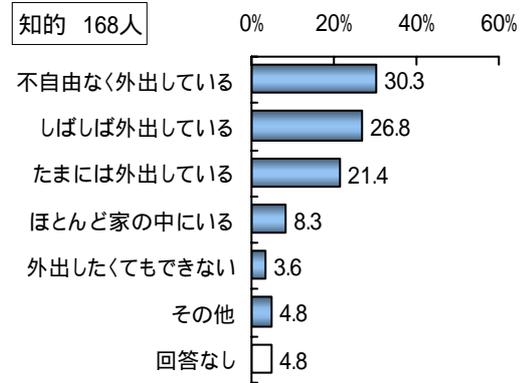
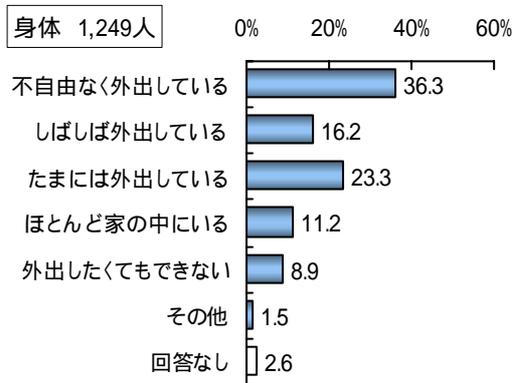
【暮らしの意向】(2つまで)

身体、知的、精神とも「このままの暮らしをつづけたい」が最も多くなっています。



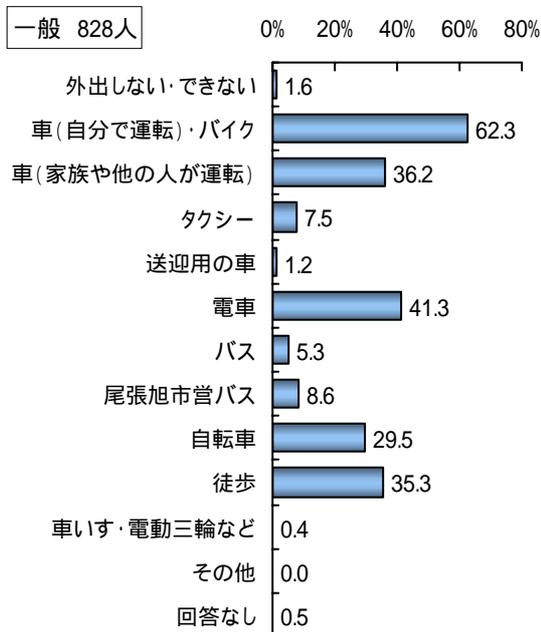
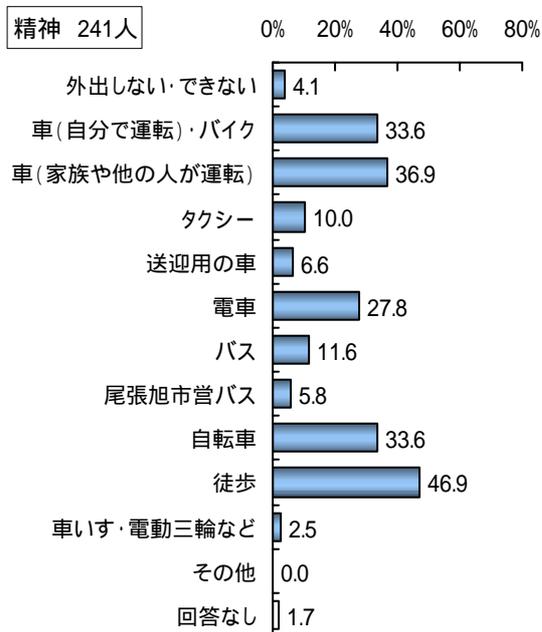
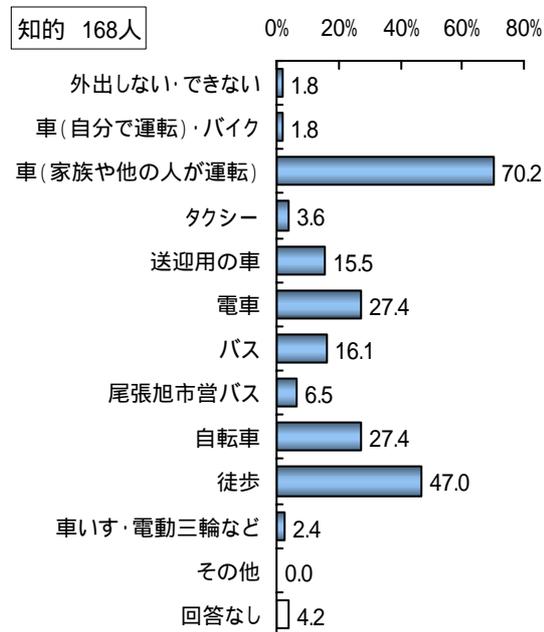
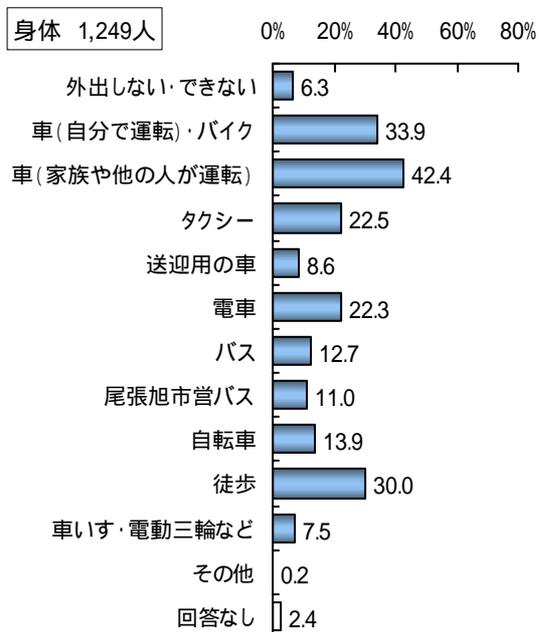
【外出状況】(1つだけ)

身体、知的、精神とも「不自由なく外出している」が最も多くなっています。



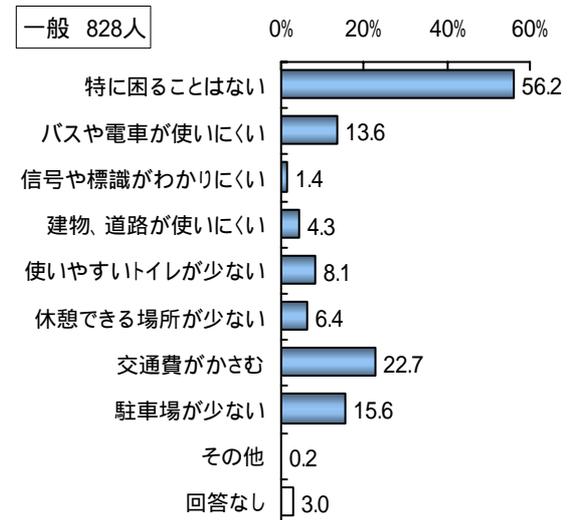
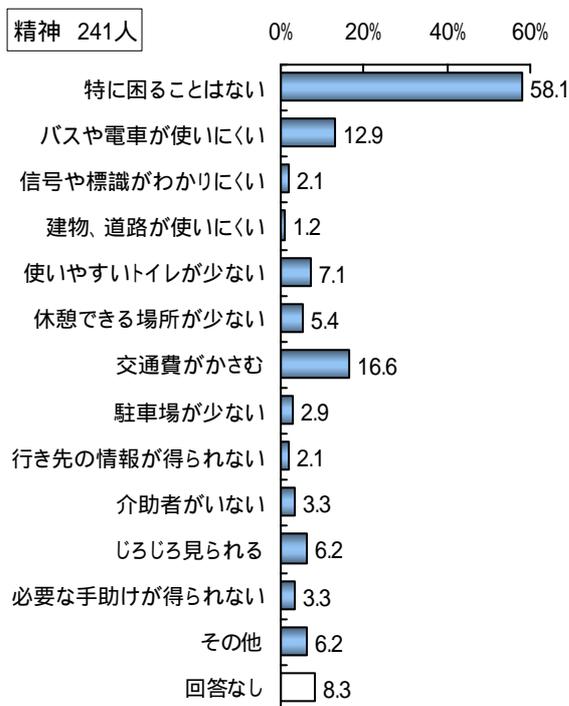
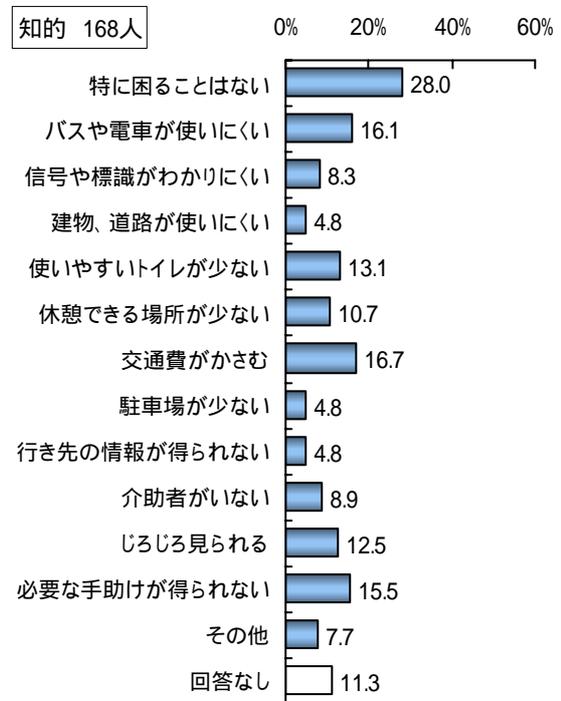
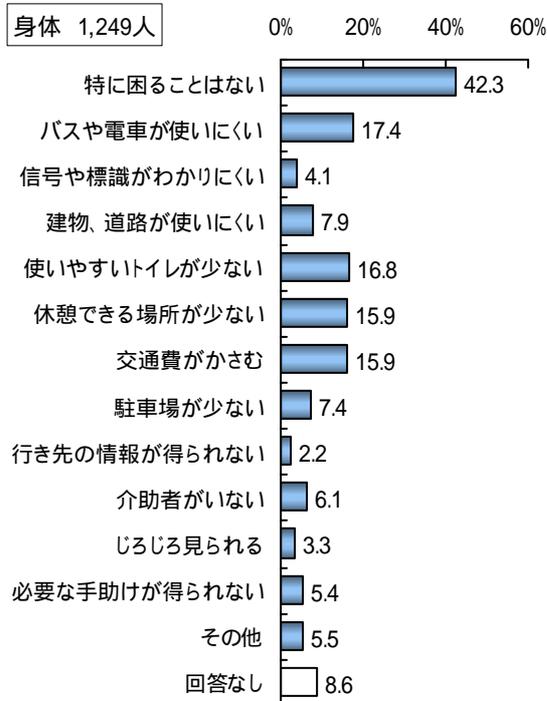
【外出時の交通手段】(いくつでも)

身体と知的では「車(家族や他の人が運転)」、精神では「徒歩」、一般では「車(自分で運転)・バイク」がそれぞれ最も多くなっています。



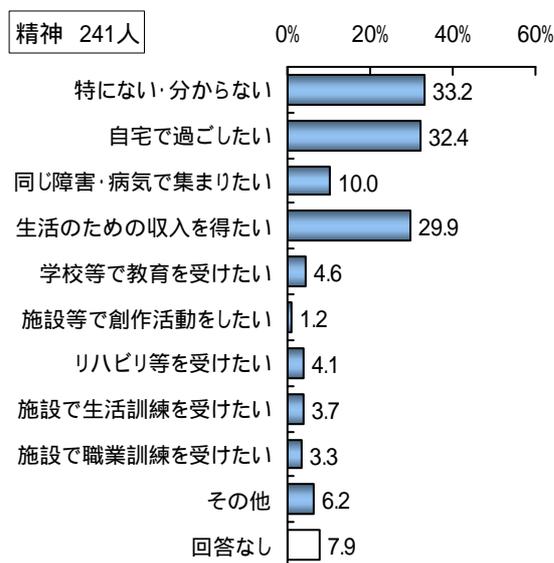
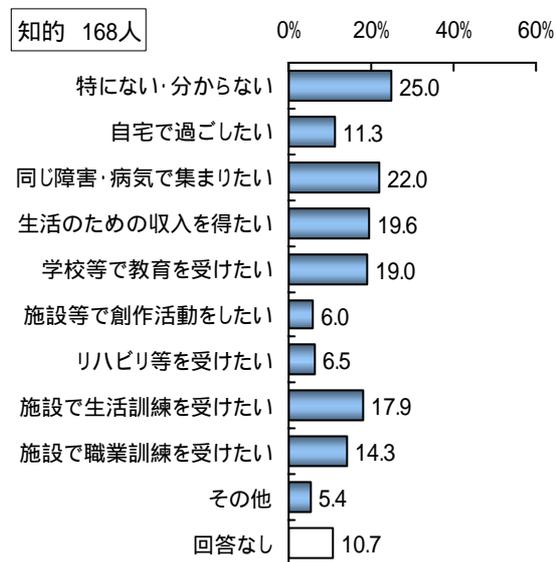
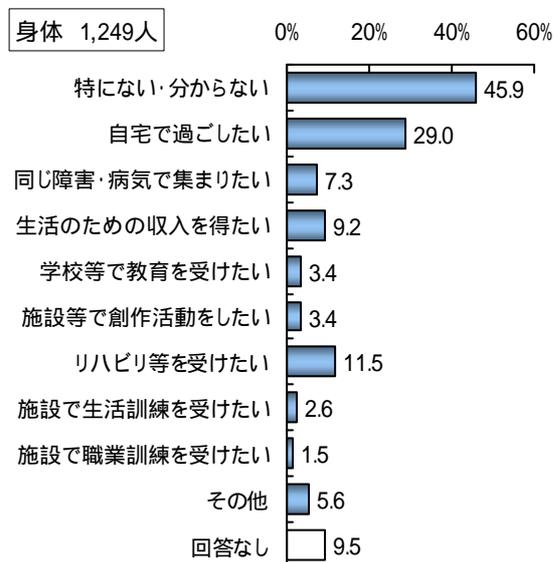
【外出時の困りごと】(いくつでも)

外出時の困り事では、身体では「バスや電車が使いにくい」、知的、精神、一般では「交通費がかさむ」がそれぞれ最も多くなっています。



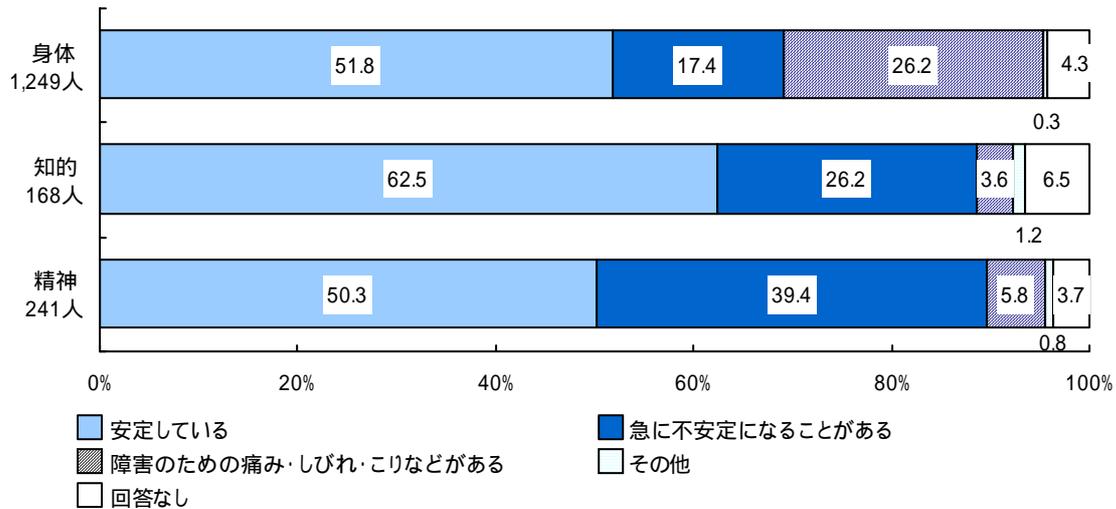
【日中活動の意向】(いくつでも)

身体と精神では「自宅で過ごしたい」、知的では「同じ障害や病気をもつ人が集まり、憩える場所に通いたい」がそれぞれ最も多くなっています。



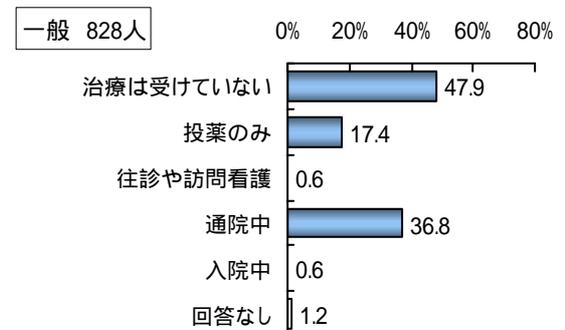
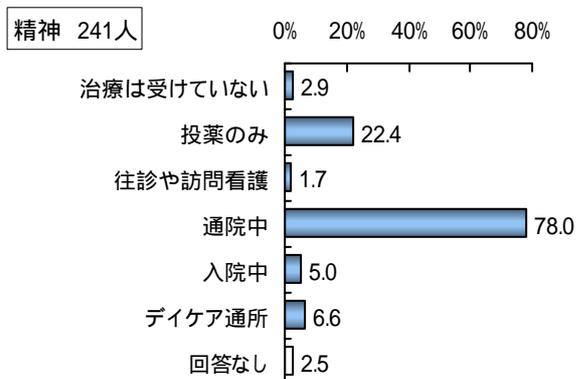
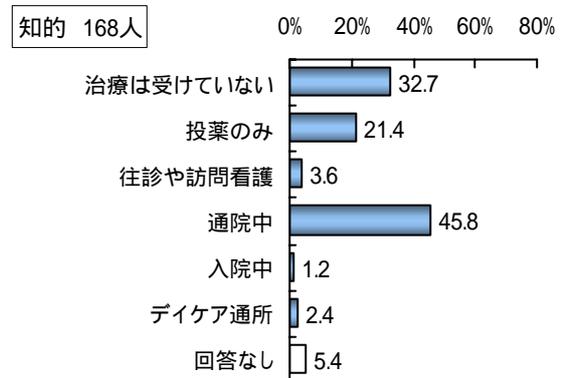
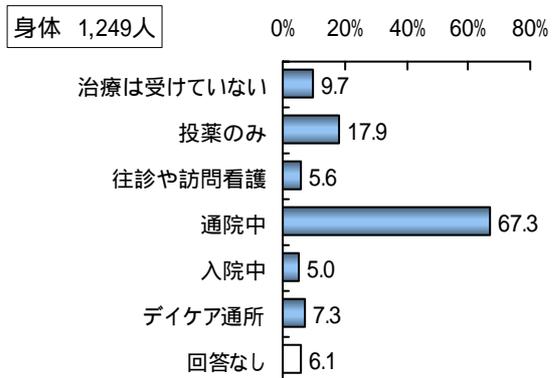
【体調について】(1つだけ)

身体、知的、精神ともに「安定している」が最も多くなっています。



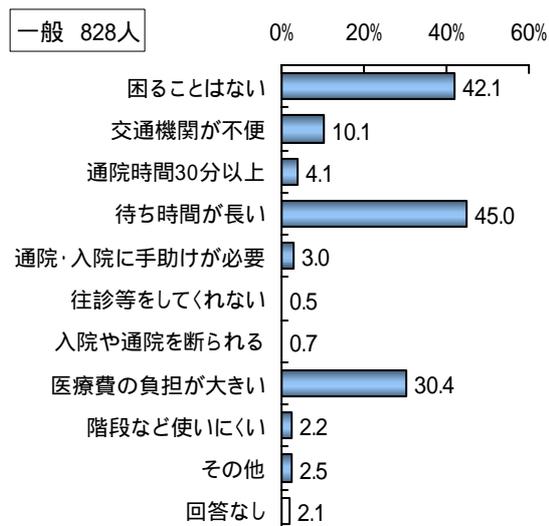
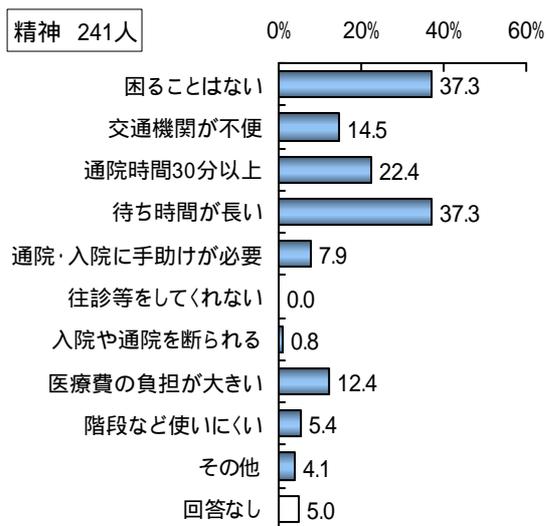
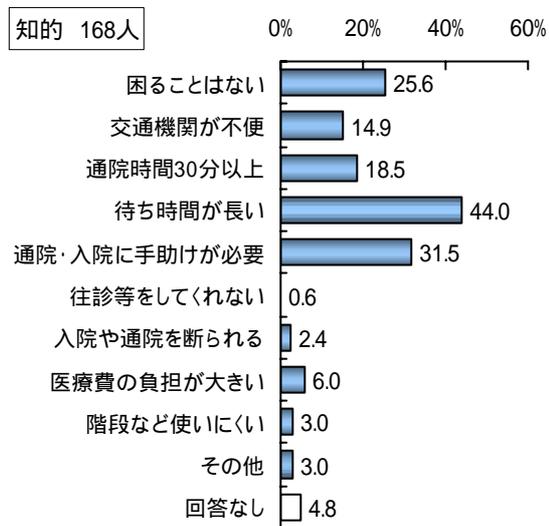
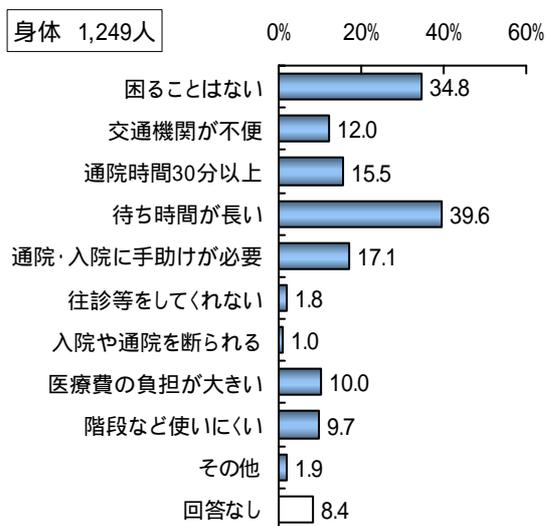
【通院状況】(いくつでも)

身体、知的、精神では「通院中」、一般では「治療は受けていない」が最も多くなっています。



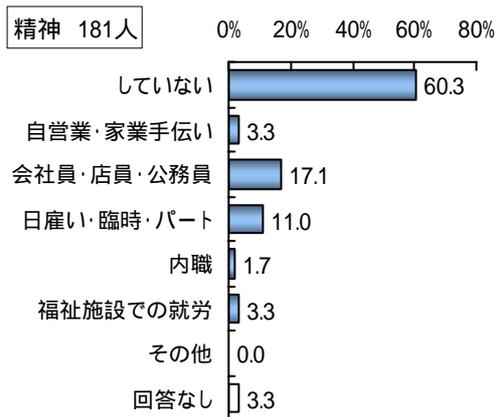
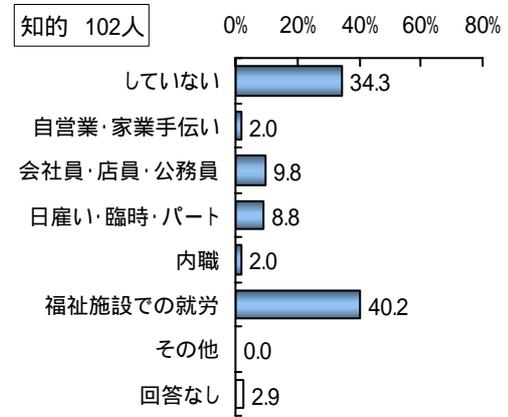
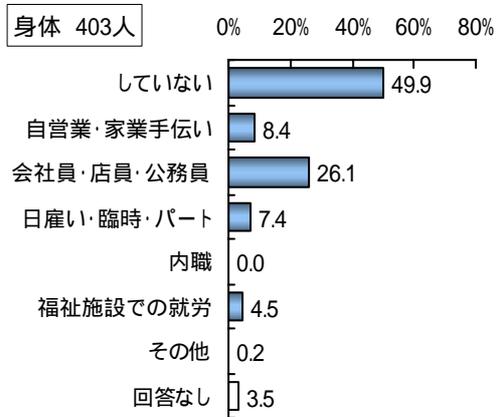
【医療での困りごと】(いくつでも)

身体、知的、精神、一般ともに「待ち時間が長い」が最も多くなっています。



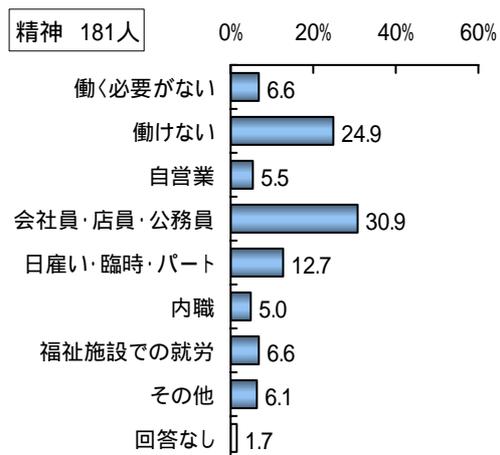
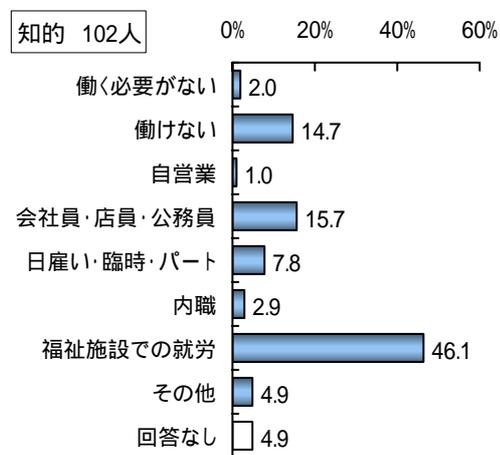
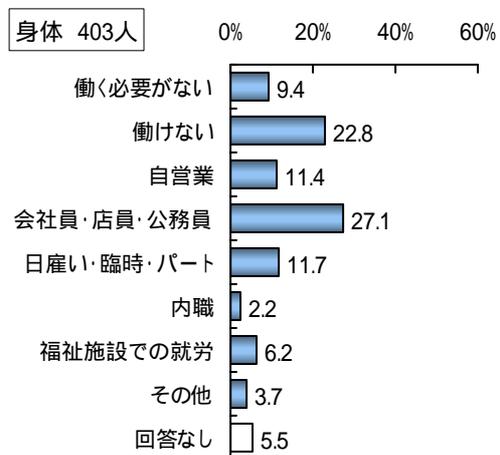
【就労状況：稼働年齢層 16～64 歳】(1 つだけ)

就労している人のうち、身体と精神では「会社員・店員・公務員」、知的では「福祉施設での就労」がそれぞれ最も多くなっています。



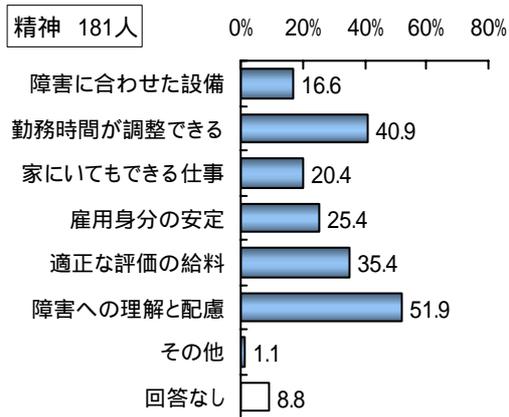
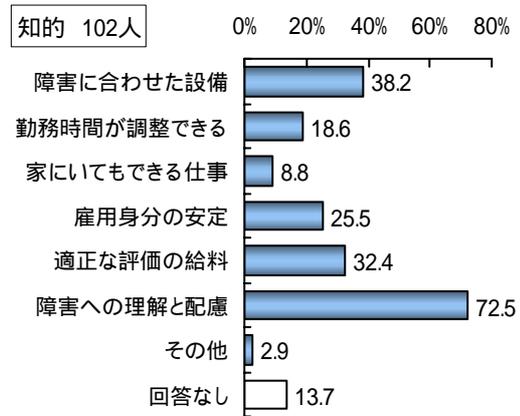
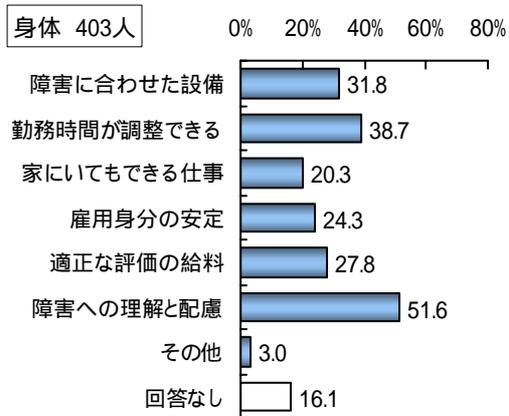
【就労形態の意向：稼働年齢層 16～64 歳】(1 つだけ)

身体と精神では「会社員・店員・公務員（短時間雇用含む）」、知的では「福祉施設での就労」がそれぞれ最も多くなっています。



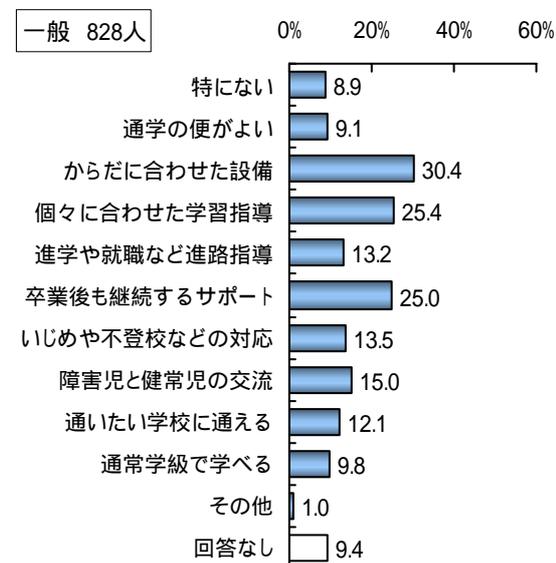
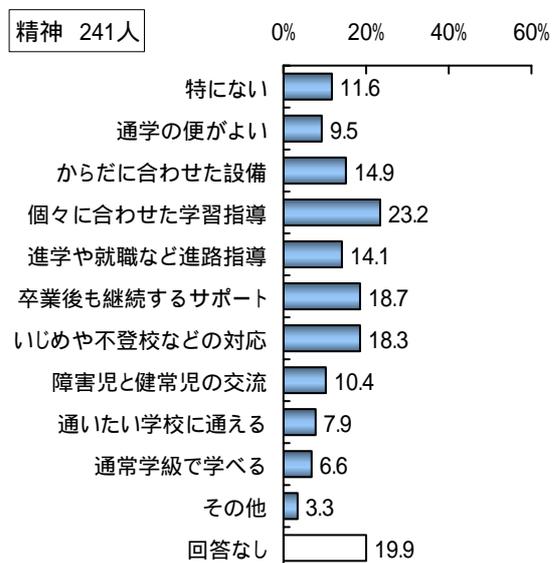
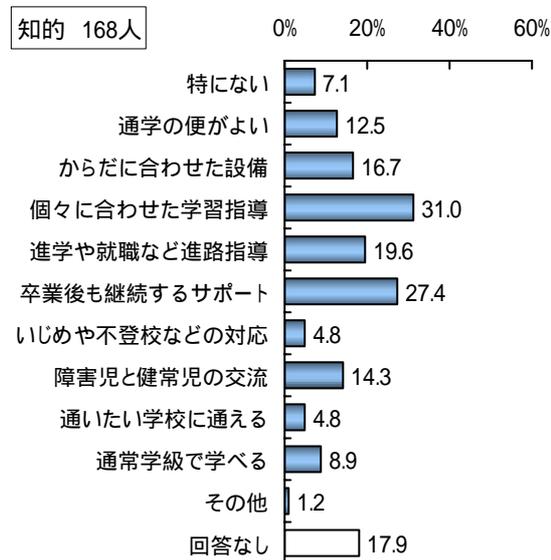
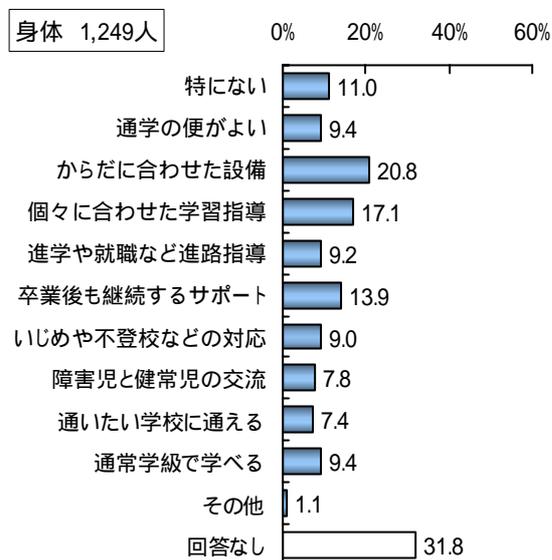
【就労の条件：稼働年齢層 16～64 歳】(いくつでも)

身体、知的、精神ともに「障害への理解と配慮」が最も多くなっています。



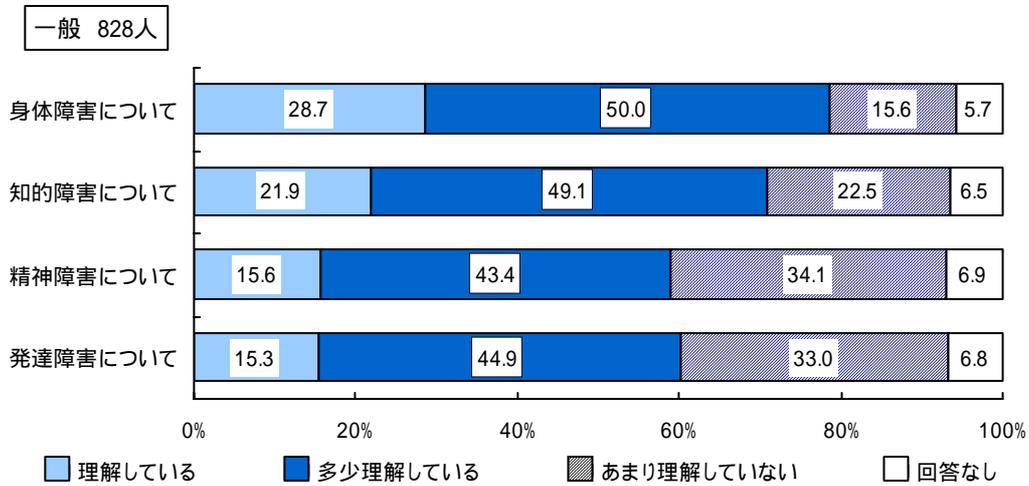
【障害児教育にとって重要なこと】(2つまで)

身体と一般では「からだの状態に合わせた設備がある」、知的と精神では「一人ひとりに合わせた学習指導がある」がそれぞれ最も多くなっています。



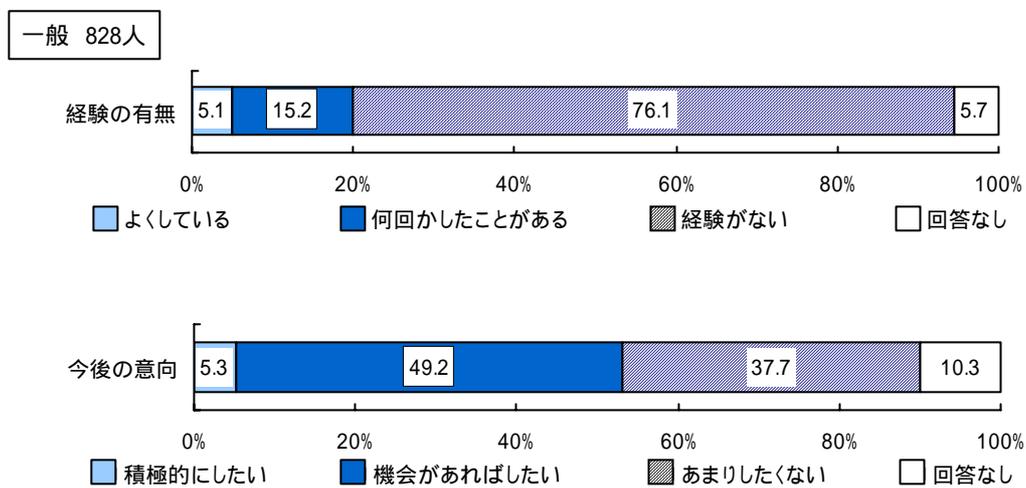
【障害への理解】(1つだけ)

身体障害は8割弱、知的障害は7割強、精神障害と発達障害はそれぞれ6割弱の人が程度之差はあるが理解していると回答しています。



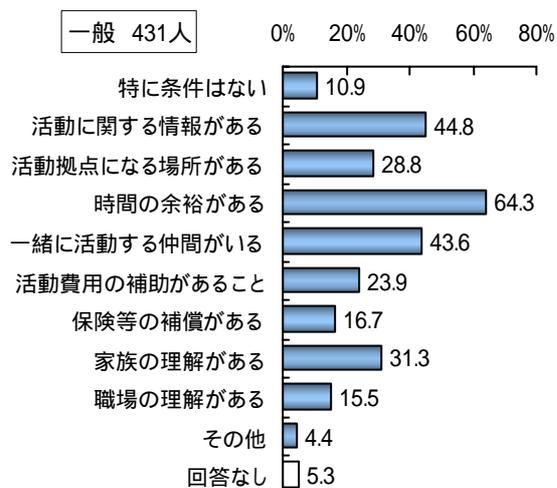
【ボランティア活動の経験と今後の意向】(1つだけ)

経験がある人は2割強ですが、意向がある人は5割強となっています。



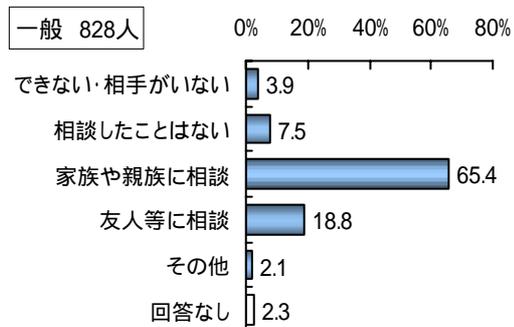
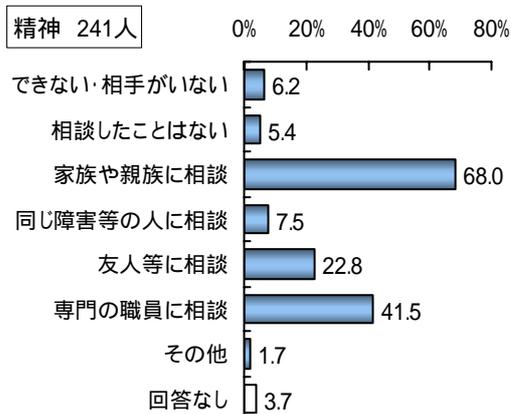
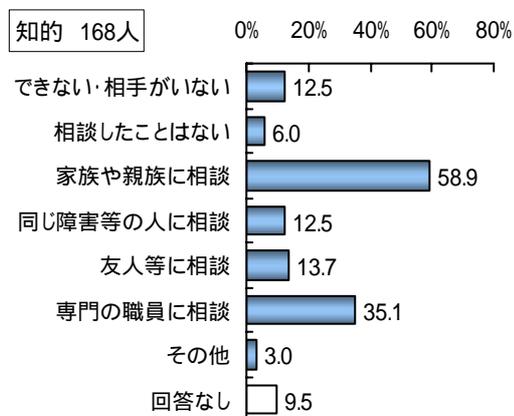
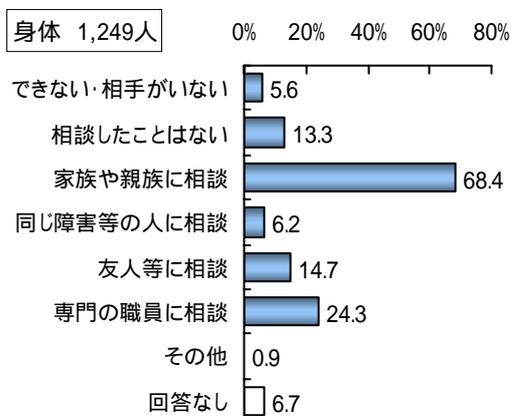
【ボランティア活動の条件：ボランティア活動意向のある人】(いくつでも)

ボランティア活動を行う条件では「時間の余裕がある」が最も多くなっています。



【不安なときや困ったときの相談相手】(いくつでも)

身体、知的、精神、一般ともに「家族や親族に相談」が最も多くなっています。



2 第1期障害者計画の進捗状況

(1) 評価の体制

障害者計画（平成11～20年度）の見直し（平成14年度）では中間年までの事業について庁内事業担当者による評価、当事者による評価、第三者機関による評価の3つの評価を踏まえ、最終評価をまとめました。今回も計画の進捗状況を見るため障害者計画改訂版（平成15年度策定）で掲げられた最終年までの施策の目標について、「庁内事業担当者」と、「策定会議構成員」による事業評価を行いました。

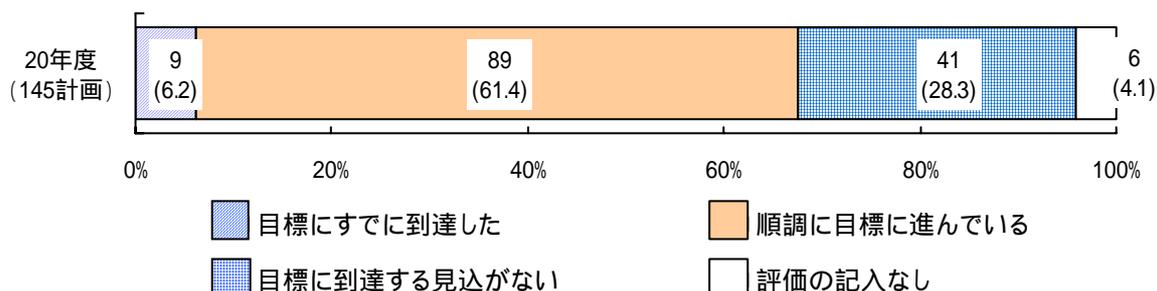
施策内容及び施策の方向、目標を示したシートを事業の各担当課に配布し、平成19年度までの実績の記入とともに目標の到達度について記入を依頼しました。計画の到達度については、「1．目標にすでに到達した」、「2．順調に目標に進んでいる」、「3．目標に到達する見込がない」の三段階による評価を担当各部署で行いました。

(2) 評価結果

第1期計画改訂版に掲げた全145事業のうち、「1．目標にすでに到達した」9事業（6.2%）と「2．順調に目標に進んでいる」89事業（61.4%）とでは約7割の事業が円滑に実施に移されています。

「3．目標に到達する見込がない」41事業（28.3%）としては、小規模作業所の開設支援など障害者自立支援法による制度改正により方向性が見直しが必要となった事業、住宅改修やタクシー助成など財政状況により新規の事業実施や拡充までには至らなかった事業、住まいの整備など大規模な予算が必要であり実施までには至っていない事業、バス路線の整備などバス事業者への改善を働きかけているものの進展が見られない事業、雇用施策など国レベルでの検討は進められているものの市レベルでは具体的な取組みに至っていない事業、通所授産施設（くすの木苑）の民間移譲により実施主体が市ではなくなった事業などがあります。

計画の到達度



3 施設・事業所一覧

(平成21年3月現在)

(1) 福祉サービス提供事業所(尾張旭市内)

居宅介護

事業所名	住所
尾張旭市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	新居町明才切 57
ケアサポート訪問介護事業所	桜ヶ丘町 3-60-1
正ちゃん家	南本地ヶ原町 2-66-1
訪問介護すずらん	城前町城前 4403-1
わかばヘルパーステーション	渋川町 2-9-2
訪問介護あんず	南原山町赤土 185-3 リバティーハイツ南B113
ホームヘルプ敬愛園	平子町長池上 6447-1

重度訪問介護

事業所名	住所
尾張旭市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	新居町明才切 57
ケアサポート訪問介護事業所	桜ヶ丘町 3-60-1
正ちゃん家	南本地ヶ原町 2-66-1
訪問介護すずらん	城前町城前 4403-1
わかばヘルパーステーション	渋川町 2-9-2
訪問介護あんず	南原山町赤土 185-3 リバティーハイツ南B113
ホームヘルプ敬愛園	平子町長池上 6447-1

生活介護

事業所名	住所
生活介護事業所ちーとい	東印場町 2-1-10

就労移行支援

事業所名	住所
くすの木	東印場町二反田 146
ジョブウェル	瀬戸川町 2-3 パレスT2

児童デイサービス

事業所名	住 所
楽田RAKUDA	平子町西 3-1

共同生活援助・共同生活介護

事業所名	住 所
ひまわりホーム	東本地ヶ原町 3-25

指定相談支援

事業所名	住 所
くすのき	東印場町二反田 146
ひまわり作業所	上の山町間口 2584・2589-2

知的障害者通所授産施設

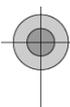
事業所名	住 所
ひまわり作業所	上の山町間口 2584・2589-2

小規模作業所

事業所名	住 所
地域共同作業所ミロアール	東大久手町 1-16-13

心身障害児通園施設

事業所名	住 所
ピンポンパン教室	稲葉町 1-43



(2) 地域生活支援事業指定事業所

一般相談支援

事業所名	住 所
くすのき	尾張旭市東印場町二反田 146
ひまわり作業所	尾張旭市上の山町間口 2584・2589-2
柏葉	東郷町諸輪字中木戸西 276
サン・クラブ	豊田市保見町横山 100

移動支援

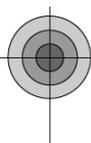
事業所名	住 所
尾張旭市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	尾張旭市新居町明才切 57
ケアサポート訪問介護事業所	尾張旭市桜ヶ丘町 3-60-1
訪問介護すずらん	尾張旭市城前町城前 4403-1
正ちゃん家	尾張旭市南本地ヶ原町 2-66-1
わかばヘルパーステーション	尾張旭市渋川町 2-9-2
訪問介護あんず	尾張旭市南原山町赤土 185-3 リパティールハイツ南B 113
えとせとら	瀬戸市城ヶ根町 4-7
まんめんの笑み	瀬戸市すみれ台 4-5
ヘルパーステーション コスモス	瀬戸市共栄通 1-6 ツカモトビル 405 号
NCP みらい	春日井市上条町 2-143-1 プリンスハイツ春日井南 203 号
心の泉	春日井市柏原町 3-239
訪問介護ステーション「トント」	名古屋市千種区茶屋坂通 2-14
訪問介護事業所ドラゴン	名古屋市名東区藤森 1-252 藤清コーポ 202
あんず屋	名古屋市中区栄 5-26-39 タカシマ名古屋ビル 6F
ヘルパーステーション ことは	名古屋市熱田区一番 1-17-30
ちあホームヘルプサービス	名古屋市守山区中志段味字南原 2686-493

地域活動支援センター

事業所名	住 所
尾張旭市障害者デイサービスセンター	尾張旭市新居町明才切 57
サポートハウスゆうや	瀬戸市みずの坂 5-55
かわせみ工房	長久手町長配 2-1501
ポレポレ	日進市北新田東相野山 1421-10
有限会社 ゆきやなぎ	名古屋市守山区小幡 1-12-16

日中一時支援

事業所名	住 所
くすのき	尾張旭市東印場町二反田 146
ひまわり作業所	尾張旭市上の山町間口 2584・2589-2
わかばヘルパーステーション	尾張旭市渋川町 2-9-2
えとせとら	瀬戸市城ヶ根町 4-7
まんめんの笑み	瀬戸市すみれ台 4-5
楽田RAKUDA	尾張旭市平子町西 3-1
まゆ	瀬戸市上品野町 1377-1
レジデンス日進	日進市浅田町上納 58-4
春日苑	春日井市廻間町字神屋洞 703-1
わらび福祉園	三好町大字三好字西荒田 28
デイサービスセンター第2いーま天子田	名古屋市守山区天子田 2-1621 2F
健生メディカルコーポレーション	名古屋市緑区神沢 3-303-1



4 福祉サービス一覧

訪問系サービス

サービス名	内容	備考
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅に訪問して入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	障害程度区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由のため常に介護を必要とする障害のある人に対して自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害程度区分4以上 条件あり
行動援護	知的、精神障害により行動が困難な障害のある人に対して行動するときの危険を回避するため、見守りや外出の支援を行います。	障害程度区分3以上 条件あり
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い障害のある人に対して居宅介護など、複数のサービスを包括的に行います。	障害程度区分6 条件あり

日中活動系サービス

サービス名	内容	備考
生活介護	日中、常に介護を必要とする障害のある人に対して入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	障害程度区分3以上 (施設入所者は区分4以上) 50歳以上は区分2以上 (施設入所者は区分3以上)
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を一定の期間行います。	
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する障害のある人に対して就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を一定の期間行います。	
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な障害のある人に対して働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	障害程度区分1以上
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害のある人に対して医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	人工呼吸器使用者は区分6 筋ジストロフィ*症患者、重症心身障害者*は区分5以上
児童デイサービス	障害のある児童に対して日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	原則、個別療育、集団療育が必要な就学前児童

居住系サービス

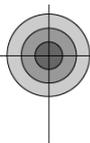
サービス名	内容	備考
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	障害程度区分1以下
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	障害程度区分2以上
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害のある人に対して入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。	障害程度区分4以上

指定相談支援

サービス名	内容	備考
指定相談支援 (福祉サービス利用 計画作成)	障害福祉サービスの利用に関する調整を行うことが難しい人に代わって相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行います。	

地域生活支援事業

サービス名	内容	備考
移動支援事業	単独で外出することが困難な障害児(者)に対して外出の際、ヘルパーが付き添い移動の支援を行います。	
地域活動支援センター事業 (デイサービス)	障害のある人に対して創作的活動または生産活動などを提供し、地域生活の支援を行います。	
日中一時支援事業	一時的な見守りなどの支援が必要と認められる障害児(者)に対して日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。	



5 策定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法第9条に規定された尾張旭市障害者計画及び障害者自立支援法第88条に規定された尾張旭市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、幅広い視点から専門的な意見を聴取する尾張旭市障害者計画・障害福祉計画策定会議(以下「策定会議」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関し、必要な事項を調査・検討する。

(構成)

第3条 策定会議は、15人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 障害者団体
- (4) 障害関係事業所
- (5) 関係行政機関
- (6) その他、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 策定会議に座長を置き、座長は構成員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、座長が招集する。

- 2 策定会議は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。
- 3 策定会議の円滑な運営を図るため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

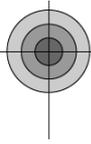
第6条 策定会議に関する庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。



6 策定会議構成員名簿

策定会議構成員

(敬称略)

構成	氏名	所属団体・役職	備考
学識経験者	丹羽 典彦	日本福祉大学	座長
福祉関係団体	星原 淳一	尾張旭市社会福祉協議会	
障害者団体	斉場 正規	尾張旭市身体障害者福祉協議会	
	坂尾 宣雄	尾張旭市手をつなぐ親の会	
	鷲田 和	障害者とともに生きる会	
障害関係事業所	榎本 博文	就労移行支援施設 くすの木	職務代理者
	古川 雅浩	ひまわり作業所	
	奥先 宏一郎	地域共同作業所 ミロアール	
	柴田 康晴	指定児童デイサービス 楽田 RAKUDA	
関係行政機関	安藤 誠治	瀬戸保健所	
	請井 孝全	瀬戸公共職業安定所	

福祉団体等作業部会委員

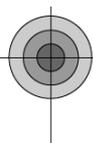
(敬称略)

氏名	所属団体・役職
斉場 正規	尾張旭市身体障害者福祉協議会
坂尾 宣雄	尾張旭市手をつなぐ親の会
鷲田 和	障害者とともに生きる会
榎本 博文	就労移行支援施設 くすの木
古川 雅浩	ひまわり作業所
奥先 宏一郎	地域共同作業所 ミロアール
柴田 康晴	指定児童デイサービス 楽田 RAKUDA

庁内作業部会委員

(敬称略)

氏名	所属	職名
加藤 剛	行政課	主査
小久保 俊幸	安全安心課	主査
大谷 司	産業課	副主幹
小林 亨	こども課	副主幹
千葉 幸代	健康課	課長補佐
大和 弘明	都市計画課	主査
岡田 和也	学校教育課	副主幹
鎌原 大治	社会福祉協議会	福祉主事



7 用語解説

【ア行】

愛知県障害者就労支援者	愛知県が行う就労支援者育成事業です。障害のある人が職場に適応して働き続けるよう、就労支援に必要な知識を習得するための研修を受けた福祉施設の職員の事をいいます。
-------------	---

【カ行】

筋ジストロフィー	筋肉が萎縮し、その機能を失っていく病気を総称して筋ジストロフィーといいます。いくつかのタイプに分類されますが、代表的なデュシャンヌ型では、通常2～4歳頃で、転びやすい等の異常が見られます。その後、全身の筋肉の萎縮変性は常に進行性であるため、歩行不能になり全面的な介助を必要とする重度身体障害となります。
----------	---

【サ行】

重症心身障害者(児)	障害の種別にかかわらず2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称です。
障害者就業・生活支援センター	在職中、もしくは就職を希望されている障害のある人が抱える課題に応じ、就業面及び生活面の一体的な支援を行う場所です。雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して支援します。
障害者自立支援法	身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに分かれていた障害のある人の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分な福祉サービスの提供を行うことにより、障害のある人がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律です。
障害保健福祉圏域	保健福祉サービス体系について、各種サービスを面的、計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するためのものです。人口が概ね30万人となるよう、定められています。尾張旭市は、瀬戸市、日進市、豊明市、長久手町、東郷町と共に尾張東部障害保健福祉圏域を形成しています。
障害程度区分	福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の心身の状態を総合的に表す区分であり、市町村が福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。
障害福祉サービス	障害のある人々が必要とする福祉サービスをいいます。障害者自立支援法に基づく基本指針での「指定障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいいます。
職親制度	愛知県知事が事業主に委託し、障害のある人の能力に適した職種について、一年以内の訓練を行い、それによって職場に対する心理的不安を除きながら技能を身につけて、訓練修了後には事業所に引き続き雇用していただくという制度です。

ジョブコーチ(職場適応援助者)	障害のある人が職場に適応でき、定着できるよう、就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者のことです。平成14年5月、障害のある人の雇用支援事業として職場適応援助者事業が始まりました。
自立支援医療	更生医療、育成医療、精神通院公費のように障害の種類や年齢により決められていた公費負担医療制度を一本化したものです。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者を消費トラブル等から保護するため、法律行為を助けるものを選任する制度です。本人の能力に一定の制限をする事になりますが、本人が行った不利な契約の破棄等を行える後見人を定める事ができます。

【夕行】

地域生活支援事業	市町村または都道府県が行う障害者等の自立支援のための事業です。事業の内容は相談支援、移動支援、日常生活用具、コミュニケーション支援、地域活動支援等があります。
トライアル雇用(障害者試行雇用事業)	障害者雇用機会創出事業のひとつです。障害のある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇っていただき、障害者雇用の機会を拡大していこうとするものです。期間は原則として3ヶ月間です。

【ナ行】

日常生活用具	<p>重度の障害児(者)の人が、日常生活を送るうえで必要とする用具です。給付品目には次のものがあります。</p> <p>介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド</p> <p>自立生活支援用具 入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置</p> <p>在宅療養等支援用具 透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計</p> <p>情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)、点字図書</p> <p>排泄管理支援用具 ストマ装具(蓄便袋、洗腸装具、蓄尿袋、紙おむつ等)、収尿器</p> <p>住宅改修等 居宅生活動作補助用具(住宅改修)</p>
--------	--

ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそあたり前の社会であるという考え方です。
------------	--

【ハ行】

発達障害	<p>発達障害には次のような症状があります。</p> <p>高次脳機能障害 交通事故等による頭部外傷や脳血管障害等による後遺症のため、記憶障害、注意障害、感情障害、意欲の低下など、時に社会復帰を困難にするさまざまな症状が現れます。</p> <p>アスペルガー症候群 知的障害を伴わない自閉症のことで、対人関係やコミュニケーションの障害、こだわり行動などに特徴がある障害です。</p> <p>広汎性発達障害（PDD） 自閉性障害に対する総称的な呼称です。自閉症の診断基準をすべて十分満たすものから、その症状が非定型であったり、程度が弱いものまでを広く包含した概念です。</p> <p>注意欠陥／多動性障害（AD／HD） 勉強や仕事等に細かい注意を払うことができずに誤りを起こすことが多かったり、よく物をなくしたり、話しかけられても聞いていないことが多かったり、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴を持った障害です。</p> <p>学習障害（LD） 全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推理や推論するなどの特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す障害です。</p>
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともとは住宅建築用語で登場したもので、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いのですが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理（意識）的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。
法定雇用率	常用労働者数 56 人以上規模の企業等に対して、その雇用している労働者に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が一定以上であるよう法律で定めた値です。企業では 1.8%、官公庁では 2.1% を超えるよう定められております。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のことです。
------------	--

【ラ行】

リハビリテーション	障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加をめざす障害者施策の理念です。
-----------	--

尾張旭市障害者計画・障害福祉計画 平成 21 ~ 23 年度 (第 2 期)

平成 21 年 3 月

発 行 尾張旭市

〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600-1

電 話 0561-53-2111 (代表)

F A X 0561-52-3749

<http://www.city.owariasahi.lg.jp/>

OWARIASAHI



“あさびー”

尾張旭市イメージキャラクター

「この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています」